

令和5年 第2回

# 南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

## 令和5年第2回南会津町議会定例会会議録目次

### 第1日 6月16日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	4
◎会期の決定	4
◎諸報告	4
◎議案第27号から議案第38号まで一括上程、説明	6
◎請願の委員会付託	12
◎散会の宣告	15

### 第2日 6月21日(水)

◎議事日程	17
◎本日の会議に付した事件	17
◎出席議員	17
◎欠席議員	17
◎説明のための出席者	17
◎事務局職員出席者	18
◎開議の宣告	19
◎議事日程の報告	19
◎一般質問	19
川島 進 議員	19

森 秀 一 議員	2 7
湯 田 哲 議員	3 6
湯 田 芳 博 議員	5 7
芳 賀 正 義 議員	7 0
室 井 英 雄 議員	8 1
◎散会の宣告	9 0

第3日 6月22日(木)

◎議事日程	9 1
◎本日の会議に付した事件	9 1
◎出席議員	9 1
◎欠席議員	9 1
◎説明のための出席者	9 1
◎事務局職員出席者	9 2
◎開議の宣告	9 3
◎発言の申出	9 3
◎議事日程の報告	9 4
◎一般質問	9 4
星 和 孝 議員	9 4
渡 部 裕 太 議員	1 0 1
丸 山 陽 子 議員	1 1 5
古 川 晃 議員	1 2 7
渡 部 訓 正 議員	1 4 5
◎散会の宣告	1 6 0

第4日 6月23日(金)

◎議事日程	1 6 1
◎本日の会議に付した事件	1 6 2
◎出席議員	1 6 2
◎欠席議員	1 6 2

◎説明のための出席者	1 6 2
◎事務局職員出席者	1 6 3
◎開議の宣告	1 6 4
◎議事日程の報告	1 6 4
◎議案第 2 7 号 南会津町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する 条例の質疑、討論、採決	1 6 4
◎議案第 2 8 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	1 6 5
◎議案第 2 9 号 工事請負契約について（御蔵入交流館空調設備更新機械設備 工事）の質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 3 0 号 工事請負契約について（御蔵入交流館空調設備更新電気設備 工事）の質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 3 1 号 物品購入契約について（建設機械購入）の質疑、討論、採決	1 7 1
◎議案第 3 2 号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）の質疑、討 論、採決	1 7 3
◎議案第 3 3 号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）の質 疑、討論、採決	1 7 3
◎議案第 3 4 号 物品購入契約について（車庫棟移動棚購入）の質疑、討論、 採決	1 7 4
◎議案第 3 5 号 南会津地方環境衛生組合理約の一部を変更する規約の質疑、 討論、採決	1 7 5
◎報告第 3 号 令和 4 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての 質疑	1 7 6
◎報告第 4 号 令和 4 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いての質疑	1 7 9
◎報告第 5 号 令和 4 年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついての質疑	1 7 9
◎議案第 3 6 号 令和 5 年度南会津町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑、討 論、採決	1 8 0
◎議案第 3 7 号 令和 5 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	

の質疑、討論、採決	190
◎議案第38号 監査委員の選任についての質疑、討論、採決	191
◎令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出 を求める請願書の委員長報告、質疑、討論、採決	192
◎日程の追加	196
◎委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書の提出についての 上程、説明、質疑、討論、採決	197
◎議員派遣の件について	198
◎閉会中の継続調査について	199
◎閉会の宣告	199
◎署名議員	201

令和5年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和5年6月16日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第27号から議案第38号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願の委員会付託

令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員 (なし)

### 説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
星貴夫	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	館岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
目黒智夫	南郷総合支所 振興課長		

### 事務局職員出席者

星博文	事務局長	星彰	事務局長補佐
-----	------	----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和5年第2回南会津町議会定例会を開会します。

開議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る6月5日に開催されました令和5年度福島県町村議会議長会定期総会におきまして、多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、本町議会議員高野精一君、私、山内政が特別功勞者として表彰されました。

これより受賞者へ伝達を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に演壇の前にお進み願います。伝達は副議長からお願いします。

○星 博文議会事務局長 高野精一議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○星 博文議会事務局長 山内政議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○山内 政議長 以上で、表彰の伝達を終わります。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



---

◇

◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、芳賀正義君、10番、室井英雄君を指名します。

---

◇

◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から6月23日までの8日間とし、明17日から20日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月23日までの8日間とし、明17日から20日までを休会とすることに決定しました。

---

◇

◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和5年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、5月24日に招集されました令和5年第3回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び令和5年第3回南会津地方環境衛生組合議会臨時会の概要は、お手元に配付の「報告書」とおりです。

次に、監査委員から、本年5月末までの令和4年度及び令和5年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和5年第1回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の「一般行政報告書」のとおりです。

ここで、町長より発言したい旨の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和5年4月20日付で南会津町議会議長へ報告しております高額医療合算介護サービス費の未支給事案について、報告時に確定していなかった未支給額の確定及び職員に対する処分について報告をさせていただきます。

まず、制度の概要であります。高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額になった場合、自己負担を軽減する制度で、所得ごとに設定された限度額を超えた額が支給されるものとなっております。

福島県国民健康保険団体連合会から本町の住民生活課国保年金係に対し、国民健康保険と介護保険の合計が基準額を超えた方の名簿が届き、名簿によって国保年金係が被保険者へ申請を勧奨し、本人の申請に基づき支給するものであります。被保険者から最初に申請を受ける国保年金係で国保連合会システムへの入力漏れがあり、国民健康保険のみ支給手続を行ったことから、結果して健康福祉課介護保険係で支給対象者を把握することができず、未支給となったものであります。

未支給となっていた額につきましては、令和5年4月20日付の報告と同じく、10人、15件、34万4,886円でありました。未支給となっていた方に対しては、文書によりおわびした上で、令和5年5月26日に振込を完了したところであります。

また、関わった職員の処分に関しましては、令和5年6月8日に懲戒審査委員会を開催し、人事院の懲戒処分の指針及び町における過去の処分内容と照らし合わせ、懲戒処分には至らない嚴重注意といたしました。

今回の件でご迷惑をおかけいたしました皆様にご心からおわび申し上げますとともに、今後は業務内容の再確認及び関係部署間の連携を強化し、再発の防止と信頼回復に努めてまいります。

なお、今回の処分内容につきましては、南会津町職員の懲戒処分等の公表基準に該当しない

ことから、報道機関への発表は行いませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、ご報告をさせていただきます。

○山内 政議長 これで諸報告は終わりました。



◎議案第27号から議案第38号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第4、議案第27号から議案第38号まで一括上程しますが、提出議案中に出席議員本人に関係のある案件がありますので、提出者の町長より分割して提案理由の説明をいただきます。

まずはじめに、議案第27号から議案第37号までの提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 令和5年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用中のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第27号 南会津町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続のデジタル化・オンライン化の促進による住民サービスの向上、感染症蔓延防止等の諸課題への対処を図ることを目的に、本町における行政手続の見直しを実施した結果、慣例的に不必要な押印を求める規定を見直すこととしたため、当該規定を有する3本の条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げ、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

次に、議案第29号 工事請負契約（御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事）をご説明申し上げます。

本案は、老朽化し、更新工事が必要となった御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、空冷ヒートポンプチラー6台、ビル用マルチ室外機4台、ビル用マルチ室内機32台、外気処理ユニット2台を設置する工事でありまして、入札参加資格申請のありました2つの特定建設工事共同企業体による指名競争入札の結果、請負金額2億4,959万円で、光和・保科特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和7年10月31日までを予定しております。

次に、議案第30号 工事請負契約について（御蔵入交流館空調設備更新電気設備工事）をご説明申し上げます。

本案は、老朽化し、更新工事が必要となった御蔵入交流館空調設備更新電気設備工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、空調設備の更新に伴う電気設備工事でありまして、町内電気設備業者6者を指名し、指名競争入札の結果、請負金額6,202万9,000円で株式会社和泉電機が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和7年10月31日までを予定しております。

次に、議案第31号 物品購入契約について（建設機械購入）をご説明申し上げます。

本案は、館岩地域で稼働しております除雪ドーザの更新に係る物品購入契約であります。

当該除雪車両は、平成22年に購入し12年が経過しており、老朽化による馬力の低下と頻発する故障時の対応、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤、通学及び住民生活に支障を来している状況にあることから、除雪作業の円滑化による安全安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により、除雪車両の更新を行うものであります。

このため、5社を指名し、去る5月25日に指名競争入札を実施した結果、喜多方ブル自工株式会社が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、14トン級車輪式除雪ドーザ、ロータリー除雪装置つき1台、第4次排ガス規制対策型で、契約金額を4,378万円とし、納入期日は令和6年3月25日を予定するものであります。

次に、議案第32号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）についてをご説明申し

上げます。

本案は、田島地域の針生地区第1支団第2分団第6部及び川島地区第1支団第3分団第2部に配置している消防ポンプ自動車を購入から26年が経過し、老朽化による揚水及び放水能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安全安心の確保に支障を来していることから、消防ポンプ自動車2台を更新するものであります。

このため、2社を指名し、去る5月25日に指名競争入札を実施した結果、会津消防用品株式会社花落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要であります。消防ポンプ自動車CD-I型2台、契約金額を5,016万円とし、納入期限は令和6年3月29日を予定するものであります。

次に、議案第33号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購入）をご説明申し上げます。

本案は、田島地域の金井沢地区第1支団第2分団第4部に配置の購入してから26年が経過している小型動力ポンプ付積載車1台が、老朽化による揚水及び放水能力の低下と車両故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安全安心の確保に支障を来していることから、車両の更新を行うものであります。

このため、2社を指名し、去る5月25日に指名競争入札を実施した結果、株式会社ホシノが花落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要であります。小型動力ポンプ付積載車1台で、契約金額を1,383万8,000円とし、納入期限を令和6年3月29日を予定するものであります。

次に、議案第34号 物品購入契約について（車庫棟移動棚購入）をご説明申し上げます。

本案は、現在建設が進められている南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業において、車庫棟の2階の書庫スペースに永年保存文書等を保管するためのハンドル式移動棚を設置するものであります。

このため、4社を指名し、去る5月26日に指名競争入札を実施した結果、有限会社つるや商店が花落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

納入物品は、ハンドル式移動棚21台で、契約金額3,465万円とし、令和6年3月15日を納入

期限とするものであります。

次に、議案第35号 南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約についてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年4月に田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合の両組合を統合し、現在の南会津地方環境衛生組合を設立する際に、西部クリーンセンターの旧焼却炉の撤去は新組合で実施することとし、その撤去に要する経費の支弁方法については、南会津町と只見町が負担するよう規定されております。

旧焼却炉の撤去工事が令和4年11月に完了したことから、当該経費の支弁方法に関する規定を整理するほか、火葬場を新たに建設するときの経費の負担割合について、ごみ処理施設等の新設と同様に、構成団体で協議する規定を定めるため、規約の一部を変更するものであります。

次に、報告第3号 令和4年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許に係る繰越計算書の報告をするものであります。

令和4年度予算から令和5年度に繰り越した事業は、価格高騰緊急支援給付金事業ほか5事業で、繰越額の総額は2億715万3,000円であります。なお、土木費の社会資本整備総合交付金事業は、大新田1号線南郷橋関連事業、関本古内線富貴沢橋関連事業であり、緊急自然災害防止対策事業は、東106号線道路改修工事などであります。

次に、報告第4号 令和4年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書の報告をするものであります。対象となる事業は、生活基盤施設耐震化等交付金事業ほか3事業で、世界的な半導体不足により資機材が工期内に納入できないことにより、令和5年度に繰越しをしたものであります。

次に、報告第5号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書の報告をするものであります。

対象となる事業は、汚水処理施設等修繕費で、世界的な半導体不足により資機材が工期内に納入できないことによつて、令和5年度に繰越しをしたものであります。

次に、議案第36号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,485万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ129億8,584万7,000円とするものであります。

主な補正の内容であります。住民税非課税世帯に3万円を給付する価格高騰緊急支援給付金給付事業費、この冬の雪害等で被災した公共施設の修繕関係費用のほか、コミュニティ助成事業補助金などの計上であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第15款国庫支出金は、価格高騰緊急支援給付金給付事業の財源となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加で、7,801万5,000円を計上するものであります。

第21款諸収入は、この冬の雪害に対する建物共済保険金204万円、コミュニティ助成金の交付決定により480万円を計上するものであります。

続きまして、歳出について主な内容をご説明申し上げます。

第2款総務費は、折橋区の除雪機整備事業、中荒井区のごみ集積所整備事業、本町区の防災資機材整備事業の実施に対するコミュニティ助成事業補助金480万円を計上するもので、第3款民生費は8,080万7,000円の計上で、雪害による福祉施設修繕工事請負費のほか、物価高騰対策として国の制度に基づき、住民税非課税世帯等1世帯当たり3万円を給付する価格高騰緊急支援給付金給付事業を計上するものであります。

第4款衛生費は、館岩保健センターの雪害修繕料として31万1,000円の計上、第7款商工費は、高畑スキー場リフト修繕工事請負費223万円の追加計上、第10款教育費は、雪害による教育文化施設等の修繕関係費用293万円を計上するものであります。なお、第14款予備費は、歳入との関連で622万3,000円を減額するものであります。

以上、一般会計補正予算の内容をご説明申し上げます。

次に、議案第37号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ317万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億2,582万9,000円とするものであります。

歳入は、第1款国民健康保険税のみの補正であり、被保険者数の見込みと前年度の所得等から試算した結果、317万1,000円を減額補正するものであります。

歳出では、第3款国民健康保険事業費納付金を今年度の確定に伴い570万5,000円を追加し、

第7款予備費では、歳入との関連で887万6,000円減額するものであります。

以上、議案第27号から議案第37号までの議案11件、報告3件をご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 ここで、議案第38号 監査委員の選任については、議員本人に関係のある案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、8番、川島進君の退場を求めます。

〔8番 川島 進議員 退場〕

○山内 政議長 引き続き、議案第38号 監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、議案第38号 監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、町議会議員の任期満了による改選に伴い、町議会議員から選出する監査委員を新たに選出するため、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご提案を申し上げます川島進氏の経歴については、別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、識見、実績ともにすぐれた同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 議案第38号の提案理由の説明が終わりました。

8番、川島進君の入場を許可します。

〔8番 川島 進議員 入場〕

○山内 政議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。





◎請願の委員会付託

○山内 政議長 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件を受理しております。

令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番の古川晃です。

令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、福島市上浜町10-38、氏名は福島県教職員組合中央執行委員長 瀬戸禎子氏です。

これまでも同様の趣旨で請願がなされ、本会議において意見書提出の採択をいただいている内容ですが、議席改選直後の本会議のため、請願の趣旨を一通り読み上げます。

請願の趣旨。

東日本大震災から12年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和5年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されています。（前年度1.35億円減）

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は、小・中・高等学校、特別

支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和4年4月1日時点で約4千9百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、令和6年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

なお、提出先となる政府関係機関は、1、復興大臣、2、文部科学大臣、3、総務大臣、4、財務大臣の4名です。

以上、意見書提出についての採択をお願いいたします。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ただいまの説明では抽象的な文言が多くて、具体的にどういう実態になっているのか分からないので、その実態をもう少し具体的に説明できれば、お願いしたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 主にここに書いてある部分では、国からの財政的な支援、学校とか保

育所、幼稚園などに対する財政的な支援を、国は特に、被災した生徒に対しての財政的な支援を継続的に行ってきたわけなんですけど、ここに書いてありますとおり、その国の国庫負担による財政支援が震災後、年数を経過することによって総額が減額されていくと。あるいは、段々打切りを検討されるようになってきているというようなことから、この国庫負担による財政支援を継続していただくように求めるような内容になっております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 またお話では抽象的なんです。例えばですが、被災児童生徒就学支援事業ということなんですけど、被災をしていない児童生徒への就学支援というものもあるわけですね。そうすると、被災児童特有の経済的な困窮原因というのは何ですか。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 被災している児童生徒に対してのということでございますね。その辺につきましては、私も具体的に今ちょっとここで述べることでできませんので、もうちょっとこの辺、詳しい方にお聞きして、その後回答させていただくようにしたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 委員会に付託をするという目的があるわけですね。委員会に付託するということは、この内容について熟知をしていないといけない、私はそう感じております。そこで、つまり私たち議員が、議会の活動を通して1つの提案をしたり請願をしたりするという行為の中に、じゃ、被災児童生徒以外の例えば生活者、そこでの経済的な困窮があるのかなのか。それと比較して、これは特異な例なので、国としても、あるいは県としても、町としても対応しなければいけない。ここに差異をきちっと見つけた上で、対応を決めるというのが私は大事ではないかと、こう思うんですがいかがでしょうか。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私もそのとおりだと思っています。

本当に今回の東日本大震災、想定外の被災というか、あまり被害がなかった南会津のほうでも大変な被害があり、直接的にも間接的にも深いところまで傷を負っているわけなんですけども、そういったことも含めて、こういった国庫負担による援助があるということは、様々な面で被災地域の子供たちを助けるということになっていると思います。

それは、直接的な被災だけではなくて、学校とか保育園、保育所、そういったところを助け

るという意味でも、非常に役立っている制度であるというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一応、紹介議員である以上はこの内容を精査した上で、それがいいとか悪いとかではなくて、実態をしっかりと議会にあからさまに出して、その実態があるからこそ、私たちのところでは直接的な被害がなかったけれども応援していきましょう、こういう行為をすべきだと思うので、ぜひこの後精査をされて、委員会まではもう少し具体的な内容で説明できるようにお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ただいまのご意見いただきまして、私もこの後、さらにこの内容を深めておきたいと思ひます。その時点でお知らせしたいと思ひます。

以上です。

○山内 政議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託します。



#### ◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願ひます。

本日これにて散会します。

次の本会議は6月21日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時54分

令和5年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和5年6月21日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 8番 川島 進 議員
- 7番 森 秀一 議員
- 13番 湯田 哲 議員
- 9番 湯田 芳博 議員
- 2番 芳賀 正義 議員
- 10番 室井 英雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 酒井 幸司 議員  | 2番 芳賀 正義 議員  |
| 3番 湯田 剛正 議員  | 4番 星 和孝 議員   |
| 5番 古川 晃 議員   | 6番 渡部 裕太 議員  |
| 7番 森 秀一 議員   | 8番 川島 進 議員   |
| 9番 湯田 芳博 議員  | 10番 室井 英雄 議員 |
| 11番 丸山 陽子 議員 | 12番 楠 正次 議員  |
| 13番 湯田 哲 議員  | 14番 高野 精一 議員 |
| 15番 渡部 訓正 議員 | 16番 山内 政 議員  |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 佐藤 一範 副 町 長

星 英 雄	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
星 貴 夫	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

**事務局職員出席者**

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 川 島 進 議員

○山内 政議長 8番、川島進君の登壇を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 議席番号8番、川島進です。これより、一般質問を行います。

質問事項は、大きく2点であります。

まず、1点目、小学校、中学校、高等学校の入学時における支援をということで、それぞれ

の入学時において、ランドセル、体操着、自転車、教科書、制服代等々多くの費用を保護者は負担しなければなりません。

地域経済の回復があまり見込まれない現在、教育予算を拡充し、現金による支援ができないか伺います。

2つ目、たかつえスキー場スペースに通じる道路の改良工事とということで、たかつえスキー場のスペースに通ずる道路は至るところに穴が空き、くぼみが多くあります。利用者から早急に直してほしいとの声も上がっています。抜本的な改良工事ができないか伺います。

以上2点です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

8番、川島進議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目の入学時支援については、教育長に答弁を求められておりますので、そこを省略いたしまして私からは、たかつえスキー場スペースに通じる道路の抜本的な改良工事ができないかとのおただしについてお答えを申し上げます。

本路線は、会津高原たかつえスキー場のグレンデ増設、高速リフトスカイロード・ワン設置及びスペースを整備するために開設され、平成元年のスカイロード・ワンの運行開始とともに、一般車両も通行可能な道路として供用開始されたところであります。

その後は、スキー場の施設として管理されており、平成30年に当時の会津高原リゾート株式会社からスキー場施設を町が取得したことに伴い、本路線も町の管理となったところであります。

町道に認定をし、国の補助等を活用しながら抜本的な改良工事を行うことも考えられますが、町道に認定するには図面や各種調書が必要になり、これらの書類を整備するために多額の費用を要することから、現在も町道には認定しておりません。

しかしながら、本路線の損傷は確認しており、利用状況等を勘案し、昨年度は特に損傷が著しい箇所、約400平方メートルの舗装修繕を行ったところであります。

今年度につきましては、スキー場部分のリフト運行やホテル営業に支障を来すおそれのある設備の修繕を優先したことから、本路線の修繕を実施する予定はありませんが、今後、舗装の損傷状況等を確認しながら、予算の範囲内で修繕を行ってまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさ



せますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 皆様、おはようございます。

それでは、私からは、小学校、中学校、高等学校の入学時における支援をに関してお答えいたします。

町では、経済的な理由により、就学が困難な小・中学生の児童・生徒の保護者に対しまして、学用品費、学校給食費、そして修学旅行費などを支給する就学援助費支給制度を設けております。

この制度の中で、小学校、中学校の新1年生に対しましては、新入児童生徒学用品費という名目で、入学の前の3月上旬に就学援助費を支給し、通常必要とする学用品の購入に充てていただいております。

なお、一般の家庭におきましても、昨今の電力・ガス・食料品費等の価格高騰により、家計に大きな影響を受けていることは承知しておりますが、町としましては財政状況等を勘案いたしまして、現時点においては、教育費を拡充しての現金による支援は予定しておりませんのでご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 今回の教育長の答弁だと、困難な家庭にはそれなりに、援助を3月に現金で行い、それで入学の準備に充ててもらえるというようなお話ですが、ここで、今回配られました町の広報の中に、妊娠期から出産申請時に対しての助成等々が載っております。ここだと、不妊、不育治療費助成金として、1夫婦当たり年間上限が2万円で2年間。それから、妊娠された際には、ウェルカムベビーギフト、ハローベビーギフトということで5万ずつの現金。その後は、出生の際には、新生児1人に対して10万円の商品券の交付と。

これ、何言いたいかというと、結局お子さんが生まれる前、生まれたときにはこれだけの包括的な支援がございます。今、教育長がおっしゃった、それからなんですね。

お子さんは、どんどん成長してきて、小学校、中学校、高校と、それはもちろん大学、専門学校というものもあると思いますけども、その際に、今ランドセルって幾らするんだと、ランドセル商戦はもう7月、早いと1年前から。今、来月あたりがピークだなんというものもテレビでやっていましたし、値段もピンキリあると思いますが、もう高いのだと8万、あとオリジナ

ル的なものだと10万程度すると。これ1個買うと6年間それは使えるから、1年に割るとどうだということになると思うんですが、結構な親御さんの出費。それから、中学生になれば自転車通学、ジャージ等々書いてきました。あと高校になれば当然、数十万、私の体験だともう30年くらい前ですけども、40万からそのくらい。教科書とか制服とか当然自転車も入っていましたがそのくらい、そういう30年前という大きな年数の前なんだけども、結構かかっています。現在は、もうそれ以上の高校入学時に親御さんの負担が、当然強いられると思います。

だから、町ではこの妊娠期、出産、新生児云々とそれだけ手厚くやっている。これは非常にいいことだと思うんですが、その後、今申し上げたように、各学校に入学する際に少しでも、僅かなものでもいいですから、券じゃなくて、地域の経済の活性化には券が一番いいんでしょうけども、なかなか券で求められるものも限りがあると。この町内に売っていないものもあるというようなことで、現金でできないかという質問をさせていただきました。

結局、今後のやり取りは、教育長は拡充してまではやらない。新入生に対して、ある程度やっているからということなんでしょうか。その辺、親御さん結構な出費という部分に関してどのように考えていらっしゃるか伺います。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

答弁の中でも申し上げましたが、本当に昨今の経済状況考えますと、親御さんの出費は、大変大きいかなというふうにそれは理解しているところであります。私も子供3人おりましたので、入学のたびにいろいろ買物したりして、お金かかるものだなという思いはしております。ただ、教育に子供の入学とか何かにつきましては、事前に分かっているものですから、親御さんの中には、そのためにということで、生まれたときから準備されている方もいらっしゃるかなというふうに思います。また、それを楽しみにして、おじいちゃんやおばあちゃんも学費の準備等を考えている方なんかもいらっしゃるかなというふうに思います。

そのように、皆さんそれぞれの立場でいろいろと考えながら、それを楽しみにしている方なんかもいらっしゃるかなというふうに思っています。

大変、経済的に困窮されている方につきましては、先ほども申し上げましたが、町の支援策もきちっと整備されていますので、ぜひ、まずそれを十分にご活用いただいて、それでもなかなか難しいという場合でしたら、また検討の余地はあるかなというふうに思いますが、現時点におきましてはご回答のとおり、現金による支給は考えておりませんので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 じゃ、そういうお答えですので、この場はそういうことで理解をいたします。

もう一点ですが、パパママ応援交付金事業、当然子育てに関する事なので、質問事項にはちょっと触れていないんですが、付随することですからちょっとお聞きしますが、以前新生児に対して、今は10万円の商品券を……

○山内 政議長 川島議員に申し上げますが、通告をされていないと、答弁用意されていないかもしれませんが、それでもよろしいですか。

○8番 川島 進議員 結構です。じゃ、質問続けてよろしいですか。

生まれたとき、それから1歳、2歳になったときに3回あったと思うんですが、それが1回だけということになって、2回はなくなったように記憶しているんですがそうでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

現在の制度事業自体は、第1子、第2子、第3子ともに生まれたときに10万円の商品券を贈る内容となっております。以前は、第2子は20万円、第3子は30万円と上乗せして交付していましたが、今は、第1、第2、第3ともに一律10万円に見直しているところでございます。

○山内 政議長 議長から申し上げます。

この次から、質問したいことについては、しっかりと通告をしてください。

続けてください。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 はい、了解しました。

それは、何でこの部分に触れたかという、結局ここで予算が減ったわけですね、今まで10、20、30って。じゃそういった部分、だからって減ったからここにとっておいて、何かあったときに出そう、私が今、この小・中・高のお話をしましたけども、そこに充ててくれと、なかなかそういったものを単年度で解決するわけですから、そういうわけにはいかないと思いますが、こういう目減りした分を、確かに教育長おっしゃった困難な家庭への援助もしていると、これも理解できます。ただ、子供さんが成長するにつれて、当然、費用も高額になってくる。で、あえて、私がこの質問をさせてもらいましたし、議長からも今あったんですが、通告にはないようなことまで、ちょっと関連的なことがあろうかと思って、今ちょっと触れさせただ

きました。この部分はおわびを申し上げますが、この1点目の質問に関しては、前向きに検討されるようお願いをして終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 川島議員のおっしゃりたいことは、多分子育ての対策として、乳幼児から幼少期までじゃなくて、その後の就学期の支援まで必要でしょうというような趣旨でご質問をされているのかなというふうに思います。

予算のことになりますと、なかなか教育長も答弁しにくいと思いますので、私のほうからお答え申し上げますが、町のほうでもこれまでの施策をスクラップアンドビルドをして、今までやってきたものも役割を終えたと、効果の薄いなというものを見直しをしながら、新たな事業に振り替えてきたところでございます。

今ほど、ご指摘をいただきました小学校、中学校、高等学校の入学時の保護者への負担、これが町として、新たな子育ての支援策として必要かどうかというところに尽きるんだろうと思います。

国のほうでも、子育て支援について新たな対策を講じるというような方針も出されておりますし、児童手当の拡充という話もあります。そういったところを町として、しっかり見極めながら、今議員が質問されたことが今後それぞれの親御さんに対しての支援として、必要かどうかについては引き続き検討させていただきたいと思います。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 じゃ、この1番に関しては、これで終わらせていただきます。

あと、2つ目のスペーシアに通ずる道路の抜本的な改良工事のことでありますが、再三数名の方、あそこふだんはそんなに多くの方は通らないです。花火のときとか、あとは冬期間スキーに来られる方が利用されるわけですが、ただ、スペーシアに勤務されるスキー場の職員の方、これは毎日のように、それに至る道路はそんなに全然凸凹ではないんですが、部分的にこれぐらいの面積とか、そういう応急処置的なものはあります。

メインの道路は結構ぼこぼこで、今年も何か所か舗装工事がされていますが、先般2回ほどその質問した道路、最近通ってきました。結構幅あるんですあそこは、道路幅が広いんです。それは、カーブが2か所、難所があって大型バスが上り下りするわけだから、狭くてはしょうがない。降車もするでしょうし。結構な道幅、道路幅を取っているわけですが、とにかく私、軽乗用車で行ったんだけど、それでもとにかく左側ずっと走っていても、ちょっと行くとこんな穴、こんな穴って、これをぐにゅぐにゅって、それを避けながらスペーシアまで行きまし

た。

それは何回も、何回も、今までも平成元年からだから、もう35年もたっているわけだし、修理、修理ってやっていらっしゃると思います。ただ、あれを本当にきれいなフラットな道路にするには、もうかなり厚く掘って舗装して、それでもいずれは傷むでしょうけども、抜本的な解決には、そういう大がかりな作業をしていただかなくちゃいけないと思う。当然多額の予算、それからお金もかかるでしょう。

ただ、7月29日には、また去年もあったように、今年はコロナもこういう状況だから、多くの方が来られると思います。ただあと1か月ちょっとしかないんで、今年には、取りあえず応急処置だけでも、結構なくぼみがあるからやってもらいたいんですが。それからすぐ冬になります。

今、町長のお話だと、30年に町取得したことによって、そこは町のものだと。でも町道という定義づけするには、多額のいろんな書類面だとかかかる。いずれにしてもあそこは、スペーシアたかつえスキー場等は、町の所有物なんでいくら町道という定義がないにしても、それは、修繕するのは町のほうであろうと思いますが、今年はそのような予定はない。今後は、時期を見てやるつもりであるという答弁をいただいたわけですが、それがいつ頃になるかって今ここで聞きしても、答えはどうなるか分からないですが、取りあえずその部分に関して伺います。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

スペーシアの道路修繕に関しては、先ほど町長答弁にもございましたが、スキー場と一体した中での予算の中で、対応しているというような状況でございまして、本年度につきましては、そのほかホテルだったり、スキー場だったりこちらのほうに予算が回った関係で、道路までちょっと手が回らなかったということでございますけど、基本的に部分修繕ということで、レミファルトという合材がございまして。そのレミファルトを100袋ほど買って、スキー場のほうに貸与してそちらで、直営で修繕をしていただくというような方法を取っていただいております。これは、例年やっておるところでございまして、次年度以降につきましては、その大がかりな修繕に関しては、やはり先ほどもこれも町長答弁でございましたが、町単費で実施するので、なかなかちょっと困難部分がございまして、町道に認定した上でやるのが、一番町にとっても一般財源を使わないでできる方法だということなので、そこら辺も含めて、検討していかなければいけないのかなというふうに考えてございます。ただ、それが何年先になるのかというのは、ちょっと今のところ、具体的にはお示しできないというのが現状で

ございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 じゃその抜本的なものは、今支所長が、町長がおっしゃったように数年先になるのか、どの時点で実行していただけるのかちょっと、それは理解しました。

ただ、今支所長言われたレミファルトでよろしいですか。それはちょっと、私そういう部分に詳しくないのであれなんですけど、スキー場のほうに渡してやって、一般の人でも簡単にくぼみを埋めることができるような材料なんですか。

○山内 政議長 答弁する前に申し上げますが、マイクに近づいてお話しください。

館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 答えいたします。

レミファルトというのは、いわゆる肥やし袋みたいのに入ってホームセンターなんかにも多分売っているものなんですけど、いわゆる合材と、アスファルトのもとになっているようなものでございまして、ちょっとした穴に、それを袋ごとに20キロとか30キロという単位だと思えますけど穴埋めをして、その後、通常だと転圧してしますよね、その代わりに車の重みで転圧をしてそれが、自然に固まるというようなものですので、一般の方でも実際購入できるというものでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 分かりました。それでは、今年の夏祭りが7月29日の土曜日に開催されるでしょう。それまでに今1か月強ありますが、そのレミファルトを使って、結構な、とにかく何十か所もありますから、応急的なものを早急にやっていただいて、見物にくるお客様が、少しでもスムーズにそこを通れるようにしていただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも答弁をさせていただきますが、今、議員が言われたことは、多分地域の方からいろんな方にお聞きをして、実際に困っている実態を町のほうに届けていただいたというふうに認識をしております。

冒頭申し上げましたが、町道認定をして、有利な資金、そういったもので修繕をすべき方向かなというふうに思っております。ですから、町道を認定するためにどのくらいの経費がかかるのか、現場がどうなのか、再度現業の実行部隊であります建設課のほうでも、現場を見て町道認定の可能性も含めて、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

以上で私の質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、8番、川島進君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀 一 議員

○山内 政議長 次に、7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 議席番号7番、森秀一。通告に従いまして、一般質問を行います。  
質問は2点になります。

1点目の質問は、公用車の電気自動車導入はであります。

地球温暖化対策は、地球全体の課題として、大きく叫ばれております。そんな中で、日本は2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするという目標を宣言しました。このことから、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、自動車の脱炭素化が進められています。

自動車は化石燃料であるガソリンを燃焼させるため、多くの二酸化炭素を排出します。自動車が排出する二酸化炭素は、日本全体の約2割弱を占めていることから、車の炭素化は必須となっております。南会津町における温暖化対策としては、太陽光発電の導入や森林整備による二酸化炭素の吸収など、地球温暖化対策に対する意識は感じられますが、温室効果ガスの排出削減に効果のある電気自動車化は進められていないように思います。公用車の電気自動車の導入は温暖化対策に大きく貢献できるものと考えますが、そのことに関する課題も多くあると思います。

南会津町の地球温暖化対策のさらなる手段として、公用車の電気自動車化を図り、公共機関の立場から、住民に対し手本を示すべきと考えます。

さらには、公用車の電気自動車化をはずみとして、住民の導入に対する誘導や、支援を考えていくべきだと思います。

このことから電気自動車導入について、公用車に限定して次のことについて質問します。3点について質問します。

1点目は、公用車の保有台数と更新の基準はであります。

公用車の配備としては、各課の目的に沿って車種を決定し、各課管理の下に使用されていると思います。また、第三セクター等の他団体への貸付車もあると思います。電気自動車に替えることができると思われる町の所有台数車両が何台あるのかを確認するため、規格別の台数について伺います。

また、公用車を更新する場合は、それぞれの状況に沿って更新されているとは思いますが、耐用年数や走行距離、さらには故障や整備の頻度など、更新の目安となる基準を町として設定しているのかどうかを質問します。

次に、2点目、最近における公用車の購入状況と電気自動車の導入はであります。

公用車の買換えは毎年行われていると思いますが、最近5年程度の中で、購入された公用車の台数や買換え等の事情などについて伺います。また、町管理車両に電気自動車がありましたら、台数とそれぞれの配備先、配備の理由と使用状況について伺います。

次に、3点目、今後の電気自動車と充電設備の導入に対する考えはであります。

今後も公用車の買換えは進められて行くと思いますが、電気自動車の導入について町の考えを伺います。

また、電気自動車の導入と充電設備の整備は同時に行われるものと思われます。充電設備は自動車の原動力になるばかりでなく、停電時の応急対策などにも活用されると聞きますが、充電設備の導入についての考えも伺います。

次に、質問事項の2点目、南郷地域水道設備整備の現状と課題はであります。

住民生活において、安全で、安心して飲める水道水の供給は、最も大切なことであります。南郷地域の水道設備については、過去において水源地の水質問題や石綿管の布設替えなど、解決すべき多くの課題がありました。その後、南郷地域では、南郷地区水道施設整備事業の着手により、水源地の整備や漏水対策として耐久性のある耐震管への布設替え工事など、課題解決のための工事が進められてきました。事業着手から長期間が経過したことから、多くあった課題も解消されたものと思っております。

このことから、南郷地域の水道が安全で安心して飲める水道として、全戸に供給されていると思っております。現状確認するため、次のことについて質問します。4点について質問します。

1点目、水源地の現状と課題はであります。

水源は、良質な水道水を確保するための源であり、施設や水質に問題があっては目的が達成されません。現在使用している水源地の施設や、水質に問題がないか伺います。

2点目、必要水量の確保状況と水質はであります。



水源地の整備により、南郷地域全体で必要とする水量は、十分な量が確保できているか現状を伺います。また、基準に合致した水質になっているかを考えます。

3点目、埋設管の現状は、また、課題があれば対策はであります。

老朽管や石綿管の布設替えは、十分進められたように感じますが完了には至っていないのか、また漏水が多発している管路はあるのか伺います。

4点目、水質等の苦情があるか、またあればその対応はであります。

過去においては、水源地の水質に問題があり、苦情として叫ばれていましたが、現在解決しているものと思われま。実情として水質等の苦情はあるのか、あるとすればその対応について伺います。

以上で、壇上からの質問は終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 7番、森秀一議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、公用車の電気自動車導入に関する1点目、公用車の保有台数と更新の基準はどのおたただしであります。町が保有している公用車は、消防や除雪等の特殊車両、バス等の大型車両を除き、普通車が73台、軽自動車が19台、合計で92台となっております。

このうち、第三セクターや振興公社等の関係団体に貸し付けている車両台数は、普通車が10台、軽自動車が6台、合計で16台であります。

これらの公用車の更新基準につきましては、毎年、稼働状況を調査し、経過年数、走行距離、修繕費用、安全上の問題等からランクづけを行い、必要性や予算も考慮しながら更新車両を選定しているところであります。

次に2点目、最近における公用車の購入状況と電気自動車の導入状況はどのおたただしであります。今年度も含め過去5年間の購入状況は、普通車が7台、軽自動車が7台、合計14台の更新を行っており、経年劣化により修繕費が割高になっていること、走行距離が長く、安定性に不安があること、出張等で使用頻度が高く、燃費性能を考慮したことなどが更新の理由となっております。

また、電気自動車の導入状況につきましては、環境水道課に配備している普通車1台のみとなっております。この車両は平成27年に、日産自動車が集めた電気自動車活用事例創発事業の採択がきっかけで導入したものであり、3年間の無償貸与機関を経て取得したものであります。

なお、この車両は週4日程度使用しており、フル充電で約140キロメートル程度の走行が可

能であります。しかしながら、峠道などの上り坂の走行、それからエアコン使用時によって極端に電気を消費する、こういったことがあるため、遠方への走行に不安があるのが現状であります。

次に、3点目、今後の電気自動車と充電設備の導入に対する考えはとのおたただしであります。電気自動車の導入は、環境負荷を低減するとともに環境意識の普及啓発につながり、町の環境基本計画に掲げている環境指標の一つ、低公害車の導入を達成する上でも有効であると認識しております。

しかしながら、電気自動車は普通車と比較して、車両価格が非常に割高であることに加え、充電設備等の附帯的な整備が必要であり、生産メーカーや車種も限定されているため、導入が進んでいないのが現状であります。

なお、現在建設を進めております本庁舎の車庫棟においては、将来的な電気自動車及び充電設備の導入を見据えた設計内容としているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、南郷地域水道施設整備の現状と課題はに関する1点目、水源地の現状と課題はとのおたただしをいただきました。

東地区以外については、施設の老朽化が進んでいるものの、定期水質検査において飲料水の水質基準を超過する項目はなく、水質等について早急に対応すべき課題はありません。

東地区については、水質に問題はないものの、水源地が実質的に河川敷内にあるような状況となっており、維持管理が非常に困難であります。

このようなことから、令和元年度に新水源地を調査し、水量の調査を行い、令和4年度に取水地点の変更認可を取得したところであります。

次に、2点目、必要水量の確保と水質はとのおたただしであります。東地区については水源から、その他の地区については地蔵沢、水根沢、下山のそれぞれの水源から、南郷全体に配水できる十分な水量を確保できているというふうに認識しております。

このことから、以前、濁りが生じておりました小野島水源につきましては、現在、使用をしておりません。

水質については、飲料水は月1回の定期検査を行って水質基準を確認しており、水源の原水については、気温の上昇する時期に検査を行い、異常がないことを確認しております。

次に、3点目、埋設管の現状は、また課題があれば対策はとのおたただしであります。石綿セメント管につきましては、完全に布設替えが終わっていない状況にあるものの、現在、使用

していない管路がほとんどであることから、監視を続け、布設替えの必要性や時期を検討していきたいと考えております。

水道管の布設替えについては、石綿セメント管や経年化を優先するのではなくて、山口2号線や小野島地区への連絡管等の漏水多発管路を優先して布設替えを行っており、過去の修繕実績や漏水の状況によって、どの管路を優先して布設替えをするか判断しているところであります。

次に、4点目、水質等の苦情はあるのか、あればその対応はとのおたただしであります。小野島水源については、以前、濁りの苦情がありました。地蔵沢水源の配水区域を拡大し、問題を解決しております。

一方、下山地区の末端に当たる水道使用者から、さび水が出るなどの苦情があったと聞いております。

施設の性質上、そのお宅にだけさび水が給水されるような仕組みになっていないことから、水道メーターからご自宅の蛇口までの宅内配管部分に原因があるのではないかと考えております。あらかじめ原因を決めつけるのではなくて、担当者が現場で確認をするなどをして、対応しているところであります。

以上、答弁を、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、公用車の電気自動車の導入はであります。ただいまの答弁で、電気自動車に買い換えるのができる町所有の車両が、92台あるということで分かりました。かなり、多くの台数があるんだなということを実感しております。

また、更新基準については、ランクづけなど、それぞれの状況に応じて更新しているということで、大体予想していたとおりにかなということでした。

そこでお聞きしますが、私は電気自動車は車両としての利用、こればかりでなくて、停電時のバッテリーの代用というような思いを持っておりましたが、バッテリーとしてほかの目的に使用したような例があれば、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

先ほど、町長答弁にございました平成27年度に貸与を受けた電気自動車、こちらを活用しまして、以前、南郷地域で行われました音楽イベントで、音響機材の電源として活用したという

例があることで記憶してございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまの総務課長の答弁ですと、電気自動車以外にも既に利用されていたということで、私の質問の趣旨と合致したところではありますが、ということであれば、屋外のイベントだとかそればかりでなくて、例えば水道課なんかですと、夜間の作業にその自動車を持って行って、そのまま電気自動車をバッテリーにして投光機を照らす、そのような使い方もあるのかなと、ということであれば、電気自動車はかなり高額であると言いながらも、それらの利用を考えていけば、これからの自動車購入にかなり理由づけができてくるのではないかなというようなそんな思いも持ちました。

ということで、今ほどの、私の思いに対して何か町の考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

先ほど、電源としての活用ということでお話をさせていただきました。

現在の電気自動車につきましては、給電能力が1000ワットで15時間ほどもつというふうに言われておりまして、お話しありましたとおり現場での活用であったり、停電時の活用、そういったことでの活用ということで、車だけでなくそういった活用も可能であるというふうには認識をしております。

以上です。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、2点目の電気自動車の購入状況ですが、一度の充電で、140キロ程度の走行距離という答弁でした。短いとは思っていましたが、なるほど短いんだなというような思いを持ちました。

それで、私の思うところでは、例えば今、南会津町の中での動きの中でも、保健師さんがそれぞれの支所の巡回区域を回っているようなそういうのだとか、水道係がそれぞれの支所に車を配備して、荷物を積んだまま動いて回っているというような状況からすると、その車種選定の中で、短距離を専門に使うというような自動車の使い方もできるのではないかなというふうに思います。

こういう考えたときに、車を買う、買い換える口実になるんでないかなというふうに思いますが、これらについてのお考えをお聞きします。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

確かに短い距離の移動、そういった部分で言えば、電気自動車も十分活用可能というふうに考えております。しかしながらネックとしては、車両の購入価格、さらには電気設備の整備、そういったものがネックになっているのかなというふうに考えております。

電気自動車も今後普及していけば、その分値段も安くなるのかなというふうに思うところでございますので、今後買換えの際には、そういったところも含めまして、候補の一つには考えていきたいとそうように考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 3点目の、電気自動車と充電設備についてということで、私のほうから質問しようとしていたんですが、今、総務課長のほうからそれらに対するの答弁、電気自動車は高額であるということの答弁をいただきました。

高額であるということではあります、国や県が電気自動車の購入に対して、かなりの支援をしているような思いでいつも新聞、テレビなんかではやっているわけなんです、これらの制度、例えば国・県の補助金、または購入のときの減免措置、そういうものがあればちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

国のほうで、購入の際の補助ということを設けているようでございます。

車種ですとか、金額によってある程度段階はあるようでございますが、上限で今85万円の補助があるようでございます。ただ、85万円の補助受けられる車種につきましては、最低でも400万円以上と、大体あと電気自動車の価格が500万から600万というのが、国産の車で多いものですから、そういった価格を考えますと、なかなかその差額を埋めるというのが、なかなか難しい状況かなというふうには考えているところでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 課長から今、補助があっても85万円ですという答弁をいただきました。

やはり、85万円をいただいても、購入するには電気自動車は高いのかなという印象を私も持ちました。

それで、わたしにしての思いなんです、今後は、車両としての利用ばかりでなくて、各課、それとも町に関係する団体とそれらと連携しながら、バッテリーとしての利用を考えていただ

ければなど。そして、そのバッテリーとしての利用と車としての使用、そして、その購入価格とガソリン車と電気自動車、そういうのを比較といった中で、その差別的な部分について元の取れるような使い方を考えていけば、自動車の購入もある程度前向きに考えていただけるかなということで、これらのことを考えながら、導入に向けての対応をしていただきたいなということで私の思いを伝えて、次の質問に移らせていただきます。

次は、南郷地域の水道施設整備についてということでありますけれども、私は、この質問をするまで、東地区の水源地が河川内であったということを知りませんでしたわけだったんですが、これらについて水源地の場合ですと、水量だとか水質だとか、一番受ける立場の住民の立場からすれば、安全で安心な水道水をいただきたいということなものですから、これらの水質等についての検査もされたのかどうかちょっと確認をしたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

新しい水源につきましては、県の認可を取る際に必要ですので、水質のほうは確認しております。

その結果といたしましては、水質基準の中にある中でマンガンという物質が、基準を超えている状況にあります。ですので、その新しい水源地から水を配るようになるためには、マンガンを除去する装置をつければ、安全で安心な水が配れるということになります。それで、今使っている水源なんですけれども、管理が非常に困難だという以外は水量、水質ともに健全性を保たれておりますので、新しい水源への切替えをすぐやるのではなくて、今後の水道事業会計の状況見ながら、その時期について判断していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまの説明で分かりました。東地区の質問で、ついでとっては何なんですけれども、水源地の話は今分かりましたが、そこから各家庭に行くまでの管路、配水部分についての部分で何か、埋設管等の支障とかそういうものがないのかちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

現在、排水量等の監視をクラウドシステムで行っております、その内容見ますと東地区については、ほとんど漏水がないという状況にあります。

管路については、配水管からご自宅に自分で利用者さんが給水管を引いたお宅で、その口径

が細くて水圧が低いというような事例はありますが、役場が自ら引いた配水管については、健全性は保たれているというふうに考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 家庭内の問題は、家庭内で解決してもらうしかないので、大体話は分かりました。

それでは、3番目の埋設管の現状についてというところで、ちょっとお聞きしたいと思っただんですが、私にしてみるともうかなり事業が長かったものですから、埋設管、要するに石綿管の解消だとか、漏水の分では、もう何事も無いものかなというような思い持っていたわけですが、ただいまの町長答弁の中で、漏水箇所のあるところ優先にというような答弁もあったものですから、まだまだあるんだなというのを実感しました。

そのような中で、これから、布設替えをやりたい量がどのくらいあるのかなというような思い持ちましたので、これから予定されている布設替えの管路長、長さ、それらをおおむねの距離で結構ですので、どのくらいあるんですというようなことをお聞かせいただければなというふうに思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

南郷地区については、大体配水管の延長が45キロぐらいございます。この中で、地震に強いと言われている管路の延長が大体19キロ、4割くらいになります。そのほかについては、地震に強くないと言われる管路ありますが、本町では中越地震、それから東日本大震災、あのときもかなりの揺れが生じましたが、そのときに管路が割れて漏水するというような事例がなかったことから、環境水道課といたしましては、その漏水の実態、それを調査しながら、布設替えの位置を判断していくというふうに考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 大体の様子分かりましたので、結構でございます。

それでは、4番目の水質等の苦情はあるかということでの質問で、先ほど町長答弁の中で、下山地区の末端のほうでの水質の関係の答弁がありました。これらについての内容、もう少しお聞きしたいなというふうに思いますので、町長答弁から、さらに細かい部分で答弁できるものがあればお願いしたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

さび水等が出るというお宅は、末端のほうのお宅でございまして、南郷総合支所のほうで、月2回ほど、その排泥弁から水を出して、管の中に入っていないかというのは確認しているというような話を聞いておりまして、その際にも、そのお宅に訪問して話をしているということです。今後も訪問してお話を聞くなり丁寧な対応しながら、原因のほうが究明できればいいなというふうに考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 大体事情は分かりました。いろんなところから、例えば苦情があったとしても、水道の蛇口だとか、例えばメーター機のとことか、いろんなところで、水の取り込めるところというのはあると思います。町管理の管路の部分はもちろんなんですけど、そういうところの水を取って、それを検査すれば、どこの箇所がどういうふうになっているかという原因というのが、つかみやすいのかなというふうな思いを持ちます。

そういうような中で、例えば苦情というようなものがあつたとしても、すぐ原因を見つけて、それなりの対応をしていただければなというようなことでお願いをしたいなというふうに思います。

ということで、これで私が求める答弁は終わりましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山内 政議長 以上で、7番、森秀一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 13番、湯田哲議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますがいかがでしょうか。

○13番 湯田 哲議員 よろしく申し上げます。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 おはようございます。

議席番号13番、湯田哲、ただいまより一般質問を開始いたします。



1、生成A I活用への町の考えと今後の計画は。

先々週ですが、6月10日の民友新聞の第一面に「生成A I活用、行政前向き」の記事があり、その中で喜多方市は、情報の裏づけさえできていれば、議会答弁にも利用できるかもしれないと期待していると、須賀川市では、使い方は発想次第、人口とともに職員も減り将来のために備える必要があるなど、各自治体の考えなどが述べられていた。

本町では、生成A Iをどのように捉え、今後の本町行政運営の中で使用ルールを含め、どのように活用していく考えか。

2、通学を含め住民のための公共交通の目指す未来の姿は。

毎年、9月議会で、前年の主要な施策の成果、事務報告が提出される。総合政策課内の地域振興費、公共交通対策事業、本町の住民の交通手段維持のために使われた予算詳細には、昨年9月には、その前年度の2021年度のバスによる生活路線運行に約4,397万円、デマンドタクシー等に約3,663万円、この総額が約8,060万円で、生徒児童のスクールバス等で1億2,736万円、それを含めると総額2億円以上が、児童生徒を含めた町民の移動する交通手段確保のために経費が投じられていることとなります。

会津乗合自動車株式会社の大型バスという巨大な乗り物に、二、三人の乗客を乗せて移動するその情景が本町の理想の未来の交通網の姿でないのは、誰もが分かっているはずです。南会津町都市計画マスタープランにも、第3次南会津町総合計画にも、この交通網交通システムについて記載こそあれ、具体的ゴールの形、現実的なタイムスケジュールは明記されていません。町の考える公共交通の目指す未来の姿は。

3、学校教育への生成A Iの影響と授業への導入の考えは。

コンピューターがこれほど私たちの生活の中に溶け込み、なくてはならない存在になると、半世紀以上も前、コンピューターが出現した当時の人々は予想したでしょうか。

今やスマホ、タブレットをなぞるだけで、多くの情報や知識を容易に得ることができる。今度は生成A Iなるものが出現し、人間の代わりに思考し、様々な文書、レポート、論文、プログラムまでも書いてくれるという。このままだと、人間の出番がなくなるんじゃないかなど不安にもなってくる。

生成A IのChatGPTの国、公共機関、大学、自治体での活用などが話題になっている。当然、文章ともなれば、小・中学校での活用も考えられる。インターネットの調べもの学習があるのだからChatGPTへの問いかけだって、当然あっておかしくない。

生成A Iについての、先生方の学校現場での活用と授業での児童生徒の活用について教育長

の考えは。

4、御蔵入交流館で映画鑑賞という芸術を味わうチャンスを。

会津若松市の映画館もなくなり、映画を見るには1時間以上もかけて、さらに遠くの映画館へ行かなければ見られない。

今、動画サイト、ユーチューブが人気だ。身近な話題から、様々な分野の動画、好奇心を刺激する動画を多量に見ることができる。もう映像に慣れている子供たちに、本物の映画を見てほしいと思うのです。もちろん、若い人たちにも、私たち大人たちも。

やはり、映画という芸術を体験、体感、見ることは、その人の心の栄養になる重要時間だと考えます。

①これまで、御蔵入交流館で上映された映画作品と今後の上映計画はありますか。

②アーカイブ映画、著作権が切れた歴史的名作がたくさんあります。営利目的でなければ上映可能だと認識していますが、交流館での上映はできますか。可能である場合、上映時に、ステージ使用時のような専門スタッフは必要とせず容易に上映できますか。

③御蔵入交流館での映画上映イベントを積極的に開催、町民に映画鑑賞という芸術を味わうチャンスを増やしては。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、生成AI活用への町の考え方と今後の計画はとのおただしであります、生成AIの活用については、大きな時代の流れの中で、普及してくるものと考えております。

しかしながら、先般の新聞報道にもありましたとおり、情報の正確性や著作権の問題も含め、信頼性に大きな課題があるものと認識しております。

現時点では、国や県、先進自治体の動向を注視し、活用やルールづくりなど、慎重に対応していきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、通学を含め住民のための公共交通の目指す将来の姿はとのおただしであります、第3次南会津町総合振興計画において、町民みんなに優しい交通施策を実施するため、利便性が向上し、みんなが移動しやすい町を目指す姿として、令和12年度の目標値を達成するための取組を進めているところであります。

一方、公共交通に対する町の財政面の課題や広域交通に関する関係自治体との連携、効率的な地域公共交通体系の構築を進めるため、平成31年3月に南会津町地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通の維持、確保に取り組んでまいりました。

しかしながら、急激な人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などで、社会情勢が大きく変化しており、新たな取組が必要になっているとこのように認識をしております。

このことから、これまでの地域公共交通網形成計画を見直すとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本年度地域公共交通のマスタープランとなる南会津町地域公共交通計画の策定に着手しているところでございます。

この計画の策定を進める中で、地域に望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、地域の多様な輸送資源の活用策を盛り込むことで、持続可能な公共交通体系を確保し、総合振興計画に掲げる姿の実現に向けて取り組んでまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、学校教育への生成A I の影響と授業への導入の考えはについてお答えいたします。

文部科学省ではC h a t G P Tをはじめとします生成A I、いわゆる人工知能に関する教育現場での活用について、政府全体の議論も踏まえ、夏前を目途にガイドラインを公表することとしております。

教育現場でのA I活用につきましてもは、考える力や創造する力が育たなくなるのではないかという意見や、教員が適切に成績を評価できないのではないかといった懸念があるようです。

一方で、現行の学習指導要領におきましてもは、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけておりますので、A Iをどのように使いこなすのかという視点や、自分の考えを形成するに生かすといった視点に立った上で、検討が進められていくものと理解しております。

生成A Iは、情報活用能力を育成する有益なツールとなり得ると思っておりますが、国のガイドラインが示されてから、指針に沿った具体的な活用方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、御蔵入交流館で映画鑑賞という芸術を味わうチャンスをに関する1点目、これまでに御蔵入交流館で上映された映画作品と今後の上映計画はとのおただしであります、南会津町文化ホール自主事業公演として、作品の選定や企画を行いながら、これまでに29作品の映画を上映しております。

主なものとしては、「ローマの休日」や「伊豆の踊子」など名作のほか、ドキュメンタリー

映画や子供や親子で楽しめるようなものなど、幅広いジャンルの作品を上映しております。

今後の上映計画はとのおただしであります、貸館事業として、10月に民間の業者による映画の上映が予定されております。

また、文化ホール運営委員会において、自主事業の企画を検討しております。その中には映画上映の提案もございますので、引き続き検討しながら計画をしております。

次に、2点目、アーカイブ映画、著作権が切れた名作の上映はできるのか、その場合、専門スタッフは必要とせず容易に上映できるのかとのおただしであります、まず、著作権が切れた作品の上映についてですが、基本的には、著作権が切れた作品であり、営利目的でなければ上映は可能です。しかし、作品によって、字幕や音楽著作権、キャラクター名の商標権等が存在するなど、例外もあるため、上映の際には、漏らさず確認する必要があります。

次に、上映時の専門スタッフですが、通常文化ホールでは、催事の際に使用する専門性の高い機器の操作業務については、業者に委託しております。そのため、映画上映の場合でも、映像、音響機器、照明器具などの操作が必要であるため、専門のスタッフが必要となります。

次に、3点目、御蔵入交流館での映画上映イベントを積極的に開催、町民に映画鑑賞という芸術を味わうチャンスを増やしてはどうかとのおただしであります、映画上映は、他のコンサートなどの事業と比べた場合、準備時間や経費の面からも、比較的開催しやすい分野であります。そのため、町民の方々が芸術に触れる機会を増やすという目的のためには、適した手段だと考えておりますので、今後も文化ホールで開催する事業のバランスを考慮しながら、魅力のある映画上映イベントを企画してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

まずは、生成AIのことでした。行政のほうで。

町としては、ほかの自治体が議会答弁にも使う喜多方市、そんな部分じゃなく割と積極的な記事になるのが普通なのですが、町としてはほかの国とか、あとほかの実例を参考に、これも考えていくというような形で、割と前向きというよりか慎重に向かっていくようなんですが、その具体的な理由はどういう理由なんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今、この生成AIについては話題になっている、なったばかりでありますので、これについて、その信頼性であったり、先ほど町長答弁にもありましたとおり、信頼性などを、あとセキュリティーの関係などを考えますと、まだ、すぐに着手するというようなものではないのかなというふうに考えております。

また、国からの事務連絡におきましても、この約款によってサービスが、約款に同意したことによってサービスが提供できるような、そういうサービスについては、そのセキュリティーの面で十分に確保されているのかどうかというような不確定な部分もありますので、その分については、一定のルールであったり、使用する事業であったり、その内容を十分見極めてというような通知が来ております。

ですので、町も今まだ、情報として正確な情報が入っていない中で、進めますというようなことはできませんので、今後そういったものを調査しながら、慎重に進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解願います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 教育長の答弁の先ほどの授業での利用とか、慎重なことにももちろんなるのも分かっていますし、僕もどっちかといったら慎重ではあるけど、コンピューターを使っている人間としては、全部受け入れるようなつもりはもちろんないので、今日はここで質問しているんです。

一つ気になったのは、質問するからにはちょっと使ってみて、いろいろ使ってみました。公共交通の問題なんかも入れてあげましたら、さも最もな、しっかりした答弁持ってきています。できました。

ここでちょっと紹介したいのは、ここなんです。ChatGPT、これは使う人次第なんだというのが、これがルールというか当たり前なんです。

質問の仕方の上手、下手が、答えに反映するのがあるらしくて、NHKの5月のニュースでしたんですけども、こんなタイトルでやったんです「年収5,000万円ChatGPTを操るプロンプトエンジニア」これはできたばかりです。昨年の暮れあたりから一般向けのChatGPTができましたので、それからこの職業が誕生して、この人は、テキサス州の男性の方ですけども、彼をレポートしながらChatGPT等を操りながら、質問投げかけるその中身が、何文字以内にして、これは除いてこういう情報で入れてくれということで出すと、正確なレポートになり、報告なりしてくるんです。僕も使っていると、その分ではすごく人が問われるということです。

だから、その意味では、少しほかの動きを見るというよりも、ぜひ皆さん、聞いている人たちも探してみるととてもユニークです。今日は、別にChatGPTとOpenAIの回し者ではありませんので、その運営者ではなくて、その使い方によっては、すごくユニークだなと思って、僕は、今回は前向きな方向に研究してもいいのではないかと考えています。

先ほど、セキュリティーとかいろんな問題とか、正確性が、町長答弁にもありました。本当に誤りもめっちゃめっちゃあります。これは、日本語版のデータを収集していないのが今、現状なので、どっちかといったら私たちの日本語を英語に直して、英語でやったものの答弁を日本語にやっている。ワンクッション置いているんでしょうけど、それにしても、正確な対話的なもので答えてくれますので、そんな意味では、ぜひ考え直すじゃなくて、専門DXの町の行政の方とかいらっしゃいますから、ぜひ、もちろんやっている方も、多分この中で、個人でやっている方もいらっしゃると思うんだけど、僕は携帯のほうに登録してやって、無料なんですけども。かなりユニークな答えも出してくれますし、僕はテスト的にやっているだけなので、その意味では、考えとしては指示待ちとか、国からとか、ほかの行政でこんなことがあったとかじゃなくて、我々人間というのは自分の知識持っていますから。この町の情報というのは、自分が加えるものだから、例えば公共対策事業者は、ここの情報の路線を考えながら入れていけばいいわけなので、その分で言うとうどうでしょうか、それを待つ前にここ独自に、あるいは総合政策課、総務課のほうの担当のほうで、ひとつ喜多方市とか須賀川市であんな答弁じゃなくて、言っているような形でもなくいいですから、少し研究を、国の指針を待つ前にやるという考えはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 民友新聞出たときに、多分、哲議員から質問来るなというふうに想定していました。

この質問を、ChatGPTで答え書いてくださいとやれば楽かもしれません、我々は。

しかし、それが本当に正しい情報なのか、裏づけがあるのか、著作権はどうなのかということところはやっぱり、慎重に見極めていかななくてはいけないし、それがあある意味、行政マンとしての情報収集能力とか、それから意見の集約能力、その辺にマイナスに働かないのかなという不安も確かに私、持っています。

しかしながら、これだけコンピューター社会になってくれば、当然、そういう動きが出てくるだろうし、国なり、東京都でもこの前小池知事が表明しておりましたけども、そういう流れになっていることは間違いないと思います。

我々としても、このChatGPTの活用について、全て情報待つだけではなくて、自ら情報取りながら、南会津町としてどのような方針で臨むのかというようなことは、全庁挙げてちょっと検討する時期に至っているというふうに考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まさにそう思いますし、そうですね、早足で進むことは要らないと思うんです。

ChatGPTについては、本当、今町長が言われたよう、来るなど、待っていましたというところもあったり、これはやらなきゃならいと思ったのが、記事になっているのもあったし、僕、あの時点では触っていませんでした。触っていませんでしたので。一つ僕は、ここで皆さんに言いたいし、議員の皆さんにも言いたい。私も聞いている方に言いたのは、これははすごく「サイエンスZERO」というNHKの徹底的にやっていた分かりやすく、子供たちにも分かりやすく説明した中で、ChatGPTというのは、やっぱり対話している間に、人格、回路が切り替わってくるんです。

つまり、様々な質問の仕方によって、答えがかなり正確性を増してきたりするし、その分でいうと、例えば我々のほうの自治体の情報を入れると、それをミックスしながら出してくるというぐらい、使い方次第なんです。

だから、先ほどのテキサス州のNHKのニュースでやっていた彼なんかは、それを使って。病院なんかで募集かかるはずですよ。ハローワークの中に、年収2,000万円でプロンプトエンジニアになりませんかという募集がかかってきているみたいです。でも、問われるのはその人がどれくらいの能力を持つかなんですけれども、その入れ方のコツなんかも、多分皆さんぜひ、NHKニュースプロンプトエンジニアで出てきますので、このレポート見ると、そのコツなりその欠点なり、その様々な利点、その分言っています。

今、先ほど町長言った中では、その真実性とか、あるいは不安な部分というのもあると思うんですけど、こういうことですよ。行政で、もし入れたときに、出てくるものというのはいそ山のようにあるでしょうけれども、それを見るときに、その企画の中で、多分一人で作る課長クラスもいらっしゃるかもしれないけど、投げかけると確かに出てきます。5人投げかければ、5人の人間にね、人間にやればできてきますよね。ああ、このレポート、一番まとまっているかなと、これあります、個人差ってありますから。

だけど、ChatGPTという一つのAIの中に組むと、やっぱりその5人の中のもう一人のレポートとして、参考になるんです。つまり、どういうことかということ、自分でレポートな

きゃならないけども、そのA Iに投げかけると、自分よりすごいこと持ってくるかもしれないけど、俺はこんなじゃなくたっていいって分で、選択しながら削っていくから、お互いに切磋琢磨する分というのはあるので、人間の不完全性とか何かじゃなくて、A Iの中でリードする分もあったりするし、これ教育長との話で、あとで別な分で話したいと思うんですけども、ぜひその辺では、慎重になるのも分かるけども、触ってみて、そのうそを見抜くのは、皆さんもちろんもう何十年も行政にいらっしゃるんだから、これはやっぱりおかしいだろうとか、それは確認するのは人間ですから、ぜひその辺は、くどいようですけども、そんなに毛嫌いすることではない。不安な部分というのは、もちろん我々分かっていますから、そのA Iのすごさは、操るあれは語りかける人間の入れ方次第で、素晴らしい答えが出てきます。

ちなみにいろんなこと入れました。うちの始まりから何というのと、ちゃんとしっかりやるし、ある機械が故障したので、その機械のトラブルを入力したら、そのメーカーのマニュアルか知りませんが、それ引っ張り出しながらこんなことがありますねということで、きてくれますよ。それって、普通メーカーさんに言って答えるものなのに、A Iというのはインターネット上のあるいは書物からのデータを基に、出してくるんです。その機械のその原因をね。

だからそんな意味では、別に毛嫌いしなくても、誰かには問い合わせたり、友人に聞いてちょっと困っているんだけどということとやることはあると、同じ形で語りかけると、様々なものを提供してくる。選んでくれるのは確かに人間なので、ぜひ、予告的に研究はしてほしいなと。あるいは個人的に研究してください。ユニークです。まるで人格を持っているように感じます。これいい、格好いい答え返ってくるなって感覚もあるだろうし、よく話題になるのは恋の悩みをね、今失恋したんだけどなんというの、よくニュースでやっていますけど、それもすてきに答えてくれます。

じゃ、C h a t G P Tについては行政のほうでほかの、自治体の例も見るとも分かりますけども、もう少し、1歩、半歩でもいいですから、前向きにしてほしいなと思っています。

じゃ、2つ目に移りたいと思います。

2つ目の部分の質問なんですけど、公共交通の分では、今町長答弁の中では、あるとおりと、やはり具体的なタイムスケジュールも分からないし、僕が多分、巨大な乗り物がなんというちょっと悪口のように感じた文章があると思うんです。これとてもまずい表現だったと思うんですけど、僕ちょうど289号に田んぼがあるものだから、毎日十台、二十台空バスを見ているんです。4台しかないか一般の。回送で今朝もすれ違いましたけど、空で運んで行きます、運転手だけが乗っていますけども、十二、三回くらいは往復しているというところは確認してい



ますから、数えていますけど。

その意味でいうと、もちろんスクールバスだったり、向こう何かの公共移動に使っていると思うんだけど、その意味で言うと、やはりこれがまだ続いている状態は、前から何十年も続いているんですが、やはりこの形というのはもうそろそろいいんではないと思っているはずなのに、まだ、一人、二人。僕これ、二、三人って書きましたけど、ゼロか一人ですね。本当ゼロです。ゼロか一人。3本行ったときに1人だったり、ゼロ、ゼロがほとんど。まあもちろん運転手がいらっしゃるんで、1人はいるんでしょう。

これに関しての何か考案的には、これは、今のところは仕方がないか、当分続くのか。これは今一番、さっきは財政の問題でと言ったけど、2億円って、僕足し算で単純にして間違っではないと思うんだけど、1億2,000万のスクール系と8,000万の地方交通というか会津乗合系の部分で2億円ですけど、2億円って一般予算の中でいけばすごい高額だと思うし、交付税もちろん絡んでいますので、数字だけではいえませんが。これに関してどうでしょう。大型バスに関する考えとしては、これは仕方がないことなんでしょうか。それとも、ディーゼルの巨大なのに一人、ゼロ人でいいんでしょうか。これについての考えはどう思っているでしょうか。どうしなきゃならないか、どう思っているか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど、議員の質問にもありましたとおり、路線バスの運行について4,000万という補助金が出されているということは、私としても、どうなのかというふうに考えておりますが、これは事業者に対しても協議していかなければならない部分があります。

ただ、実態がどうなっているのか、そういったニーズがこれだけないので、町としてはもう補助金をやめて別な運行をします。それで、合意を得た上で、再編を進めていかなければならないというふうに考えています。と言いますのも、路線バスの運行につきましては、会津乗合バスさんが運行しておりますので、その合意は進めていかなければならないのかなというふうに考えております。ですので、先ほど町長答弁にもありましたとおり、本年度、新たな交通計画を策定する中で、そういったニーズ調査であったり、利用状況の調査であったり、様々な調査を進めながらそのデータ収集し、検証し、今後の公共交通の体系、どういったものが有効なのかということも、計画に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますのでご理解願います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 総合政策課長の答弁で漏れている部分があります。大きなバス走って、無駄じゃないかという。

私も同様に感じて、会津乗合のほうに投げかけたことがあります。返ってきた答えが、観光バスをリタイヤしたやつを再利用しているんです。だから大きくなってしまいうんです。仮に、小型の車両入れ替えるとする、その設備投資の金額が大変なんですということで、提案は何というんですか、受け入れてもらえませんでした。一般の方からみれば、この地球温暖化の中に、あれだけ大きなバスを走らせて乗客が一人、二人というのは、誰見てもおかしいと思います。ですから、許認可を持っている会津バスが運営している路線バス、そこは会津乗合の自主的な判断にお任せするしかありませんが、町として委託している部分、そういったやつは、今後、環境負荷が軽減するようなそういった公共交通の在り方にしていかなきゃいけないと思いますので、議員から改めて今、提案いただきましたので、議会でそんな話になったということは、会津乗合のほうに再度伝えたいと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 これは相手があります。かつ、課長も言われたみたいに本当に投げかけたり、町長が言われたように。その分では、本当に素人が考えてもそう思っている部分は、もう誰だって分かるんですけど、もう普通の風景に見えちゃっているんですね今度は。全然気にもなりませんなんて、思っていません僕は、もう気になって、気になって仕方がない。毎回すれ違ったり、田んぼで見えていますので。

だから、その意味では、今、町長言った形もぜひ。本当はこの質問だと、乗合さんにとっては収入がもしかして契約の分が減っていくものだから、とんでもないあれなのかもしれないけど、やっぱり、先ほど別な質問ありました電気自動車とか何かで、環境負荷にならないようなことと言えば、本当にあのでかい巨大な乗り物については、少しやはり、もう一度考えるべきだと思うし。

あともう一つ、ここで言わせていただきたいのは、2億円という金額が1人当たりを動かすお金として安いかと思ったら、2億円というお金で、子供たちも含めてどこかに移動する、家から二キロ、一キロだけ、それ以上だとスクールバスも乗り合いなんだけど、その分という、子供たちも含めて僕は、2億円という金額がうまく使われたら、地元の業者なり、町のスクールバスなり含めて、もっと再編というか総見直しして、ドライバー不足もいろいろあるでしょうけども、それはなりわいとしてね。町のこういう体系になって、ちっちゃなタクシーだったり、地元のタクシー会社もありますから、ドライバー5人くらい必要になったから、含めて

あのでかいのじゃなくて、もっとワゴン車あたりでやるとか電気自動車でやるとかいう部分でいうと、そういうのを僕、期待して質問しているんです。本当にまるっきり変えた形。2億円という枠の財政の中で、理想的なゴールというぐらいの感覚でやったら、その運行するなりわいとして、2つのタクシー会社が、子供たちも送ったりする部分では、もちろん今でもうちの町でもやっているでしょうけども、ぜひその辺の大改革というか、総システム替えみたいな部分まではどうなんでしょう。長い目で見るとはいいんでしょうか。どうなんでしょう。

要するに、もう一つだけで、終わり。スクールバスの話がよく、一般乗せたらという話、一回出たことがありますよね。要するにスクールバスの朝一番の部分に、乗客もおばあちゃんも病院に行く途中だから、そのバスの一本にだけに乗せたっていい。今、少子化なんだから乗っているのは5人、10人切っているようなところもある。スクールバスもあるとすれば、もちろん大きいのは駄目な場合、それも含めて、そういう考えというのはどうなんですかという考えです。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

そういった大改革というか、新しいものにもう変えてしまうというのもありかと思いますが、まず、町が一方的に変えるということであれば、期限を決めてすぐ改革はできるかもしれませんが、それが果たして住民にとってニーズなのか、利用しやすい体系なのかということも疑問があります。ですので、今進めているものは、住民の方々と話をして、住民のニーズとしてはこういう運行してほしい、でも事業者があることなので、事業者が運転手が不足している部分だったり、事業者がいないというよう状況を考えると、そこまではできないが、こういう運行までしかできないというようなことで、いろいろ議論しながらそこは整備していかないと、効果的な公共交通というふうに果たして言えるのかというふうに疑問がありますので、今後、先ほどと重複しますが、住民の方々のニーズ調査を行いながら、そういったことを町民の方々と話し合いを進めて、なるべく早い時期に再編という形を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 総合政策課長、申し上げますが、スクールバスの代がえに乗れるかという答弁はできますか。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 失礼いたしました。

スクールバスとしての代がえというようなものにつきましては、保護者の方がどういうふう

に考えているのかということ、一度、話し合いをしなければならないのかなというふうに考えています。

今のスクールバスですと、学校が早く終わるときに、その都度時間を変更したりして運行しているような状況ですが、これが例えば公共交通に直しますと、公共交通の決まった時間に運行することになりますので、その時間に保護者の方、子供たちが果たしてどんな生活をするのかというような、バス時間までどういうふうに生活するのかというような、そういう協議も学校と一緒にしていかなければならないのかなというふうに思っています。

また、スクールバスに一般住民の方が乗るといふようなことにつきましては、多分、保護者の方の理解であったり、スクールバスの制度の面から、果たしてそういった子供たちでない人が利用しているのかというような観点もありますので、それは関係する方々と話し合いながら進めるべきかなというふうに思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 帰りのバスというよりも、7時半台が針生の場合だと7時半台にスクールバスがこう下りてくるものだから、そういう意味では割と今、父兄があったり、子供たちもいるし、いろんな協議も必要だというんだけど。例えば、都会というのは、例えば私電だったり、私鉄だったり電車を使って定期バスで通っている子たちもいらっしやる。当たり前ですよ。便がいいものだから。子供たちがランドセルしょって乗ってそのまま降りていたり、電車に乗って子供たちが友達としゃべりながらそういう風景は見るから要は、それって普通があそこの世界で、ここで年配の方と席譲ったり、おじいちゃんどこかな、知ってる知ってるなんて、うちのおじいちゃんなんだというようなそういう、都会ではないだろうけども、こっちでもシェア動けばそういう社会勉強があったり、その始まりの分ですよ、始めの7時とかそういう時間帯の話をしているのであって、途中、途中止まって学校に着く時間が長くなっちゃうとかじゃなくて、その乗って病院まで目的の分だよ。そういうのは有効だと思うし、やっぱり素人考えなんです。だけど、素人考えなんだけど、そういうのはもちろんそんなにハードルは高くないんじゃないかという、父兄との関わりとか、大人が乗ることに対して、俺は反対だとかじゃなくてもいろいろな、もっと言えば説得する理由は、そうやって社会勉強ができたり、いろいろな人が行き来していることも分かるし、そういう交流の分と言えば、社会勉強は普通の風景にしか僕は見えませんが、隔離されて子供たちだけのスクールバスの風景は、田舎にとっては当たり前なのかもしれませんが、そういう考えなんです。そういう考えでどう思っていますかという話なんです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 スクールバス、多分運行最初は、学校の統合あたりから始まっている問題じゃないかと思います。

やっぱり、遠距離になるのでスクールバスがなくちゃいけないというところが、私も小さなころスクールバス利用しましたが、非常に助かっておりました。

しかし、今考えてみますと、この議員が言われるように、莫大な経費を住民利用の公共交通の部分、デマンド交通の部分、それからスクールバスということで、今後かけ続けられるのかというのは、大きな投げかけだと思います。やはり、効率的な公共交通の確立のためにどうあるべきなのかというようなことを、もう、しっかり考えて、町の財政状況にプラスになるような仕組みをつくっていく必要があるというふうに、私は認識をしております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 様々なハードルも高いでしょうし、今言ったことが一回にできるとは思いませんけど、様々な町民の考えもあったりすれば、すぐに画期的な愚論要らなくなるとも、愚論というか結論というか、解決策にはならないと思うんですけども。ただもう一つ、この問題で一つ言いたいことはここです。結局この町って、皆さん自家用車持っているんだというのが結論なんだね。

やっぱり、まだまだ、要は一人乗っているということは、一人しかその目的のところに行かないわけだから、途中で誰も乗らなかったということは、その駅からどこかという、B地点行く、山の向こうに行く、つまりほかの人たちって割と誰かの車を借りるなり、何かしながらこの町というのは、やっぱり地方というのは、今のところあんまり苦勞していなく、豊かなんだなと思ったのが、これ質問書いていて気がついた部分。要は、まだみんな誰かに乗りながら、誰かの定期バス、やっぱり親戚と何かに乗って病院行ったり、何かやっているのが、結論だな。

困ったら、本当、駅で行きたかったら駅で誰かに電話して一人だけなんだから、乗用車か何かで、駆け込んでったら、その大型バスは動かなくてもいいという部分いけば、何か対策があるかなというふうに僕は感じました。

要は、今のところは一人しか乗らない理由、車がまだある。何とか結構みんな工面しながら行く今、現在ということがあって、だからそんな意味では、いろいろ投げかたつもりなので、一人の分をタクシーなのか、白タクシーなのか、地域の何かなのか、何か代用できるものがあれば、一人だけ運んであげればいいわけだから、会津乗合に二、三千万円をなくても、二、三千万円、僕は専門にはできませんけど、誰かの何かでも、できるような気がしないでもない。

ぜひ2億円というのを均等に、通学ばかりじゃなくて、会津乗合的な民間の分でも、うまく使えるような、ゴールをぜひ目指してほしいなと思います。

次に移ります。3番の教育長の学校についての分でした。

先ほどの教育長の質問、これ実はA Iが答えたのと同じでした。

問題点はさすがに、考える思考力が鈍化するとかというのは、我々も予想しますよね。C h a t G P Tに問いかけるんだから、何だ、自分で考えなきゃ駄目じゃないかって先生怒るでしょう。

だけど、こうですよ、その前のルールだったら、じゃ自分でまず考えて、作文A4に書いてみる、何か考えを。子供に投げかけて、そのあとやってみたらといったときに答えが出てくる。そのときに自分の考えと、そのずれとか何かが、勉強になるということを僕は、ここで言いたいわけです。

だから、C h a t G P Tといっても学習のやり方によっては、とてつもなく、先生、20人の子供たちの相手なんかできないじゃないですか、だけど、その自分の入れ方によって、答えが変わってくるから、A君の質問とB君の質問で変わってきちゃうんです。同じテーマであっても。俺の答えのときは、こんなだったぜと言いながら、少し別な子の質問は、もっとA4びっちらの答えをC h a t G P Tというのは答えてくれるかもしれないから。

僕は、教育長の答えの中にあつた思考力の鈍化についてあって、その効果についてはまた、その反すること言いましたよね。何でしたっけ……失礼、効果の分も、それに反するような……教育長その辺どうでした。問題点と効果って、矛盾していませんか。相反する部分ではありませんでしたか、再問です。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えします。

矛盾したことを言った記憶はあまりないんですけど、大変申し訳ありません。

ちょっと質問の趣旨から、離れるかもしれませんがよろしいですか、このC h a t G P Tなる生成A Iについての、ちょっと考えを述べさせてもらってもよろしいですか。

これが出たときに、これだけG I G Aスクール構想とか何かで、学校にコンピューターを使いましょう、使いましょうと言ってきた結果が出てきたなというふうに私は、感じております。ですから、これを学校で使わないということは、できないのかなというふうに感じています。これはもう、社会も同じかなと。

ただ社会でのこの利用については、おそらく社会は、どちらかというと企業はもうよりよい

仕事をして、よりよいサービスを提供するというのは社会のあれなので、こういうものを活用して、さらに個人の持っている能力以上のもので、サービスをしていくということもやっぱり求めてくるのかなと。ただ、学校は知識、理解を得るだけだったらこれでいいかなと思うんですけど、先ほどおっしゃっていただいたように、考える力とか、予想するとか、構想するとかそういう面においては、確かに安易に答えを求めたりして、少し心配されることもあるかなと。

あと学校は、集団で議論をする場だと、この議会と同じなんです。こうやって集まって、一人一人の意見を述べ合いながら議論して、その中から、一つの方向性とか見つけていくということで、もしこのコンピューターを使った場合は、その個人個人の方向性で、なかなか議論まで深まっていくかということも少し心配されます。

議論の種に使うということであれば、先ほど言ったように自分の考えと答えを比べて、直していこうということで利用価値もあるかなと思いました。

あと、学校は評価というものがあまして、できた作品に対して評価するというような、例えば論文を書かせてその論文の良し悪しとか、例えばテストをやってテストの出来の良し悪しとか、そういうもので評価するものですから、その出来上がったものが個人がつくったものなのか、ないかということで、大変その辺の評価の観点が難しくなってくるかなというふうに、私は思っています。

ですから、やはりそのものの評価だけじゃなくて、やはり子供たちに評価をきちっとするには、実際に子供たちが行っている行動とか、そういうものを見た評価というものが今度、重視されていくから、実際に駆け足をしている姿を見るとか、実際に作品を作っている姿を見るとか、そういうふうな評価をきちんと認めていただけるような学校になっていくと、さらに、共存といういうか、そういうものができるようになっていくのかなというふうに考えています。

ですから、絶対学校で使わせないということではなくて、やはりその使う部分は使って、そして考えさせるとか、思考力とかで実際に行動させる部分は、しっかりとさせていくという環境づくりが、今度は必要になってくるかなというふうに思っています。

今までの、学校ってどちらかというとテストやったり、作品を作らせたり、あと何か書かせたりして、そのもので評価する部分が結構多かったんですけど、逆に今後は、そういう実際にその子供たちの行動とか何かとか、そういうものを見て評価するということが必要になってくるので、そういう面では、非常に真の子供の姿が見えてくるかなということも期待しているところなんです。

答弁だったかどうか分かりませんが、以上よろしく申し上げます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 これは、基のは、大学教授松尾さんという方の参考に言わしていただくと、人間って、考えるってどういうことなんだということを再び考えることになったというわけですよ。自分で考えるということですね。どういうことかという、本当に、私のレポートしたって、私の報告ってやっぱり、自分の中のA I、自分の中のもの使って引っ張り出しているわけじゃないですか、何だかんだ言いながらも。対話型人口A I、これ何かもう、本当に膨大なる情報量から次、言葉を選んでできている。よくできています。本当いい加減じゃないです。めちゃめちゃ我々より学習していますから、知識は膨大ですけども、もちろん、誤りも、もちろんあるんだけど。

そんな意味では、今、教育長言った心配ももちろん分かるんですけども、その中のこんなことあるんです。子供たちの分では、学校の中で今3番のこと言っていますので、言わしていただければ、多様なトピックスを、いろんなものを持ってくるので、子供たちの間にクリエイティブな表現の意見の交換のテーマとして役に立つと言っているんです。それを提供してくれるというんです。どういうことかという教科書にあるものだけじゃなくて、C h a t G P Tにやると、子供たちが今、これからやろうとするもの、あるいは子供たちが今、分からないけども投げかけたらその1つの題材みたいなものも拾ってくるから、それについて先生の持っているものじゃなくて、先生苦労して、明日何しゃべるんかじゃなくて、ここで持ってきたものについて、みんなでしゃべろうとか語ろうよという部分の引っ張り出しとか何かでは、とにかくいろんなもので、ユニークなものがあるから、だから、選ぶのは先生であってもいいですよ。先生が投げかけながら、ただ、先生方の使い方としては、教材の引用や、すごく便利でしょうということ。教材づくりにはかなり役に立つではないか。つまり、こんな問題はどんなふうに問かければいいのかと言ったら、もう様々な質問の仕方を分かりやすく、じゃ今日これもらったな、なんという先生方の使い方もできるでしょうから、これは先生方だって大いに期待しているし、もう使い始めて3か月なんていう先生もいらっしゃるか、半年たっている、一番出たときから使っている先生がもういらっしゃると思いますから、そんな意味では、ぜひ、教育長言ったのは、使わざるを得ないというかね、使うような時代にもうなっちゃっているから、それを否定はできないし、子供たちの……僕は一つ教育長に言いたいのは、それを評価できるのが、その子じゃないみたいなこと言ってたよね、要するにそれがC h a t G P Tが出てきた、こういう対応ないかもしれないから、成績とか評価にちょっとそぐわないんじゃないかってちらっと、そのことを多分言ったと思うんですけど。結局、電気を切って教室でみんなで話した



ときに、その子の考えなんというのはもうにじみ出るものですから、そんな評価なんて要らなくて、話したり何かして評価できるんだと思うんですけど、それがどうなんですかね。本当にその子の評価とういのは、そういう文章の中で評価したりするものなんですかね。どうなんですか。評価しなければ駄目なの、学校の仕組みだからねそれ。どうですかね。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 お答えします。

評価という項目、観点がありまして、その観点を基にして、教師は評価をすると。

例えばテストをやれば、テストで点数が何点取ったとか、それから、作文書かせれば、ちゃんと作文の決まりに従ってきちんと書かれているかと、論旨というものもありまして書かれている内容についても評価している。そんなように評価して、子供の評価というのを出すようになっていきます。

ですから、子供が先ほどいろんな情報集めて論破していくというその姿も1つの評価項目でありますけど、どちらかというところ今の評価というのは、そういう結果を重視しているところがあるかなというふうに思っています。皆さんの子供さんも通信表とかいただいてくると思うんですけども、ああいう評価の基となるのがそういう学習のテストだったり、そういう教師の評価項目になっています。ですので、そういう評価のシステム、ここで評価はなんですけど、評価のシステムが少しずつ変わっていくかなと私は、思っています。

ですから、安易にその上げた文書だけを読んで評価するとか、できたテストの結果だけで評価するとかそういうことじゃなくて、先ほど言ったように、論破しているその過程、子供たちが実際にしゃべっている姿を見て評価するとか、そういう観点で評価が進んでいけばよりよいことかなというふうに思っています。

あと、使わざるを得ないじゃなくて、使って共存というか有効に使っていくというふうに考えていますのでよろしくお願いします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 問題点もいっぱいあると思いますけど、僕はすごく、私は何だ、私は何を考え持っているんだ。その番組の「サイエンスZERO」で言ったのは、こんなすてきなことも言っていました。要するに誰かと話したい。誰かにアドバイスをもらいたいそのときに、親だったり、兄弟だったり、一人っ子なんかはちょっとそれができないかもしれないけど、誰かに話したいというのは欲求だと。誰かにアドバイスもらったり、慰めてくれる人というのは誰だって求めているんだよと、そんなときにChatGPTに投げかけるときに、それは機

械が話すよりも、本当に優しいロマンチックな言葉でも話すかも、それはあなた次第の部分なんです。だからそんな意味では、親友になれるかと、最後にあるタレントさんが彼に言ったら、いや、十分なれるんじゃないんですか。私たちの会話している部分の中で言えば、誰かに相談してすてきな答えを言葉で、この場合Chatだから文字でもあるけども、対話モードというのがありますから、そういう意味ではすてきなアドバイスもくれるでしょうし、自分の過去のことも、多分そのAIに聞かれれば、その情報を基に、あなたって先月どうだったんじゃないのというぐらいのアドバイスするようなAIの進化もしてくるでしょうから、そんな意味では、僕はすごく期待しているので、授業の中では教育長も同じ言いましたよね。そういうもので評価できる部分もある時代に、僕はなってほしいです。誰々が何点取ったじゃなくて、結果的には、社会人になって算数利用できる子もいれば、文章力でいろんなことができる方がいるわけだから、僕はテストに対してにはちょっと抵抗のある人間なので、何かそういうものつけなくても、先生方そんなのに労力使わなくても、子供たちに向き合って授業してほしいというのは、今日言いたかったんだけど、これはまた脱線しちゃうので、また別件なのであれです。

ラスト6分なので、最後の部分に移りたいと思います。

僕はこの映画の部分に関しては、実は映画も大きなテレビがみんな普及しているから割とみんな諦めて、僕も一応と60ぐらいなんのかな、割と大きいので見ているんだけど、やっぱりあの巨大な映画だろうというのを古いながらも思うわけですよ。全然、感動が違うんだけど、最近大きくなったからまあまあいいかで、本当にロードショーには行かないで、下りてきて一年遅れであったり、アマゾンプライムとかネットフリックスなんか見ているので、割と新作も見ているんだけど、やっぱりでかいので見たい部分もあるし、そんな意味ではこの質問は、先ほど教育長の中で、「ローマの休日」も含めてすごい本数やっているんですね。

だから、その意味でいうと具体的にこの後、計画も10月あたり民間で来るみたいですけど、年に1回あるかぐらいのケースだと思うんですけど、その辺をさらに増やすというので、ほかのバランスもあるというようなんですけど、具体的にはどうでしょうか、もっとふた月に、あるいは3か月に1本。年間4本ぐらいみたいな感じでやることは、ほかのバランスいうと崩れてくるんでしょうか。どうでしょう上映に関して。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えをいたします。

映画の公演につきましては、先ほどおっしゃいましたように過去29作品上映しております。今後につきましては、そういった上映も含めて検討しておりますが、貸館の事業、ほかの団体

で自主的に発表する期間も設けておりますので、そういう空いたところを見ながら、あとは町で演劇だったり、音楽だったり、映画だったりそういったところの、バランスを見ながら、これから計画をしてみたいと思いますのでよろしくお願いします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 ほかの上映とか、ほかの計画もありますし、何か上映だと結局、専門スタッフがいるというのが、ちょっとがっかりな部分ですね。多分かなり、郡山でしたっけ、専門のオーディオ関係なんか来るんですけど、この辺をせっかくだから、運営委員会のサポートの人たちができるぐらいで、資格も必要なのか分からんけど、この辺というのはやっぱりハードルは高いんですかね。ただ上映で、映写機か何かか、プロジェクター何かのあれを映すだけでと素人考えますけど、やっぱり必ず必要なんですね。リハーサルのときもみんな来ているんでしょうかね、演劇とか何かの。何か専門スタッフ常にじゃなく、イベントのときには係で来るでしょうけど、そんなにハードル高いんでしょうか。その専門性の必要の部分の、専門的な資格がなければできないという理屈だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。もう一度その辺は確認したいですね。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えいたします。

専門的なスタッフと言いますか、当日映画放映するまでの照明の操作、あとは上映に当たっての機械の操作そういったことについては、なかなか職員でできるという部分でもなく、ボランティアで中に入って実施できるということでもございませんので、そういった要請もしながら進めていきたいとは思っておりますが、現時点では、そういったことはスタッフにお任せをしているという状況でございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 方向もそうだね。多分じゃ本数もそろえてですけど、ぜひ映画の上映を何本か増やして、いい作品をしてほしいと思います。著作権の中で「ローマの休日」が、オードリー・ヘプバーンのそれぐらいしか、僕も実はイメージしないで、著作権というと「ローマの休日」ぐらいしか頭に浮かんでこないんで、まさにそれを既にやっていたということがちょっとうれしかったですけども。ぜひ、今後とも上映を、本数を何本か増やして、なぜ、これを含めているかという、僕は教育長の部分に、もちろん生涯学習課の中のあれでしょうけど、やっぱり、子供たちというのは、ああいうちっちゃなユーチューブにして、ああいう画面とか、スマホの中でこう感動受けるよりも、本当に年に3本くらいの映画見たら、優しい、道

徳なんて要らないと、僕は思っているんですよ。ああいう教科書に、これも失言だね、ごめんなさい。

ああいうの見てたら、にじみ込むと僕は思っているんで、その分で言うと教育上子供たち、僕なんかちっちゃいとき見た、おぞましい大人の映画だけど涙流した自分がある、何か、感動の映画なんだろうなと思いながら、それが、何か焼きついて今でも覚えている映画、タイトル忘れちゃったけど。

そういうものなんだと僕は思っているんですね。映画というものは。だからそんな意味では、子供たちに何かそんな機会を与えているとは思いますが、ぜひ映画鑑賞の授業の一環としてでもやるとかね。そういう意味では、子供たちが映画館に足を運ぶというのは、映画館じゃなくて、映画で行くというのはどうなのでしょう。最後に1分ちょうどあるので、どうですか。子供たち向けに映画館で上映するというのは、今まであったんですけど、どうでしょう。学校教育の授業の一環として。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 学校教育という部分ではございませんが、図書館の授業の中で図書館で無料放映できる上映権をもったDVD等ございますので、図書館の授業の中で、映画会ということで、年1回から2回ほど実施をしております。

ただ、最近コロナで実施できなかったこともありまして、今年度は1回ですが、親子映画上映会ということで、予定をしておりますので、そういう機会で見させていただくということでございます。

以上でございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 目いっぱい時間を使って申し訳ないです。

ただ、上映ぜひ、映画上映会ありました。すごくそれで、僕はそういうの望んでいます。それを言いたかったということなんです。ぜひ、上映をして子供たちに感動を与えてください。私達も感動しましょう。

終わります。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開時間は午後1時00分とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯田 芳博 議員

○山内 政議長 9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 湯田芳博であります。

このたび、当町議会議員の任期満了による改選に当たり、有権者有志の方々より強い要請を受け、今、こうして町の活力を導き出す重要にしてかつ神聖なる議場に身を置いております。私は町の未来に仕事の芽が膨らみ、心豊かに喜びの花が開く、そのような舞台づくりの一役を担うため、感奮興起の覚悟で政務活動に励むことをここにお誓いをし、一般質問を行います。

初めに、町長が担うべき政治的使命と責任への認識について伺います。

町民の公僕として働く地方自治体に政治家として一人、席を与えられた町長の使命と責任に対する認識をお示しいただきたい。

次に、広域市町村圏が運営を担う施設及び組織の人事管理についてであります。

まず1つ目は、広域市町村圏組合が管理する社会福祉法人南会津会が運営を行います特別養護老人ホームの施設管理に対する考えをお示しいただきたい。

2つ目が、施設の運営に当たる組織体制の在り方と役員及び施設長等人事の基本姿勢について伺います。

次に、町の財政状況は将来不安を抱えることなく健全に推移するか、このことについてであります。その1つ目は、現在の財政状況をもって町民への行政サービスは十分果たせるとの考えはあるかということであります。

また、2つ目は、普通財産扱いの公共施設を管理・運営する経費の捻出に不安はないかというおただしをしたいと思えます。

そして3つ目、町の財政実態をより明確にするため、第三セクターである株式会社みなみあ

いづの経営状況と連結をした貸借対照表の作成を求めるものであります。

次に、国民年金生活者の不安解消と豊かさが実感できる政策についてであります。

町民の安全で安心な暮らしは、働きがいの持てる仕事づくりや寄り添いのある集落助け合いが継続して訪れることにあるものと私は考えております。

そこで、次の事項についてただしたいと思えます。

まず1つ目ですが、当町における国民年金受給者の平均年齢及び年金暮らしの生活実態は把握していますかというおただしであります。

そして2つ目は、国や県の助成策とは一味違う、町民に寄り添える町独自の支援策を示していただきたいということではありますが、これらの質問全ては町長に答弁を求めるものであります。なお、答弁の内容によっては、与えられた時間内において再質問をさせていただくことといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、町長が担うべき政治的使命と責任への認識に関して、町民の公僕として働く地方自治体に政治家として一人、席を与えられた町長の使命と責任に対する認識を示せとおただしありますが、町長は行政の執行機関である町を統括し、これを代表する役割、さらには、予算の調整及び執行など町の行政事務を管理、執行する役割があるものと認識をしております。

私は昨年の4月、町長選挙において町民の皆様から信任をいただき、町長に就任いたしました。就任から1年が経過いたしました。町長は町を代表する役職でありますし、多様な権限を有するなど、重い責任を担っていることを身をもって感じているところであります。「初心忘るべからず」という格言がありますが、私は常に謙虚な姿勢を持ち続けるとともに、町民の皆様との融和に心がけ、町政運営に当たっていかなければならないと考えております。また、考え方や置かれている立場、さらには生まれた世代や育った環境など、人それぞれに違いがあることを常に意識し、しっかり話を聞くことが極めて重要であるという認識であります。

そういったことを踏まえ、選挙公約に掲げました12項目の進展、さらには、第3次南会津町総合振興計画の目標達成に向け、町の先頭に立って各種業務を実行し、町長としての重い責務を果たしてまいりる覚悟であります。

次に、広域市町村圏組合が担う施設及び組織の人事管理に関する1点目、広域市町村圏組合が管理する社会福祉法人南会津会が運営を行う特別養護老人ホームの施設管理に対するおただしでございますが、議員ちょっと勘違いされているかもしれません。広域市町村圏組合が管理す

るのではなくて、社会福祉法人南会津会でございます。郡内で最初に建設された特別養護老人ホーム下郷ホーム内に設置されたのが始まりでありまして、その特別養護老人ホーム田島ホームの建設に合わせ、当時の南会津地方広域市町村圏組合へと法人事務所を移動いたしました。が、そもそも社会福祉法人という独立した組織であることから、平成21年度に現在の田島ホーム内に本部事務所を移し、自立した形で施設の管理運営が行われております。

南会津会で運営されております特別老人ホームは、南会津町に3か所、下郷町に1か所、只見町に2か所と、合計6施設があります。

それぞれの施設ごとに運営方針や運営状況が取りまとめられ、理事会で説明を受け、決定、承認をされております。私も理事の一人として、法人の運営に参画しておりますが、各施設の運営につきましては、おおむね適正に行われているものと認識をしているところであります。

次に2点目、施設の運営に当たる組織体制の在り方と、役員及び施設長等人事の基本姿勢を示せとのおただしであります。初めに、施設の運営に当たる組織体制の在り方については、社会福祉法に基づく設置基準、運営基準に基づいた適正な体制が取られているものと認識しております。また、法令に基づく組織体制ばかりではなく、各施設には感染対策委員会や衛生委員会、行事委員会など、様々な自主委員会を設けながら入所者へのサービス向上と円滑な施設運営に取り組んでいると伺っております。

次に、役員及び施設長等の人事に関する基本姿勢についてであります。南会津会の理事長は現在、下郷町長がその任に当たっております。そのほかに、南会津町長、只見町長、桧枝岐村長、さらに南会津会内部から2名が理事に就任しております。その中から選任された常務理事1名が業務執行理事として組織統括の任務に当たっております。この常務理事や施設長には社会福祉施設としての運営のほかに、特に人事管理、予算管理という総合的な管理能力が求められているものと感じております。

これまで南会津会から本町に対し、これら幹部職員として適任者の推薦依頼を受けることもありましたので、定年退職者及び再任用職員の中から社会福祉施設の管理運営の能力があると認められる者を推薦した経過があります。しかしながら、町職員の定年延長の問題もあることから、私は南会津会内部からの人材登用について進言してきたところであります。

次に、町の財政状況は将来不安を抱くことなく健全に推移するかとの1点目、現在の財政状況をもって、町民への行政サービスは十分に果たせるとの考えはあるか、それから2点目の、普通財産扱いの公共施設を管理・運営する経費の捻出に不安はないかのおただしについては、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

町財政の健全化度合いを示す指標につきましては、直近の令和3年度決算で、将来負担比率が31.4%、実質公債比率が5.8%と、早期健全化基準を十分下回っております。

町といたしましては、普通財産を始め、約800棟あります公共施設の老朽化問題と近年の物価高騰に伴う経常的な管理経費増加への対応、さらには人口減少に起因する地域活力の低下や集落機能の維持・向上対策といった課題を抱える中であって、行政サービスを低下させることがないよう町民の声に耳を傾け、ニーズを把握しながら、限られた財源の中で最大の効果を生み出せる予算を毎年度編成しているところであります。

本町の歳入予算の約8割が普通交付税をはじめとする依存財源であることから、今後も厳しい行財政運営となることが想定されますが、町民の声や日々変化する社会情勢に対応しながら第3次総合振興計画や公共施設等総合管理計画に基づき、各種事業を進めていくことで、行政サービスの維持・向上と健全な財政基盤の確立に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、株式会社みなみあいづと連結した貸借対照表の作成を、とのおたただしであります。本町においては平成29年度決算から、統一的基準による一般会計及び公営事業会計まで含んだ全体の財務4表を作成し、ホームページで公表しているところであります。

議員おただしのとおり、町の財政実態をより明確にするためには、本町に関連する一部事務組合、第三セクター等と連結した連結財務諸表を作成、公表することが望ましいという認識でおります。現在、専門家の助言を得ながら、29年度決算からの連結財務書類の公表に向けて作業を進めております。

次に、国民年金生活者の不安解消と豊かさが実感できる政策は、に関する1点目、本町における国民年金受給者の平均年齢及び年金暮らしの生活実態は把握しているのか、とのおただしをいただきました。

本町における国民年金受給者の平均年齢につきましては、町としては把握しておりませんでしたので、国民年金事務を担っている会津若松年金事務所へ問合せを行いました。平均年齢に関する分析等は行っていないということでありました。

また、年金暮らしの生活実態の把握につきましては、年金暮らしの方のみを対象とした調査は行っておりません。一方、生活実態の把握という面では、民生児童委員による高齢者世帯訪問調査や令和5年2月には介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者のうち1,300名を無作為抽出し、介護予防・日常生活圏域ニーズアンケートを実施し、家庭状況の把握に努めているところであります。



次に2点目、国や県の助成策とは一味違う町民に寄り添える町独自の支援策を示せとのおただしであります。本町では、高齢者や要援護者が安心して暮らしていただけるよう社会福祉協議会や民生児童委員協議会、老人クラブやシルバー人材センターなどの関係団体や行政区と連携を図りながら地域全体で支える体制を構築しているところであります。

国民年金生活者への独自の支援策は行っておりませんが、国民年金受給者を問わず、高齢者世帯等に対して様々な支援制度を設けております。困り事に対する相談窓口としては、健康福祉課で、地域包括支援センターにおいても対応しているところであります。

健康増進と安心して暮らせるための自立生活の助長や社会参加の促進を図ることを目的に、高齢者生活支援事業、高齢者見守り支援事業、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業などに取り組んでいるところであります。

また、住環境では、高齢者に優しい住まいづくり助成事業に取り組み、高齢者が自宅で転倒するなどして要介護または要援護者状態とならないよう住宅改修費の資金を助成し、自立した在宅生活の確立にも努めているところであります。

さらに、定年退職後においても社会参加や健康維持、生きがいの充実のために仕事を希望する高齢の方に対して、シルバー人材センターでの活動の場が設けられており、このような社会参加により、高齢者の生活安定や地域社会の維持・発展につながっているものと考えております。

今後も引き続き、豊かな長寿社会の実現に向け、高齢者が安心して生活できるよう各種サービス事業を展開するとともに、世代間交流による地域ぐるみでの高齢者支援、高齢者の健康づくりや社会参加の支援を通じて、高齢者の生きがいづくりを進めてまいる所存であります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私は、執行機関の長として数々の権限を持つ、それは当たり前の話ですね。行政事務の調整もする、先頭にも立つ、この場合ですね、じゃ組織内の人事でいわゆる執行機関の長を決めてもいいんじゃないか。ところが、なぜ政治家と言われる人が選挙という大きな指令を通してその任に就くのか、そこをちょっともう一回お示しいただきたい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

4年に1回の首長選挙、これによってその4年間を任せる執行者を町民が選任するというこ

とに尽きると思います。私は、自分なりに今後の町の方針を12項目挙げて活力あるまちづくりのために邁進していくということで立候補し、今、この席に立っているところであります。約1年間過ぎましたが、全力で取り組んできたつもりであります。行政運営の方針を職員にしっかり示し、職員の先頭に立ち行政運営に努めると、そのことに尽きるのではないかというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ですから、行政を運営するのであれば、行政のプロである組織の中の人が執行者のトップに立ってもいいんじゃないかということです。なぜ、政治家が1人この行政機関に入るのか、そここのところの捉え方が私は尋ねているのであって、4年に1度の選挙というのは登竜門ですから、それはどこの行政、組織でもそうなんですが、なぜ政治家が、いわゆる公僕と言われる自治体職員のほかに政治家が外から入ってこないといけないと、あるいはそういう制度を、入ってくるような制度を、仕組みをつくったのはどこに理由があるか、ちょっとそこをお聞かせいただきたい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 それは国の法律で定められているものだと私は理解しています。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 法律で定められているから、公職選挙法という法律の中で選択をしていくんですよ。それは誰しもが分かっていることなんですよ。ただ、なぜそういう仕組みをつくったのかということですよ、もともと。

これで時間を費やすのはもったいないので、私の認識をちょっとお話しさせていただきますが、国は法律をつくります。それに準じた様々な規則や団体によって違いますけども、政令や規則をつくっていくんですが、その中で、地方自治体と言われる最も住民に近いところに政治の、いわゆる政治というのは、先ほどおっしゃったように地域社会の特徴ある実態を反映させるということです。この反映させるという仕事は、公務員にはなかなか難しいんですよ。なぜですかと、公務員は、いわゆる法令から逸脱してはならないんです。規則を守らないといけないんです。でも政治の世界というのは、それを大きく変えることはできないまでも、特例として、あるいは国に、あるいは県にしっかりと協議を進めながらその町の特徴ある政策に展開がつながるようなことを決められるんですよ。それが私は政治家だと思うんです。そういう意味で認識どうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 町長を経験された議員から、今ほどお話をいただきましたが、私としてその素養が不足しているのであれば、しっかりこれから勉強しながら責務を全うしてまいる覚悟でございます。ただいまのご意見については、湯田議員からのご指摘ということで承りたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは執行部の執行員の人たちは十分理解していると思うんですが、多分あなた方は職員になられたときに宣誓書を読み上げられたと思うんです。その宣誓書に何て書いてあったか覚えている方もいらっしゃるかもしれませんが、もうお忘れになった方もいるかもしれませんが、私は町長の命によって誠実に職務を執行すると、こういう宣誓をするわけです。

なぜ、町長の命によってやらなきゃならないのか、それは上司だからではないんです。町長がある種の県や国や、そういう制度や流れの中でそれを遵守するだけではなくて、この町に必要な実態が目の前に現れたときに、それをしっかりと受け止めてその法令を逸脱しない範囲で条例をつくり、規則を積み上げていくということができると。ですから、町長の命にしっかりと従って遂行していくということなんです。そのくらい町長というのは、国でどんな決め事をしようともご存知だと思いますが、国の決め事は全国统一したものです。画一的なものなんですよ。

しかも、それを今度、県に動かしてきて持ち込んで、県はさらに自らの県の特徴づけをしながらそれを肉づけをしていくと、こういう過程になっているはず。同時に、市町村はその県の意向を踏まえながらも、雪国である地方と雪国でない地方の政策は異なる、そのところを実は首長に委ねていると、私はこういう認識を持っているんです。もう少し簡単に言うと、いわゆる職員は、敷かれたレールを間違いなく脱輪しないように動いていくのが職員の使命です。しかし、政治家である町長は敷かれたレールをきちっと理解しつつもそのレールを右に少し傾けてくれるのか、あるいは左に向けるのか、あるいは幅を少し変えるのか、これを私は政治家に委ねた結果、こういう方法、制度を私はつくられたと、日本の歴史の中で育んできたんだと、その中に議員といわゆる首長の二院制があると、こう認識しておるんです。これについては、先ほどこれから町長が前向きに考えていかれるということなので、一旦ここで私の話は終わりますが、続いて……

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど、後半の部分は議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、前半のと

ころで私の認識と大きく違っているところがあります。職員採用時の職員の宣誓ですが、これについては日本国憲法の遵守と、それから法令遵守というようにところに尽きると思います。事務方で答えられますか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えをいたします。

南会津町の職員のサービスの宣誓に関する条例がございまして、この中で、職員のサービスの宣誓に関して必要な事項を定めているところがございます。この中において、今ほど町長の説明がありましたとおり、日本国憲法を尊重し、かつ擁護することということと、それから地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営するべき責務を深く自覚しということ、宣誓書に記載されているところがございます。議員がおっしゃられた町長の命によってということは記載がございませんので、申し添えます。

以上でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それはいつからそういうふうになっていますか。私が町長のときにはそれが示されて、私が職員の前に立ってそれを受けたので、そう申し上げたので、私が町長になったのは多分平成16年ですから、それからずっと経験してきた中ではそういう宣誓書を、もちろん日本国憲法のこともありますが、その町長の命に従い職務に精励することを誓いますということを申し上げたことは聞いたことは間違いなく事実です。確認してください、じゃ後で。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

この条例につきましては、平成18年3月20日施行というふうになっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ということは、それが何らかの形で時代に合わないというか、そういうことで変えられたのかもしれない。ぜひ、前の宣誓書を書類が残っていればですが、確認をしていただきたいと。私ほうそはついていません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私も大宅町政、副町長として従事していましたが、今ほど副町長が答弁したとおり、職員から宣誓書を読み上げる内容はそのとおりでございます。ですから、議員が勘違いされているのではないかというふうに私は申し上げたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 勘違いするのも人間ですからあるかもしれませんが、私の記憶では平成16年はそういうことで、私の前で職員が誓ったことを今も鮮明に覚えていますので、18年からということですから、その変わった、もしこの際ですから、根拠なりその理由なりを私も調べますが執行部のほうも調べていただければありがたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員からお話がありましたので、執行部としてもその辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 時代は私たちの知らないところで刻々と変化していると、これは自然の理であります。そこについての、ずっとそれから同じだろうというように決めつけた見方については、やっぱり一部訂正をしなければならぬと、こう思っております。

そこで次の質問に移りますが、社会福祉法人南会津会が運営を行うというんですが、私は広域市町村圏が関わりを持っているのかなというふうに思ったのですが、これは独立した機関だということなんですが、この独立した機関の中で首長は、いわゆる理事として参加をしている。理事として参加をしているということは、当然理事会をもって決定権があると思うんです。その決定権がある理事会の中で施設管理について大きな考え方、つまり施設というのは当時どういう形態でつくられたほうがより機能的で合理的でよかったのか。しかし、私はコロナ禍を経験してみて、その構造的な施設の中身が変わってきたのではないかと、そんなことを感じておりました。

実は、私の義理の姉が田島ホームにお世話になって、コロナで命を終えることになったのですが、その際に、コロナの対策として防護服を着ていた、その防護服が庭に並べられていた。そこで最後の面会をしてくださいと、こういうふうに言われた。こういう施設管理が理事会に届いているんでしょうか。お聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど議員からご指摘いただいた件は、理事会に上がる前に所在市村長である南会津町長に南会津会の常務理事から報告をいただいております。

1つは、面会時間を約束したにもかかわらず、えらく待たせた。それから2つ目は、最後のお別れという尊厳の場をごみの散乱していると思われるところでの外部面会であった。そのことについて議員からご指摘を受け、文書で回答をした。さらに、田島ホームの出来事でしたが、それ以外の特別養護老人ホームにも同様の回答を求められた。しかし、それについ

ては田島ホーム内の中身であったために、その回答は差し控えるというような内容で処理をいたしますという報告をいただきました。

そして、3月の理事会に私も気になる案件でございましたので、その対応がどうだったのか、それをしっかり法人として検証したのかということを確認いたしました。確かに、今議員が言われるようにご指摘のところはおわびしながら、次回同じ失敗をしないようにしっかりやりますというようなお話をいただきましたので、理事会ではこれを承認したところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 文書回答ここにありますが、要は財政の事情もあって、なかなか容易でないという文書回答。その後の理事会の回答はもらっておりません。私は、大事なのは結果を出すことはもちろん大切なことです。しかし、結果を出すまでのプロセスを共有するということのほうが、私ははるかに大事だと思う。

そういう意味では、次の質問に入りますが、結局組織の在り方、先ほど答弁にもありましたが、識見豊かな、いわゆる管理能力のある人を選んでいると言っていますが、どうも私はそうは思えないんです。施設内の人から話を聞こうとしても、口をつぐむんですね。なぜなの、いや特に何も話すことはありません。でも、よくよく調べてみると、それは話せない環境にあるんじゃないかと。

つまり、こういう言い方はあまりしたくないんでありますが、なぜ役場の職員の人たちが上から施設の要職に就いてくるんだらうと。施設の中で人材育成をしながら将来は人事管理も、あるいは識見も豊かなプロパーの責任者として就くんだと、そのために今、自分たちは人間関係もしっかりと築きながら有意義な時間を積み重ねていこう、それが突然役場のOBの職員が施設長なり、あるいは常務理事に就いてくると。一時的に人手不足で、やむを得ないというケースもあるでしょう。しかし、これが恒常的になっているような感じがするんですが、理事会でこういう議論になったことはありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私が理事に昨年から入って、理事会の席でやはり今後の施設を運営する施設長なり、専務理事との関わりについてお話をしました。

そのときに申し上げたのは、町は推薦依頼があって適任者を推薦していますが、それが必ずしも私はいいとは思いませんと。内部人材の育成に努めてくださいというようなお話を申し上げ

げました。しかし、現場の実態私はよく分かりません、どうなっているんだか。今後、内部から全て登用できるだけの素力があるのか、素材があるのかについては、理事会の中でもしっかり議論をさせていただきたいと思います。議員がおっしゃりたいことは私も同じような考えでありますので、役場職員だから入るということではなくて、これまでの蓄えた管理能力、人事管理であったり予算管理であったり、そういった人材が欲しいというような推薦依頼があっ出て出しているということは、ご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 その推薦依頼というのが、書面で見れば明らかに相手に対してこういう人材を推薦してくださいという依頼書なんです。でも、書面というのはあくまでも書面で、書面の裏に隠れている実態というのを調べるのが、私は責任者の仕事だと思います。これを私たち外部の人間は聞けないですよ。いわゆる秘密事項でもある、あるいはいろんな意味で問題を引き起こす可能性もある。ですから、任された理事会で関係者がしっかりとその書面の裏側には、いわゆるこの書面が出ているのは事実なんだろう、いわゆる本当に内部の要請なんだろうということ、私を絶えず見直していく必要があるだろうと。

というのは、私に入った情報なので、これはなかなか裏は取りませんでした。本人がかたくなに話しなかった。ただ、伊南の施設では役場の職員が施設長になったために、施設長として再任用でいられると思っていたのがそうでなくて、別なところに異動を命じられたので、私はもうそれは耐え切れなくなって辞めましたと、こういう情報がありましたので、私はあえてそういうことでは人が、いわゆるプロパーの職員が育っていかない、決して組織として健全ではないということで申し上げさせていただきましたので、ここから先については理事である町長のご判断にお任せをしたいと思います。

続いてです。財政の問題であります、前にもこれ聞きましたけど、主要財政の指標というのがあるんですが、この指標は恐らく、今度監査委員の任命もするのかもしれませんが、この指標に基づいて入っているか入っていないかを確認するんだと思うんですけど、大体この指標が、例えば先ほど話がありましたように実質公債費率が25.0であると、早期健全化の基準になりますよと、南会津は5.8ですから大丈夫ですよと、こうなるわけですが、じゃ、この25.0というのは、根拠は何なのかと。こういうことをきちっと財務を管理する当局が知った上で評価を下すと、あるいは監査委員に説明をするということでない、数字に入っているからということであれば、これは何も考えないで済んでしまうんで、この25.0とか35.0というのはどういう根拠でこれをつくられたか分かりますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

指標として、早期健全化基準であったり財政再生の基準が、今おっしゃいましたパーセントで出ております。ただ、その根拠といいますのはすみません、私のところでそこまでの調査をしたわけではございませんので、判断基準を持っているわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 皆さんが、議員の方々もどうのお考えでこの財政指標というのを見ておられるか分かりませんが、こういう財政指標は多分、全国一律だと思うんです。ということは、全国にはかなり財政規模の違う町村があるはずなんですね。つまり、特異性というものをごく一部の数字からは見られないんですよ。だから私は、根拠をきちっと確かめた上で、その上でこの数字ですから南会津は健全であり、今、財政運営について特に大きな支障はないんですよ、こういうことにならないと、これに入っているからといって全て監査報告でよしとするわけにはいかないだろうと思うんです。

そこで、都市計画のマスタープランで一応公共施設の管理についていろいろと書かれていますけれども、これからの財政運営で一番大変なのは公共施設だけじゃなくて、いわゆる町内のインフラの整備ですよ。インフラの整備といえば、先ほどの質問にありましたけど、簡易水道だったり上水道を含めて、あるいは道路の維持管理、それから橋梁の問題、こういったものが国からお金が出るから大丈夫なんだというふうに言った議員も何人かいますが、国からお金が出るから大丈夫なんだと言うんだったら、こういう言い方は失礼ですけど、失礼ですよ、あなたは何のためにここにいますかということですよ。つまり、このことは職員が業務の中で担えないんですよ。こういうことは、いわゆる政治家が担わなくては、町長であり議員が。そのこのところをしっかりと議論して財政の健全化を導き出して、それを執行する執行部の方々が、あなた方が役場の職員で、執行部でよかったと町民から言われるような仕事をしていかなきゃならない。

そこで改めて聞きますが、都市計画のマスタープランの中での公共施設の管理という項がありますが、ここで言う、いわゆる令和8年に35.2億円が3年度で資金ショートすると書いてありますけど、これについての見解をお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 通告をいただいておりますので、資料を持ち合わせておりません。



○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 財政の問題ですから、ここまでちょっとお考えを広げた、こういうふう  
に理解したんですが、じゃ、それについてのそれはまた次の機会の質問に譲りたいと思いま  
す。

最後になりますけれども、国民年金、これは当然、答弁のように把握はしていない、これは  
社会保険事務所だと思えますけれども、社会保険事務所でもその統計についてはつかんでいな  
いと、これもそれは当たり前だろうというふうに思うんですが、なぜ私が年齢と言っているか  
といたしますと、年代ごとの年金の受領額が違うんですね。なので、いわゆる平均してどのくら  
いの額が国民年金の額として今、生活を支えているのかというのを知りたかったんです。

その先にある問題は、今、物価高、いろいろ非課税世帯に対する助成とかいろいろありますが  
が、国民年金受給者の中にもまだまだ仕事の形態があつたり、いろいろ家族がいたり、あるい  
は独り暮らしであつたりという形態で違うんですけども、この国民年金受給者がどの程度、今、  
生活苦を担っているのか、私のところには数少ないですがとても悲しい、とても苦しい、でき  
れば、これは本人の人生放棄とも言えるんですが、死にたいとまで言ってきている人がいるん  
です。それは、私は死ぬことと年金の額と生活がまるきり別だと、こういう話をさせていただ  
いておりますが、そのくらい今はお金がかかる時代なんだと。

そういうときに、町ができることは一体何なんだろうと。町からお金を出すのではなくて、  
そういう方々がもし健康で働けるのであれば、その人たちに幾らかでも働いて収入を得る道をつ  
くり出す、これも実は私たちの立派な仕事だと私は考えていますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 国民年金という国が定めている制度の中での動き、その中で、町としてどう  
いうふうな仕事づくりをしていくのかというようなご質問かと思いますが、私としては、私の  
公約の中にそれを入れておりませんし、もし仕事をしたいということであれば、必要な機関に  
おつなぎをする、もしくはシルバー人材センターにおつなぎをする、そして高齢の方が持って  
いる能力、ノウハウを社会のために貢献してもらおうという視点で、その結果として収入につな  
がってくることが望ましいのではないかと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 根本的に政治姿勢が違うようですのでこれ以上質問はしませんが、私  
は、先ほど言ったように政治は結果を出すことももちろん大事です。大事ですが、まず野球に  
例えれば、外野で大騒ぎするよりもやっぱりしっかりとキャッチボールのできる態勢を取って

内野に入って、そこで精一杯のプレイをする、これが私たちに与えられた役割だろうと、こう思っておりますので、仕事をつくるとかつからないとかというのを安易に町がやるとか個人がやるとかではなくて、どういう今、財産があり、あるいは資源があつて、その資源がどう変わればその人たちの仕事に、業務につながっていくのかということも真剣に私はこれから考えて、私なりの政務活動を続けたい、こう思っておりますので、執行部のほうについては、それぞれ与えられた職務を精励していただければありがたいと、これで私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。



◇ 芳 賀 正 義 議 員

○山内 政議長 次に、2番、芳賀正義君の登壇を許します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 議席番号2番、芳賀正義です。

通告書により、ただいまから一般質問を行います。

質問は4点です。私は、今後町民の皆様が日頃考え心配されている事柄を重点に一般質問を行います。

1番、町の人口減少と対策の早期樹立を。

全国的に人口減少が大きな問題、危機的な状態となっています。この問題は、県としても新年度に対策本部を設け、そこにワーキンググループなど全町的な取組に入り、各市町村でも最重点課題として本腰を入れて進めています。本町でも第3次南会津町総合振興計画に載せてはいますが、人口減少はあらゆる将来にわたり悪い影響が極端に出てまいります。即刻、町民挙げての対策を講じるべきと思われまます。

そこで、質問要旨の①危機的な状態から役場での対策本部はじめ、町民参加の協議の場を設けるなど、各方面での対策の組織づくりを考えているか。②現在の少子化対策、若者定着、職場の確保、結婚、移住の問題など諸課題の取組状況は。

以上について伺います。

2番、祇園祭の支援強化と祇園会館の存続は。

町の観光としては祇園祭が大切な祭礼となります。この中で、全国で祇園祭はそれぞれありますが、花嫁行列で神社に献上する行事は全国的に珍しいと言われております。この伝統行事の

特徴を広く知っていただくことも大切です。

また、観光は年中を通じてお客さんが来ることが大切と言われ、その中で祇園会館は、祭礼期間だけでなく年間を通しての来町と、本祭りにつながるリピーターの方々への案内と紹介の場所として重要な施設となります。今、祇園会館では関連行事を積極的に発信し、その努力の成果で利用者も多いと聞きます。

そこで、質問の要旨に入ります。

①祇園祭のお党屋制度、七行器行列など大変な労力と負担が大きい。町として人員と経費を支援するなど、新たな助成方法はないか。①の町の人員支援等含まれますが、②祇園祭など郷土の文化継承に優れた地域おこし協力隊員を採用し、田島地域のほかに伊南・館岩・南郷地域を所管としてはどうか。③祇園会館は、祇園祭展示の場、観光案内ルート、郷土食会食の場として存続の重要度は高いので、改修での存続を考えては。

以上、3点について伺います。

3、地区行政への強力な支援協力を。

地区行政に当たり、各区長にはそれぞれ行政の適正な維持と発展に尽力されており、町としても頼るところが大きいものがあります。中には、民生委員を兼務している方も一緒に載っている方など、行政、福祉、介護全般に活用されています。このことから、町と地区行政の関連は大きく、さらに綿密な連携が必要であります。

そこで、①地区（行政区）からの要望事項等に対する町の対応が無回答か返答が遅い。受理と回答のルールを確立し区長に配慮した行政を。②町文書配布の省力化と印刷物の部数節約を。③町集落応援金事業は大きな成果を上げています。今後、ふれあい敬老事業交付金のように廃止することなく、さらに強力な支援協力を。

以上、3点について伺います。

4、消費者物価が高い町の対応は。

食料品の高騰、電気代値上げなど身近な生活上の物価上昇が続いています。現在、町としては原油価格等高騰対策事業補助金として事業所の申請を受け付けているほか、非課税対象の給付の補正をしておりますが、今後、一般、若い世帯、子供の給付事業の考えはあるか伺います。

以上の答弁を求めます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 2番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町の人口減少と対策の早期樹立に関する1点目、危機的状態から役場での対策本部

はじめ、町民参加の協議の場を設けるなど、各方面での対策の組織づくりを考えているかのおただしであります。現時点でそのような組織づくりは想定しておらず、これまでも必要に応じて、各課横断的に意見を集約できる場を設けるなど対応をしてきたところであります。今後も、これまでの対応を基本としてまいりたいと考えております。

次に2点目、現在の少子化対策、若者定住、職場の確保、結婚、移住の問題など諸課題に対する取組状況は、とのおただしであります。子育て・医療・福祉向上、若者の地元定着、結婚支援は私の公約でもあり、加速度的に進んでいる人口減少は本町にとって大きな課題だというふうに認識をしております。

このことから、令和5年度当初予算編成においても「人口減少に歯止めをかけ、次世代に継承できるまちづくり」これを基本方針として7つの重点施策を設けたところであります。具体的に事業について申し述べます。

少子化対策、結婚支援については、結婚を希望する方の相談や間を取り持ち、後押しをする「縁結びサポーター事業」、婚活イベントやセミナー等出会いの場を創出する「結婚支援事業」、新婚の住居費、引っ越し費用等を助成する「結婚新生活支援事業」、妊娠期から出産・子育ての様々なニーズに即した伴走型支援を行う「妊娠・出産21プロジェクト事業」、お子さんの誕生と親御さんを応援するために商品券を給付する「パパママ応援交付金事業」、未就学児の子育てを総合的に支援する「地域子育て支援拠点事業」、ゼロ歳児から2歳児の保育所入所児童の保育料の負担割合に応じて助成する「保育所入所応援助成金事業」などを実施し、出会いから結婚、出産、子育てと切れ目のない支援に取り組んでいるところであります。

また、地域経済の活性化と雇用の場を創出するために町内で創業を目指す方に費用の一部を助成する「ビジネスチャレンジ事業」、町内事業者の担い手不足の支援として「働き手確保支援事業」、新規就農者の研修費、農業用資材等の経費を支援する「新規就農者支援事業」、林業後継者の育成を支援する「林産業雇用促進事業」、定住に関する情報発信やワンストップで移住希望者の相談に応じ定住促進を図る「定住対策プロジェクト事業」、移住・定住を希望する方へ空き家情報を提供する「空き家バンク制度」。こういったことを行うことで、若者の定住、職場の確保、移住支援を行いながら課題解決に向けた取組を進めているところであります。

次に、祇園祭の支援強化と祇園会館に関する1点目、町として人員と経費を支援するなど、新たな助成方法はないかとおただしであります。現在行っている支援といたしましては、観光の振興を目的とした七行器行列に参加される花嫁への経費の助成を、町観光物産協会を通して行っているところであります。

また、祇園祭のお党屋行事は、国の重要無形民俗文化財の指定を受けていることから、国庫補助事業を活用した大屋台への修理などへの支援も行っております。

おただしのお党屋制度ですが、少なくとも400年以上前から行われてきたとの文献が残っているようであります。お党屋の当番の年は、党元を中心に準備は大変であります。名誉をかけて大役を果たそうと努められ、今日まで祭りが支えられてきたものと認識をしているところでもあります。

現在、お党屋の減少などもあり、祭礼の維持にご苦労されているという声も聞き及んでおりますが、昔の記録にほぼ近い形で祭りの行事が残されているなど、これまで支えてきた方々の祭りの精神などを引き続き尊重していくべきであると考えておりますので、町として人員や経費といった新たな助成は今のところ考えてはおりません。

なお、伝統文化の継承への支援の在り方などについては、今後、検討をしてまいり所存であります。

次に2点目、地域おこし協力隊を採用し、田島地域のほかに伊南・館岩・南郷地域を所管としては、とおただしをいただきました。

地域おこし協力隊の制度は地域外の人材を招致し、地域の活性化や産業振興を図ることを目的として、任期は最長でも3年と定められております。

任期満了後は、関わっていただいた事業などを基盤に、地域に定着・定住していただくことが理想であります。祇園祭のほかに、館岩、伊南、南郷のお祭りや伝統芸能などに携わったとしても、生業につなげていくことは難しいというふうに考えております。現在のところ、町内の伝統芸能に関わる地域おこし協力隊を募集する考えは持っておりません。

次に3点目、祇園会館は祇園祭展示の場、観光ルート、郷土食会場の場として、改修での存続を考えては、とのおただしであります。議員のお考えのとおり、祇園会館は子供歌舞伎を上演する大屋台や七行器行列、お党屋行事等を紹介することができる展示施設として平成7年5月に開館した本町の特徴的な施設であるというふうに認識をしております。

しかしながら、当施設は建設から28年が経過し、昨年度の維持管理経費は1,200万円以上であり、施設の状況も、空調設備や照明、屋根、外観塗装等の修繕費は、公共施設等個別施設計画策定時の試算においても約5,100万円が見込まれるほか、動かなくなってしまったロボットやジオラマの修理が困難であり、来館者からも苦情等が寄せられているところでもあります。

また、国道121号沿いに4つの屋台格納庫が整備され、本物の屋台を見ることができるよう環境が整うなど、当初の目的が達成されたこと、さらには、公共施設の縮減による維持管理経費の

抑制が求められていることから、公共施設等個別施設計画において、令和8年度をもって廃止するという方針が定められたものであります。指定管理期間は令和7年度まで、そして、廃止の時期は令和8年度というような計画で今、あるわけでございます。

今後は、中心市街地の活性化と併せ、現在祇園会館が担っている役割を廃止後にどのように果たしていくかについて、関係する皆様方と協議をしながら検討してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、行政区への強力な支援をに関する1点目、地区から要望事項等に対する町の対応が無回答か返答が遅い。受理と回答のルールを明確にして区長に配慮した行政を、とのおただしであります。これは議員ご指摘のとおり、私も至らないところがあるんだろうというふうに感じているところであります。これまで地区の要望等に対する回答ルールが統一化されていなかったことを踏まえ、今年度、「道路・水路等の整備に関する要望書作成・提出の手引き」を作成いたしました。

今まで特段のルールを設けずに、各地区から様々な形で要望を受けてまいりましたが、限られた財源の中、効率的・効果的・計画的な事業執行と透明性を確保することを目的とした手引きの概要について、令和5年5月18日に実施いたしました田島地域区長・行政連絡員合同会議の中で説明させていただいたところであります。

なお、館岩・伊南・南郷地域におきましては、4月中に区長・行政連絡員会議が終了していることから、手引きの説明は行っておりませんが、今後全ての地区へ、この「道路・水路等の整備に関する要望書作成・提出の手引き」を配布する予定でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、町文書配布の省力化と印刷物の部数節約を、とのおただしであります。文書配布につきましては、行政連絡員をはじめ地区住民の皆様のご協力をいただき、行政情報、イベント情報、各種制度の周知など、町民の皆様への広報活動にご尽力を賜っており、改めて感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

議員おただしの文書配布における省力化と部数節約に関してであります。まず、広報みなみあいつに記事を掲載できるものは広報紙を活用するというのが1つ、省力化につながるものだというふう感じております。さらに、各戸配布の必要性の薄いものは各戸回覧にする、配布部数以上の文書を送付しない、正確な配布世帯数の把握に努めるなど、文書配布のルールづくりを行い、役場内、公的関係機関及び関係団体等に対して周知・徹底をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に3点目、町集落応援交付金事業は大きな成果を上げている。今後、廃止することなく強力な支援協力を、とのおただしであります。集落応援交付金事業は、地域の自主的かつ主体的な住民自治活動及び集落機能の維持強化を支援するために平成24年度から始まった事業であります。

令和4年度においては、全集落の97.9%に当たる94集落に交付金が交付され、それぞれの集落で様々な活動に活用されております。集落機能の維持に大きな成果を上げていることから、町としても当面はこの交付金制度を廃止する考えはありません。

また、さらなる強力な支援につきましても、例えば交付金を増額するといったような考えは現段階では持ち合わせておりませんが、今後の社会や地域の情勢等の変化を見極めながら必要な支援の在り方を判断してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、消費者物価が高い町の対策はに関して、食料品の高騰、電気代値上げなど身近な生活上の物価上昇が続いているが、町として町民への対策は、とのおただしをいただきました。

物価高騰に対する町民への支援策につきましては、これまでも各種の給付金や商品券の発行など、様々な支援策を講じてきたところであります。

本定例会においても価格高騰緊急支援給付金給付事業として、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響が著しい所得の低い世帯を対象に、対象世帯1世帯当たり3万円を給付する事業を提案させていただいておるところであります。物価高の影響につきましては、今後もしばらく続くと推測されますが、当然ながらこれらの事業には財源の確保が大きな課題となってまいります。

今後も、国や県の動向を見極めながら必要に応じ、既に内示をいただいている交付金を活用した事業展開も検討してまいりたいと、このように考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、再質問をいたします。

1番の、町の人口減少と対策の早期樹立であります。これについては第3次南会津町総合振興計画の中に、本計画の成果を達成するため町内組織の横断的連携を図り、全町を挙げて施策を着実に推進します。まちづくりを進めるに当たり、町民、地域、企業、関係機関団体の意

見を聴取する機会を設け、協働によりいつまでも幸せな持続可能なまちづくりを目指すということで、このようにうたっておりますが、本年度当たりからその体制、基礎づくりをして次年度からいこうというようなことで、町のこれの文書を見てそう思ってきたんですが、これらはこのようにうたいながら町長の答弁では全然このように考えていないというようなことですが、非常に全国的に、県内もそうですし、各市町村、真剣になってこのようにやろうとしているんです。それで、あのような回答をいただいて、非常に残念なんですが、詳しく一つ、それらの事情をお聞きしたいというふうに思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まず、この計画を策定するに当たりまして、様々な町民の方の意見を盛り込んだ計画を策定する段階で意見をいただきました。

今回、今後事業を進めるに当たって、改めてそういう町民の方を集めて、そういうメンバーとして集めて協議をする場ということは考えておらず、それよりも、そういうターゲット、対象者を絞り込んでそういう方から意見を聞く場を設けるなどは対応していきたいというふうには考えておりますが、そういう何とか委員会のメンバーとして公募しますとか、そういったことは考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 本来ですと、専門の分野をここに立ち上げて、それが対策の幹みみたいな係をつくるとか、その辺までこういうにやるべきかなというふうに考えているんですが、課長の返答もあまり前向きでないんですが、町長どうなんでしょうね、この件は。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

議員からこの質問をいただいたときに、都道府県で緊急事態宣言出して対策に講じるというような自治体が出たというような新聞情報に接しました。町も状況を見ながら考えなくちゃいけないのかなという思いは持っているところがございます。ただ、振興計画ができたばかりですから、この様子を見ながら次のステップとしてそういった全町的な組織、もしくは町民と一緒に巻き込んだ対策的なものが必要であれば、今後検討していかなくてはいけないというような認識は持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 少し安心いたしました。取り組むということですので、ぜひ、



本当に大事なこと、町民が心配しておりますので、一つ前向きに組織がそれぞれ連携、役場の中での横のつながりとか県もこういうことをつくっておりますので、一つ議論よくして、そのように一つ対策を講じていただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 改めてお答え申し上げますが、現時点ではそういった構想は持っていないということですが、やはり大きく今、時代が動きつつありますので、町としても遅れることなくしっかりした対応を取らなくてはいけないということですので、各課横断的な考えを今後まとめていきたいとします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 大きな1について、(1)については了解しました。②については、先ほど具体的に聞きましたが、今後、次の機会に具体的にこちらの案等を含めて質問していきたいというふうに思います。

次、祇園祭の支援強化と祇園会館の存続ということですが、支援方法は検討していきたいという町長からの答弁がありました。それぞれ②の関係については、考えて難しいというようなことかもしれませんが、それぞれ何か人口減も含めて高齢化しておりますので、運営が非常に難しいのかなというように地域おこし協力隊員のそれぞれのマイナス面もあるかとは思いますが、それによってまたプラス面、また活気がいろんな向上してくるのかなというふうなことで考えているんですが、その辺をもう一度ここにご返答いただきたいというふうに思います。

あと、③についてですが……

○山内 政議長 ちょっと待ってください。返答は要らないんですか、2つ目のことは。

○2番 芳賀正義議員 じゃ、返答をお願いします。

○山内 政議長 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど町長からの答弁ございましたが、やはりこの制度自体3年という期限がございます。そういった中で、この後の3年終わった後、地元に残って生業として繋げていくのには非常に難しい部分かなと思っております。そういったことから、今のところはこの事業に対しての地域おこし協力隊の募集というものは考えておらないということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、③について伺います。

当初の目的が達成されたということなのですが、その当初の目的というのは、それぞれの屋台小屋、また、性質の違う内容でないかなというのが祇園会館と思っています。それら平成8年に廃止というようなことで進んでいるようなのですが、もう一度考え直して、また方法がないのか、その辺を一つ、返答をいただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

そもそも祇園会館の目的ということで、町長答弁にもありましたとおり、子供歌舞伎を上演する大屋台ですとか七行器行列、お党屋行事等を紹介することができる総合的な展示施設として平成7年6月に開館したというところがございます。そうした中で、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、4屋台、4つの屋台の格納庫が完成をしたと。シャッターを開けますと、その屋台を生で見ることができるという機能ができておりますので、そういった部分では、周遊する観光客がいろいろな手配はありますけれども、生のいつでも祇園祭の屋台を見ることができるということが整っております。

祇園会館におきましては、先ほど答弁を申し上げましたとおり、建設からもう28年が経過しております。維持管理、指定管理料なんですけれども、1,200万円以上かかっております。さらには、空調設備、照明、屋根、外観塗装等の修繕がございまして、そちらは数年前から危惧されておまして、約5,100万円、今の価格ですとまたその上乘せになっている可能性も十分考えられまして、そういう部分では、これまでの投資を考えればもう少し別な方法で役割があるんじゃないかなというところとっております。

今ほど言いました4屋台につきましては、先ほども言いましたとおり、町外から周遊で観光で来ていただいているお客様に生で見ていただくということにおきましては、町の案内人さんですとか、当然、芳賀議員も町の案内人のメンバーとして活躍されていると思います。そういった方のやっぱり活躍する場もきちんと整えていかないと、やっぱりそういう部分も当然必要だと思っております。

さらに、4屋台の地区の人たちが一緒になって祇園祭を盛り上げていくという風潮にならないと、やっぱりこの祇園祭は継続していかないのかなというふうには考えておりますので、そういう部分では一つ一つの屋台、地区ごとにきちんと盛り上げていくような形で役割をしていただきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、話あまり分かりませんが、内容の説明は終わりましたが、ただいまの祇園会館の中で郷土食の提供ということでやっておるんですけども、この辺はどういうふうに今後、町としても大事な祇園祭の関係としても大事かなというふうに思っているんですが、先ほどの課長の答弁のとおり、いろんな方向で協議、今後検討していくというようなことで総括的にその郷土食も含めてどうしたらいいのか、どういう方向づけをしていくのか、その辺は今後つくっていく予定、協議していく予定はあるんですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

これまでも議会の中で一般質問ですとか議案審議の中で議論してきたところです。

祇園会館の指定管理を受けていただいておりますNPO法人のはいっとさんは、祇園祭におけます郷土料理ですとか様々な提供をしていただいております。さらには、町内外におけるイベント等での、例えばしんごろうですとかそういった提供ですとか、あと祇園祭を含めた観光PRに広く尽力をいただいているところです。

祇園会館の存続とはまた別に、きちんとした議論をした経過、これまでも先ほど言いましたように議会の中でも議論した経過がございますので、他の場所できちんとそういう提供する場がお互いマッチするようであれば、町としてもきちんと支援していく、考えると、そういう考えの変わりはありません。今後、きちんと関係者の方々と検討してまいりたいなというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、③の地区行政の強力な支援ということで、再質問をしたいと思います。

先ほどから回答がありました、答弁がありましたように、それぞれ改善をしていくということでの指針でありますので、非常にそのようにお願いしたいと思います。①、②についてはそのように一つお願いしますし、③についても、非常にこのように効果がある集落応援交付金事業でありますので、今後ともよろしくお願いしたいというふうに考えております。

あと、確かに返答の中に「道路・水路等の整備に関する要望書作成・提出の手引き」ということで、タイミング的には合ったわけですが、今後ともこれらを基に非常にいいものを今、作っておりますので、その他除雪の件とか立木の障害とか空き家の問題とか、それらも含めて一つマニュアルを作って、スムーズな行政に反応していただくように、対応していただくように一つお願いしたいというふうに思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 これまで田島地区の行政連絡員区長会の中でも、やはり同様のご指摘を受けて、せっかく要望しても町としての回答がよく見えない、またはないというふうなお叱りを受けてきたところであります。やはり、行政とそれから住民、そしてその代表を取りまとめる役である行政区長さんとの信頼関係を損なうようなことがあってはならないというふうに感じておりますので、まず第一歩は、農業施設、それから道路関係の一番要望の多いところについて手を入れていきたいと、このように思います。

また、この後の質問にも出てまいります、立木の問題だったり空き家の問題だったり、それも田島地域の区長会では相当議論が出ておりますので、そういったところも町としてどういうふうにできるのか、もしくは集落到どんなことをお願いしなくてはならないのか、そういったところをしっかりと検証して、町とそれから行政区長さんと地域の皆さんの信頼関係を損なうことがないような行政運営に努めてまいり所存でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、4番の消費者物価が高い町の対策ということに入ります。

これについては、町民の方は非常に敏感に物価上昇を感じておりますし、町の対応に注目をしております。他町村の対応をよく個々に見ておりますので、いろいろな値上がりがありますけれども、町の財政と今後の状況を見て、早めに有効なる事業に対処していただきたいというふうに思っております。この件について答弁をお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 これまでも数々の対応をしてまいりました。やはり住民の方からすれば、例えば所得の低い方といっても、ぎりぎりのラインで自分のところは対象にならないんだと、それから1世帯幾らといっても、世帯の構成人数においても違うでしょうというふうなご指摘もいただいております。

今後、これからの補正予算の中で可能な限り対応していきたいと思えますが、いかんせん国からの交付金を活用しての事業となりますから、全体的な事業のバランス等を見ながら、今、議員から再度要請がありましたので、町民の皆さんに、物価高騰の町としての対策が講じていただいたというような実感の持てるような事業を構築できるように財政サイドで検討させますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 以上で再質問を終わります。

これで私の全ての一般質問は終わりとなります。どうもありがとうございました。

○山内 政議長 以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

なお、再開時間は午後2時50分とします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時50分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 室 井 英 雄 議 員

○山内 政議長 10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 議席番号10番、室井英雄でございます。

皆さんお疲れだと思います。スピーディーな質問にしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは1点、田島地域中心市街地まちなか再生計画案について質問いたします。

昨年12月の定例会一般質問において、田島地域中心市街地活性化について質問した際、昨年度末までに「まちなか再生計画」を策定するとの回答でした。それと並行して、国土交通省「官民連携まちなか再生推進事業」に申請した結果、令和5年度「官民連携まちなか再生推進事業」の実施事業者に選定され、先月の5月の臨時議会において交付金の一般補正が可決されました。それを受け、今後の取組について以下、質問いたします。

①決定を受け、懇談会に新委員を加えた新たな組織を立ち上げる予定と聞きました。立ち上げなければならない理由は、また構成員の人選は、をお伺いいたします。

②実施事業別にエリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定とあります。懇談会において十二分に議論・検討されてきた計画に変更などは生じないのか。特に当初の計画

では上町地区と西町地区の一部を加えたエリアをモデル地区に指定し取り組む予定です。実施事業者選ばれたことにより計画の見直しなどは生じないのかお伺いたします。

③令和5年度の事業スケジュールは。あわせて、エリアプラットフォーム設立時期と未来ビジョン等策定の時期は。

④令和6年度以降の事業予定があればお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 10番、室井英雄議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、田島地域中心市街地まちなか再生計画に関する1点目、懇談会に新委員を加え新たに組織を立ち上げる予定と聞いたが、立ち上げなければならない理由は。また構成員の人選は、とのおただしであります。新たに組織を立ち上げる理由についてであります。国の補助を受けるための要件になっているほか、まちなかのにぎわい創出等に継続的に取り組んでいくために、官民の多様な主体が参画した自立・自走できる組織を構築する必要があるためであります。

また、人選につきましては、国のエリアプラットフォームの要件を参考にしながら、昨年度のまちなか再生計画策定委員に加え、地元の金融機関や公共交通関係者、観光事業者等を新たに加える予定であります。

2点目、懇談会において十分に議論・検討された計画に変更などは生じないか。「官民連携まちなか再生推進事業」の実施事業者選ばれたことにより、計画の見直しなどは生じないか、とのおただしをいただきました。

先ほど答弁いたしましたとおり、昨年度のまちなか再生計画策定委員の方に引き続きメンバーになっていただくとともに、昨年度策定いたしました「田島地域中心市街地まちなか再生計画」を基本にしながらも、もう少し対象エリアを拡大して未来ビジョンとしてまとめる予定でありますので、既存の計画が大きく変更になることはないというふうに考えております。

また、「官民連携まちなか再生推進事業」の実施事業者選ばれたことにより、計画の見直しが生じることはありませんが、社会実験や実証事業などの結果を踏まえ、必要に応じ既存の計画を見直すことは、場合によってはあり得るものと考えております。

次に3点目、令和5年度の事業スケジュールは。あわせて、エリアプラットフォーム設立時期と未来ビジョン策定の時期は。そして4点目の、令和6年度以降の事業の予定は、とのおただしであります。関連がありますので一括して答弁を申し上げます。

令和5年度の事業スケジュールにつきましては、現在、エリアプラットフォームの構築と未来ビジョン等の策定を支援していただく事業者を公募しており、今月27日にプロポーザル審査会を実施して事業者を決定し、その後、会議や社会実験等を実施していく予定となっております。エリアプラットフォームの設立につきましては、今年度中の設立を目指し、未来ビジョン等の策定については、令和6年度中の策定を予定しているところであります。

令和6年度以降の事業予定であります。引き続き「官民連携まちなか再生推進事業」に申請し、社会実験等を実施しながら未来ビジョンを策定するとともに、その他の補助事業等も活用しながらビジョンに盛り込んだ事業の具現化に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁をいたささせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 では、再質問させていただきます。今の町長答弁で、ちょっと私、満額回答には至らなかったもので、再質問させていただきます。

国の補助を受けるための要件、漠然過ぎますよね。今まで懇談会を開いて活動してきたその委員会ではなぜ駄目なのかと、その要件のところをもう少し詳しくお聞きしてもよろしいですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

国の補助を受けるための要件ということで、官民の多様な主体が参画した自立・自走できる組織を構築する必要があるということで、エリアプラットフォームを構築するということですが、そもそもエリアプラットフォームというものは、この対象エリアに関わる多様な立場の人が集まってエリアの将来像課題について話し合う議論の場というふうに定義づけされておりますので、そういった中で、これまでやってもらいましたまちなか再生計画策定委員に加えるということで、事業要件といいますか、その申請要件にもプラスになりますので、そういった部分では地元の金融機関ですとか、さらに公共交通関係者ですとか観光事業者等、そしてまた、地域も地区も若干加えながら広めに対応するような形で補助対象ということで申請をしたところでございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今、課長の答弁の中で②のほうのもう少し対象エリアを拡大という

ことにも触れてしまったんですが、新たな地区もこの新しい組織の中に加えるということなんですが、その地区名はここで発表できますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

想定といいますか、予定としましては、隣接しています中町地区ですとか、本町地区を想定をしております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 新たに中町地区、本町地区も加えるということで、そうなってきますと、本当に西町から本町まで、完全に中心市街地になりますよね。今回、だからそういう情報もあったので、わざわざ今回、上町、西町一部エリアをモデル地区にというふうに再度お伺いしたんですが、その点については詳しく触れてはいないんですけども、そういう計画が後退してしまうのではないかという心配があるんですよ。エリアを広げたおかげでなぜこの地区だけこんなに重点的に取り組まなくてはいけないんだという意見が必ず出てくると思うんです、これだけ広げてしまうと。ただ、前の計画ではいけないのかというところをもう少しお聞かせできませんか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

やはり、中心市街地という田島町内の地域の中の定義づけといいますか、客観的な観点から想定すれば、やはり西町、上町、中町、本町、いわゆる先ほどその前にもありましたとおり祇園祭絡みで言えば、屋台格納庫があるところを中心に、今後上町と西町をモデル地区にしながら、そういったその地域の中心市街地のにぎわいの創出をきちんと整備していくんだと、地域、地区の皆さんと一緒に考えてそういったにぎわいづくりをやっていくんだという考えがありますので、そういった部分でエリアを少し広げたというところで、モデル地区としては西町、上町地区には当然変わりませんので、その辺を重点にしながらやっていくという考えでございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 その件に関しては、よく理解いたしました。

今回、エリアを少しのという表現ではないですよ。本当に倍に増えるんですから、エリアが、当初の計画よりは。そこで、構成メンバーといいますか、地元の金融機関、多分この地元の金融機関というのは、多分ここで言われているのは信用金庫、そのほかにありますね、金融



機関。それを含めるのかどうか、そこまではまだ協議もしないとは思いますが、予定としてはどうなんですか。1銀行でいいのかどうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

地元の金融機関ということで想定はしているんですけども、下打合せもしているところから取りあえず申し上げますが、会津信用金庫さんを予定をしております。そういった中では、これまで会津信用金庫さんともいろんな観光事業の連携を図った事例もございますので、そういった部分での連携はきちんと今後も継続したいということで、メンバーになる予定となっております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 よく分かりました。

公共交通機関といっても会津鉄道さんでよろしいんですよね、多分。観光事業者等となっておりますけども、これは多分、観光物産協会を指しているのかなと個人的には思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、公共交通機関ということで、特ににぎわいを創出する関係で、将来的には町内からの誘客を求めるとい部分では、会津鉄道が通っているという部分では会津鉄道さんを予定をしているところです。

さらに、観光事業者等ということにおきましては、やはり観光物産協会が広く広域的に観光事業取り組んでいただいておりますので、そういった方の意見も取り入れながら、一緒になってメンバーとなってにぎわいの創出づくりをやっていくということと考えております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 指摘どおりだったということで、次の質問に移ります。再三、計画の見直しは生じることはないということが確認できましたので、次の質問に移りたいと思います。

今回ちょっと前後するんですが、「官民まちなか再生推進事業」の申請に当たり、多分、事業主体は明記しなきゃいけないですよね。事業主体はどこだったんですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

今年度におきましては、令和5年度の採択されたものとしては町が事業主体となって申請をさせていただきました。先ほど言いましたとおり、エリアプラットフォームを構築しまして、そちらが自立・自走できるような形に構築をしていきまして、そちらで今後、想定ですと3年間は国の補助の申請が受けられるということを聞いておりますので、今後はそのエリアプラットフォームが主催となって申請をしていただくような形にしていきたいなというふうには考えております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 事業主体が町だったから、新たに組織を構築しなくてはいけなかったということではないんですね。分かりました。

それでは、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

先ほど町長の答弁の中で、今月27日にプロポーザル審査会が行われるという、今初めてお伺いしたんですが、現段階で応募している業者というものはあるんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

3社、申請がございました。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 公募したら3社の応募があったということで、すみません、このプロポーザル審査会には町としてはどなたが立ち会うんでしょうか。差し支えなかったらお聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 審査会におきましては、審査委員としまして副町長、総務課長、総合政策課長、私、商工観光課長と、商工観光課長補佐の担当係長が出席といたしますか、審査委員としてのメンバーとなっております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 これはもちろん1社に決定するという理解でいいんですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 議員おただしのとおり、1社で絞る予定となっております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 すみません、何度も。この審査結果というのはいつ公表されるのか、私も気になる場所なんで、お聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答え申し上げます。

6月27日にプロポーザル審査会を行いまして、6月下旬から7月上旬に審査内容をきちんと審査しまして、7月上旬には契約の締結をしたいというところですので、まだ予定ではございますが、その辺りを予定をしております。7月上旬までには締結をしたいということで、そこで公表ということになろうかと思えます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。

それで、スケジュールに関してなんですが、エリアプラットフォームの設立は今年度中の設立を目指していると、少々ちょっとのんびりし過ぎませんか。多分、このペースであれば10月ぐらいにはもう設立目指して対応していかないと、どんどん、何と言うか後退とまでは言いませんけども、事業が進んでいかないような気がするんですが。たしか当初の計画ですと、当初の計画というか予定ですと、10月ぐらいに設立を目指すというふうにはちょっとお伺いしていたんですが、今年度中となると大分後退しているなという印象なんですが、どうですか、その点は。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 あくまでも予定でございますが、先ほど言いましたとおり、7月上旬には契約を締結すると、その後、8月からもう早速エリアプラットフォームの会議を開催する予定となっております。計画では年度内に4回程度、会議を開催する予定でございますが、その間に社会実験の実施ですとか勉強会も含めまして、意識の啓発活動等を行っていく予定でございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 じゃ、計画的には何ら問題はないという理解でよろしいんですね。分かりました。

今回、ひもつきの交付金、言い方が悪いんですが、国からの交付金でしょう。多分、年度末には事業の進捗状況とか内容を報告しなきゃいけないと思うんですよ。交付金申請時には多分、エリアプラットフォームの設立は10月予定で、年度末にはビジョン等を策定するという予定でしたよね。これは当初の内容と違うという指摘を受けますよね、必ずこれでは。言っている意味分かりません。もう一度砕いて、エリアプラットフォームの設立は令和5年10月予定でしたよね、申請するときは。未来ビジョン等の策定期間は令和6年3月でしたよね、予定としては。

でも、今課長の説明ですと、プラットフォームのほうは今年度中で、未来ビジョン等の策定については令和6年度中という先ほどの町長答弁でした。最初の申請の報告のときと大分変わってくるんですが、その点は不利な点は、不利なというか、まだ申請するというふうにお答えをいただいているんで、それは後で響かないんですか、申請時に。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 改めまして予定を申し上げますと、今年度中にはエリアプラットフォームをきちんと構築します。8月中に会議を開きたいと思っておりますので、その中で会議をやっていくという中で、あと、さらに未来ビジョン等大きくメイン的なものは令和6年度に作成にはなるんですけども、実際のところは令和5年度でも作成に当たります。そういう部分で、いろんな実証実験、何をやったらいいのかとか、そういった中身の議論もきちんとしなきゃいけませんので、そういう部分で未来ビジョンの策定も本年度中から取りかかるという予定となっております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 私が心配しているのは、申請時のときの予定と報告しますよね、年度末に。これ必ずやりますよね、やらなくてはいけないですから。それであまりにも乖離があり過ぎるのではないかというのが心配なんですよ。最初の予定よりも半年も遅れている、何だこれはと言って、次の申請に響かないかと心配して親心で言っているんですが、ちょっとそこから辺お願いします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

そこは県との協議も必要ですし、そういった部分での事業の流れですとか申請時の際だったり、そういう中身の変更等は随時きちんと県を通しまして、協議をしながら年度中にきちんと計画的にやっていくという考えでございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今ちょっと納得はしていないんですが、分かりました、もうここで。

やっぱり納得いかないんで、もう一度だけすみません、事業主体南会津町、町長渡部正義の名前で交付金申請をしているんですよ、今回ね。それでそのときに、いろんな計画を載せていきますよね、エリアの図解だとか課題、問題点やいろいろあります。その中で、エリアプラットフォーム設立時期はという項目があるんですよ。そこで、当町はまだ未成立なんですけど、設立時期はということで令和5年10月というふうに申請しています。未来ビジョン等策定期間は

令和6年3月というふうに明記して申請しています。それで今回、事業指定を受けました。

でも、実際は年度末には報告しなくてはいけない今の状況、進捗状況とかどういう内容になるんだか分かりませんが、当初の計画とは違うという指摘は出ている、ここは別に問題ではないと。申請時と中間報告が全然違っても2年3年という申請ですから中間報告という言い方をしましたけども、別段問題ないということで、計画どおりにやっているということでそういう理解でいいんですか、これで。

○山内 政議長 申し上げます。質問者の質問に的確に教えてください。

商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

例えば、エリアプラットフォーム今年の10月に構築するという当初の申請内容でございますが、そういう部分では先ほど言いましたとおり、県の担当者ときちんと協議しまして、早め早めに対応したいという中身の内容の申請をしていただいて、なるべく早めにいろんな会議も行わなければいけませんので、議員おただしのように、秋口になって4回も会議は開催できませんので、そういった部分では早めの対応をしたいということで、8月からきちんと会議を開きながらエリアプラットフォームとしての構築を行いながら未来ビジョンにも作成をしていくということとなっております。県ともきちんと協議しながらやっていくというところです。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。十二分に協議しているから問題はないというふうに受け取りました。

最後に、前に一般質問したときもお尋ねしたと思うんですけども、今回、私これだけ本当に何回も、何回目かな、この中心市街地活性化について質問するのは。もう何度もいろんな提案がなされてもなかなか前に進まなかったということで、今回はぜひ、この計画が後退することなく皆さん執行部も一丸となって町長を中心に進めていってほしいという思いから、こう何度も質問しているんですが、どうかこの計画が頓挫することのないように、そんでもうこれ以上の失態は避けたいと、もう何度もいろんなビジョン、計画、町に上げられてもなかなか前に進むことができないという今まではそういう現状でしたが、この計画は地元が絡んでいるからということではないんですが、後退することのないように議員として協力できることは協力してまいりますので、地元住民としても協力していきたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど議員から非常に重要なポイントのご指摘もあったのかと思います。

やはり、町として国に申請をして事業認可を受けたということであれば、その事業主体は町でございますので、3月の時点で多分、実績報告という形で提出しなくてはならないというような動きになってまいります。やはり、この間のスケジュール管理をしっかりしていかないと、議員が言われるような、後から間に合わないというようなことになったり、それから事前の変更手続がなかったということでご指摘を受けたり、そういった可能性もありますので、改めて担当課のほうにその辺をしっかり構築しながら事業を進めるよう指示しますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 よろしくお願いいいたします。私のこれで一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明22日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

令和5年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和5年6月22日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 星 和 孝 議員
- 6番 渡 部 裕 太 議員
- 11番 丸 山 陽 子 議員
- 5番 古 川 晃 議員
- 15番 渡 部 訓 正 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 酒 井 幸 司 議員  | 2番 芳 賀 正 義 議員  |
| 3番 湯 田 剛 正 議員  | 4番 星 和 孝 議員    |
| 5番 古 川 晃 議員    | 6番 渡 部 裕 太 議員  |
| 7番 森 秀 一 議員    | 8番 川 島 進 議員    |
| 9番 湯 田 芳 博 議員  | 10番 室 井 英 雄 議員 |
| 11番 丸 山 陽 子 議員 | 12番 楠 正 次 議員   |
| 13番 湯 田 哲 議員   | 14番 高 野 精 一 議員 |
| 15番 渡 部 訓 正 議員 | 16番 山 内 政 議員   |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長 佐 藤 一 範 副 町 長  
星 英 雄 教 育 長 月 田 哲 総 務 課 長

星	良 栄	総合政策課長	鈴木	秀 和	税務課長
星	貴 夫	住民生活課長	湯 田	賢 史	健康福祉課長
橘	昭	農 林 課 長	渡 部	秀 介	商工観光課長
室 井	利 和	建 設 課 長	遠 藤	知 樹	環境水道課長
渡 部	さつき	会 計 室 長	菅 家	康 夫	農業委員会 事務局長
阿久津	勝 英	学校教育課長	廣 野	友一郎	生涯学習課長
渡 部	浩 明	館岩総合支所長	馬 場	誠	伊南総合支所長
平 野	芳 和	南郷総合支所長			

**事務局職員出席者**

星	博 文	事 務 局 長	星	彰	事 務 局 長 補 佐
---	-----	---------	---	---	-------------



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話のお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。



◎発言の申出

○山内 政議長 ここで、町長より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問の中で、執行部として確認すべき事項があった点のご報告及び私の答弁の一部に誤りがありましたので、ここで発言をさせていただきます。

まず、9番、湯田芳博議員との質疑の中で、湯田芳博議員から、職員が採用されるときに、町長の前で日本国憲法を擁護する宣誓のほかに、町長の命に従い、職務に精励することを誓いますという宣誓を行っている。少なくとも私が町長時代にはそうした宣誓をしていたという発言があり、執行部としての確認を求められておりました。

その結果についてご報告をさせていただきます。

まず、旧田島町時代の宣誓書の内容であります。当時の例規集を確認いたしましたところ、職員のサービスの宣誓に関する条例に記載がありましたので、読み上げをさせていただきます。

私はここに主権が国民に存することを認める。日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますという内容となっております。

この条例は昭和31年3月22日に施行され、同年10月1日に改正されて以降、改正の履歴はありませんでしたし、湯田議員が田島町長として在任されていた当時の平成17年4月1日付の宣誓書も確認できたところであります。

さらに、町村合併後につきましては、昨日、副町長が答弁した内容のとおり、平成18年3月20日に当該条例が公布され、以降、改正は行われておりませんでした。また、平成22年4月1日の湯田町長に対する新規採用職員の宣誓書でもこのことが明確に確認できました。

以上のことから、湯田議員が町長在任中を含め、職員採用時に町長の命に従うというような宣誓の内容は認められませんでしたので、ここにご報告をさせていただきます。

次に、10番、室井英雄議員に対します質疑の中で、田島地域中心市街化まちなか再生計画に関する4点目、令和6年度以降の事業予定に関する第1答弁の中で、エリアプラットフォームの設立時期について「今年度中の設立を目指す」と発言をいたしました。原稿の読み違いにより、正しくは「今年中」の誤りでありました。

今年度中といえは令和6年3月末までを含むものであり、今年中であれば令和5年12月までを指すものであることから、昨日の一般質問の質疑に影響が生じたものと思料いたします。つきましては、お詫びの上、訂正をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○山内 政議長 ただいまの町長説明のとおりご了承願います。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

◇

#### ◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

#### ◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

◇

◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議席番号4番、星和孝です。

先々月の初当選以来、初めての一般質問をさせていただくのですが、町民の代弁者として責務を果たしたいと考えています。これから一般質問をします。

質問は全部で4項目、5点です。

1つ目、学校給食無償化についてお尋ねをします。

小・中学校の給食について、県内59市町村のうち44市町村は全額無償または一部補助がされています。全県で80億円予算の0.54%で給食の無償化が可能である。福島県は1人当たり3位の財政規模を持っており、実施可能である。南会津地方では下郷町、只見町が全額無料、檜枝岐村が一部補助を行っており、南会津町は補助をしていないが、その理由は何ですか。

2つ目に、介護支援事業についてお尋ねをします。

昨今、介護施設利用者が増えているとの声が聞かれ、待機待ちが多いと聞きます。今後の高齢者介護施設などの展望はどうお考えですか。

3つ目、農業支援事業についてお尋ねをします。

今年の令和5年農政座談会で説明を受けました。

1、毎年、国が77万トンもの不要なミニマムアクセス米を輸入しているとの報告が記載されていませんでした。その理由は何ですか。

2、飼料用米については主食用米に回帰しないように定着化に向けた取組を継続しますと説明されましたが、水稻農業者がおいしい米を作りたくても作れない現状があります。それをどうお考えですか。

最後に4つ目、林業支援事業についてお尋ねをします。

「きとね」のオープンから1年がたちましたが、事業成果はどうでしたか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4番、星和孝議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目に学校給食の話がありましたが、これについては教育長答弁ということでございますので、後ほど教育長から答弁が行われます。

初めに、介護支援事業はに関する介護施設利用者が増え、待機待ちが多いと聞くが、今後の高齢者介護施設の展望はとのおただしをいただきました。

介護施設の利用者につきましては、新型コロナウイルス感染症が発生する前の平成29年度と

比較して、現在は1割程度、利用者が増加しております。これは町内2つの特別養護老人ホームにおいて受入れ数を増やしたことが要因に挙げられます。一方で、待機者自体は3割程度減少しており、これは施設の受入れ増加に伴う待機者の解消と新型コロナウイルス感染症の影響でお亡くなりになられた入所者があったためと把握しております。

今後の展望につきましては、本町における高齢者人口は今後減少していくことから、他町村と比較しても充足度合いの高い介護施設を有していることから、一定の待機期間はあっても、穏やかに入所しやすい状況になっていくものと推測をしております。

次に、農業支援事業はに関する1点目、農政座談会で毎年77万トンもの不要なミニマムアクセス米を輸入しているとの報告がなかった理由はとのおたかしであります。ミニマムアクセス米は1994年、ガットウルグアイ交渉における合意事項に基づき、国が一元的に輸入して販売することとされており、その用途のほとんどが加工用や飼料用として販売されていると認識をしております。

農政座談会は、町内の米農家の皆様に直接関係する主食用米の需給調整に係る情報提供や国・県等の助成制度の説明を主目的として開催していることから、ミニマムアクセス米についてはとりたてて触れておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、飼料用米については、主食用米に回帰しないよう定着に向けた取組を継続しますと説明をされたが、稲作農業者がおいしい米を作りたいくても作れない状況があるが、どのように考えているかのおたかしでございます。

人口減少や食生活の多様化に伴い、年間の米消費量は毎年10万トンペースで減少しているといわれております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の在庫量が増加したことから令和3年度の米価は大幅に下落し、依然としてその影響は続いており、コロナ禍前の価格まで回復していない状況であります。

この間、本町では米の需要と価格の安定を図るため、国や県の示す米の需給情報を基に、その年の主食用米の生産数量の目安を設定し、需要に応じた米の生産を稲作農家に呼びかけ、特に大規模に経営している農家の皆さんに飼料用米への転換を促してきたところであります。

令和2年から令和4年の3年間で飼料用米の作付面積は約82ヘクタールに上り、令和5年度においても令和4年度と同等の取組を座談会等で農業者へお願いしてきたところであります。

稲作経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、町といたしましては今後も米価及び稲作経営の安定のため、飼料用米や園芸作物などの主食用米への転換を推進しながら、地域水田農業の振興を図ってまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を願います。

次に、林業支援事業に関して、「きとね」の事業成果についてのおただしをいただきました。昨年度、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション、これが正式名称です。「きとね」では、10月の林業祭をはじめ、林業労働安全講習会及びチェーンソー操作講習会のほか、年間を通して「きとね」のシェアオフィス入居事業者による各種ワークショップを展開してまいりました。

その結果、年間目標の1万4,400人をはるかに上回る2万6,688人の方にご来館いただき、一定の成果があったものと感じております。しかしながら、「きとね」の設置に関する効果は、町の森林・林産業振興が図られて初めて達成されるものであり、短いスパンで簡単に推し量れるものではないことから、現在、達成の途上にあるものと考えております。

今年度も森林や林業、木材との触れ合いを通して、意識の醸成を図ることを目的に林業祭を開催するほか、森林関係作業の安全講習会や各種ワークショップの開催を通して、木の町みなみあいづの魅力を発信するとともに、「きとね」を拠点に伐採、運搬、加工製材まで関係団体と連携をして、素材生産の増加に向けた取組を継続していくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは学校給食無償化をに関してお答えいたします。

学校給食無償化につきましては、議員おただしのとおり、郡内各町村をはじめ、県内各自治体でも全額補助または一部補助を行う自治体が近年増加していることは承知しておりますが、学校給食法に示されているとおり、食材費は保護者の方にご負担していただくのが基本と考えております。

仮に無償化を実施した場合、その経費が総額で約4,850万円になると試算されます。全額一般財源からの支出になることになり、極めて大きな財政負担が生じることなどの理由から実施をしておりません。また、恒常的な財源の確保も難しいことから、無償化を継続することも困難であると考えます。

なお、町としましては、現在のところ、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対しましては、就学援助費の支給を行っており、その中で学校給食費の支援に努めておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 再質問をさせていただきます。

まず、学校給食、今ほど教育長から答弁がありました。学校給食法第4章第11条第2項、経費の負担または学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするということは私も承知はしております。

なぜ学校給食無償化を問題提起するのかといいますと、子供を応援するという観点から鑑みれば、社会情勢の状態や物価高騰で最も厳しいのは子育て世帯の親御さん。その方々に対して支援をすることによって地域経済が回り、子供たちのためでもなく、その親御さんだけのためでもなく、それは私たち町民のため、ひいては未来の南会津のためだと私は思います。

それと、保護者の間でも負担されている方、されていない方で口論が起きていると聞いております。大人の事情で子供に負い目を与えるようなことはしたくありません。どうか前向きな考え方で考慮していただけないでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 教育長ということでいただきましたが、今回、議員からおただしの件は、町としての子育ての在り方の根幹に係るお話かなというふうに思います。昨日も川島議員のほうから入学の際の支援をしてはどうかというふうなことで提案をいただいたところでございます。

これまで、南会津町の子育て支援としては結婚から出生、そして幼少期のところを充実に制度化されているのかと思います。特に子育て世帯包括支援センターえがおという相談窓口については、他に例がないほどの相談件数がありますし、しっかりここはサポートしているものと思っております。

今ほど議員から提案のありました学校給食の全額無償化、確かに県内での動きを見れば、私も可能であれば実施したいなという思いはあります。しかし、年間4,800万円ほどの財源の捻出が出る。これが1回限りではなくて、継続的なものとなってくるということであれば、そこはやっぱりしっかり検討しないといけないんだろうというふうに思います。

国のほうでも子育て支援の在り方、その中に学校給食の無償化の内容も一部含んでいるというふうに感じております。今後、国の動きを見ながら、さらに町としてどういうふうにするかこの問題に対処できるのかについては、教育部局とも併せて町部局の財政サイドでも検討していきたいと、このように考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 この学校給食法と申しますか、無償化については、私、コロナ前から調査してまして、ちょっと余談になるんですが、檜枝岐村の一部補償ということで、檜枝岐村の役場に出向いて担当職員の方に伺いました。

どうして檜枝岐村は一部補償なのですかと。そうしましたら職員の方が、村長が全額補償だとまずいだろうと、9割は補償するけど1割は負担させようじゃないかという話が出たそうです。全額無償とは言いませんが、南会津でも一部補償ということはお考えできませんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 昨年度、物価高騰の影響で給食食材費の高騰という問題がありました。その際に、昨年度の予算の中で保護者の負担を増えることのないように給食食材費に対する支援の予算を講じたところでございます。

確かに子育て中の若い世代についてはいろいろ出費がありますので、この学校給食の分野について負担軽減が図られればよろしいのかというふうに思いますが、町全体の財政状況を見なくてはなりませんので、他自治体の動向も踏まえ、町としても今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 引き続き検討のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、介護事業の支援のお尋ねの件で、町長のほうが今後、利用者が減少するという事を見込んでおられると言っておられました、本当にそうでしょうかということをお尋ねしたいと思っております。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

先ほどの町長答弁は、これまでの実績を述べさせていただきました。そういった実績と経過を踏まえまして、利用者の増加、さらには待機者の減少というところから今後の人口の推移を見たところ、現在、南会津町内には226床の特別養護老人ホームのベッド数を確保してございます。そういった施設の受入れ状況も勘案した上で、今後、利用しやすい状況になっていく。待機者は今の状況から見ましても徐々に減っていくのではないかなというように予測を立てているところでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。

今後とも調査させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の農業支援についてのお尋ねなんですが、私が申し上げたいのは若き農業者の中にも、お米番付で優秀賞を受賞した担い手もいらっしゃるということは承知しているとは思いますが、先ほど町長が言われたとおり、米価のこともありますが、ただ生産性を上げるではなく、需要と供給のバランスを生産者と一緒に考え、寄り添う体制を取っていただきたいと私は申し上げたいということで、質問させていただきました。

あと、クレームというわけでもないんですが、農政座談会の資料、今年と去年と、その前のやつは持ってきていないんですが、ほとんど数字が少し変わっているだけで、文言が一文字一句変わっていません。物価高騰とかもあるにもかかわらず、数字的などころよりも文言が1つも変わっていないということは、右から左のコピーにしかたならず、もう少し熟考した題材をプレゼンしていただきたいということが私の願いです。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答え申し上げます。

1つ目としまして、農業者の皆様のほうの周知の部分につきましては、先ほどの農政座談会、さらには各種営農計画書の配付というところの部分で、農業者の方が役場庁舎のほうにおいでになります。その際にご相談させていただきまして、個別に対応させていただいているところです。

また、先ほど農政座談会の資料というところの部分につきましては、国の動向等々の部分で、制度の内容の部分でいきますと、金額の提示というところの部分で重要視させていただいておるところの部分です。

先ほどの部分で、もう少し内容についてのことにつきましては、再度持ち帰りまして、南会津町の農業再生協議会というところの部分で議論を深めさせていただきながら、今後、検討していきたいと思っております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 今後ともよろしくお願いいたします。

最後に4番目にお伺いしました情報発信ステーションの「きとね」の件でお伺いしたいんですが、年間経費は1年間、どれぐらいかかりましたでしょうか。それは想定内の範囲でしたでしょうか。よろしくお願いいたします。



○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては指定管理としてまして、南会津森林組合から実績の部分がいただいております。こちらにつきましては、昨年度、経費としましては728万円程度の支出が見込まれたというところになっております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 728万円の支出と課長が申し上げましたが、それは想定内の範囲だったのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては、当初の部分につきましては、630万円程度の施設の運営管理にかかるだろうというところの部分で想定しておりました。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 630万円の想定で728万円、その差額は何だったんですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては、指定管理としていまして、施設の管理としましては森林組合の施設に係る人件費分または土日の宿日直料というところの部分で、そちらの部分の差額が出ていると。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

今ほど100万円ほど、指定管理、支出のほうが増えた件につきましては、今ほどの農林課長の答弁にありました内容に加えまして、電気料金の高騰等によるものも含まれているということで考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。

また、今後ともお伺いすると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで再質問を終わります。

○山内 政議長 以上で4番、星和孝君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 裕 太 議員

○山内 政議長 次に、6番、渡部裕太君の登壇を許します。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 皆さん、おはようございます。

議席番号6番、渡部裕太です。

先般の町議会議員選挙における町民の皆様方からの負託をしっかりと受け止め、今後の一般質問に臨んでいきたいと思っております。

それでは、選挙時に公約に掲げた内容に関するものの中から、通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は大きく2点です。

1つ目として、空き家や遊休化した公共施設の有効活用を。

来年、令和4年4月から相続登記の申請義務化に伴い、空き家を活用する上で1つの障害となっていた権利関係の問題が改善される方向へ動き出しました。こういった流れがある中で、以下質問いたします。

①新規就農者支援事業の利用を希望される方には、研修先の案内と併わせて住まいの提供が必要ではないか、町の考えは。

②遊休化した、もしくはする予定の公共施設を民間企業に有効活用してもらうための提案や研究会、そういった取組を行っている自治体がございます。人口減少に伴い、今後そのような公共施設が増えてくることを踏まえて、町としてこのような取組を進めてはどうでしょうか。

③昭和村では、空き家を無料で村が借り受け、修繕などの整備を行った上で貸し出す取組を行っております。今後の空き家対策としてこのような取組を行ってはどうか。

④空き家等サポート事業の利用状況は。

次に、大きな2点目として、限られた観光資源を最大限に生かす取組を。

南会津町には祇園祭、伊南川のアユ、南郷のヒメサユリ、駒止湿原、各山の山開きなど、多くの人が集まる観光資源がございます。その一つ一つをより多くの方に知っていただくためにも、今後、イベント周知のための情報発信に力を入れていく必要があると思っております。そこで以下質問いたします。

①野岩鉄道株式会社が駅周辺散策コースを設定しての沿線散歩などの企画を行っているが、そのような観光集客において、重要な役割を果たしている関係事業者との連携はどのように図られているか。

②祇園会館の廃止が決まっているが、本町の観光資源として重要な役割を担っている当館の

機能を別な形で残す考えは。

最後、③です。県では、南会津ふるさとワークステイ事業を行っております。体験型の観光資源としてはもちろん、新規就農者の獲得にもつながると考えております。そこで、県との連携や町として独自の取組を行っていく考えは。

以上、檀上での質問を終わります。答弁を受けて再質問させていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 6番、渡部裕太議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、空き家や遊休化した公共施設の利活用をに関する1点目、新規就農者の支援事業の利用を希望される方には研修先の案内と併せ、住まいの提供が必要ではないかというおただしをいただきました。

新規就農者支援事業を活用した新規就農者の受入れにおきましては、これまでも研修先の案内と合わせ、国・県等における助成制度の情報提供のほか、町の空き家バンク登録物件を含めた住まいの情報を提供し、お子様がいらっしゃる世帯については子育てや教育に関する情報の提供も行ってまいりました。

今後も引き続き、研修先の案内を含めた総合的な支援体制の下、新規就農者の受入れを図ってまいりたいと、このように考えております。

次に2点目、遊休化したもしくはする予定の公共施設を民間企業に有効活用してもらうため、提案や研修会などの取組を進めてはどうかのおただしでございますが、本町は類似団体と比較しても非常に多くの公共施設を抱えていることに加え、その多くの施設で老朽化が進んでおります。そうした施設の維持管理や更新に係る経費が将来的な財政運営に大きな負担になることが課題であると、このように認識をしております。

議員おただしのように、民間企業等で施設を活用いただくことは、財政負担軽減の面からも大きなメリットがあると認識しております。今月下旬、千葉県で開催される国内最大級のドローン展示会において、県にもご協力いただきながら、本町の廃校活用のPRを予定しているところであります。

今後も活用の可能性がある施設につきましては、県等の企業誘致等の関係課と連携をしながら、様々な機会を捉え、PRしてまいりたいと考えております。

次に、3点目、昭和村で取り組む借り上げ転貸方式の空き家対策を本町でも取り組んではというような提案をいただきました。

この方式は、自治体が空き家を無償で借り上げて改修を行い、転貸期間内で改修工事費の自

治体負担分を回収するものであり、改修工事費の財源となる国庫補助金や地方交付税特別交付金、県補助金等を除く自治体負担分は約4分の1であると伺っております。

昭和村がこの方式を採用する背景には、賃貸住宅の希望者が増加しているものの、そのような住宅そのものが不足していることや空き家バンクの登録空き家の多くが未改修で、すぐに入居できない状況にあること、売買を条件としている空き家が多いことなど、空き家の所有者と利用者のミスマッチが生じているためであると、このように伺っているところであります。

移住者などの借主にとっては、自治体から借りることによる安心感、それから近隣の相場と比較して、低廉な家賃で借用できることなどがメリットであると考えられます。一方で、改修工事は住宅によって異なるため、改修費用に対する家賃設定によっては長期の転貸期間が必要になるほか、自治体が物件を管理することになるため、不具合等への対応も出てまいります。

空き家の借り上げ転貸方式は、賃貸住宅が不足しており、かつ不動産事業者がいない地域においては有効性が高いと思われませんが、制度を運用する人材の確保などにも留意しなければ、事業の継続性に課題が残るものと考えられます。

このようなことから、本町の現状を踏まえますと、アパートなどの民間の賃貸住宅も多く、それに関わる不動産事業者もいることから、引き続き空き家バンク制度に注力するとともに、賃貸住宅の借家希望者には不動産事業者を紹介するなどして、空き家の利活用を進めてまいりたいと、このように考えております。特に民業圧迫にならない、そういった対応も自治体としては求められるのかなというふうに感じております。

次に4点目、空き家等サポート業務の利活用に関するおたただしであります。この業務は公益社団法人南会津町シルバー人材センターが独自に取り組んでいる事業であります。町といたしましても、この事業は管理不全空き家の発生を抑制するために有効であるという判断から、シルバー人材センターと協定を締結し、空き家の所有者に事業を紹介するとともに、ふるさと納税の返礼品としても取り扱っているところであります。

なお、令和4年度の受注件数は130件であるというふうに聞いております。

次に、限られた観光資源を最大に生かす取組をに関する1点目、野岩鉄道株式会社が駅周辺散策コースを設定して、沿線散歩などの企画を行っているが、重要な役割を果たしている関係事業者との連携はどのように図られているかとのおたただしをいただきました。

現在、野岩鉄道の旅と称して、時刻表付きの野岩鉄道独自のパンフレットが発行されております。その中には沿線散歩として、本町を周遊するハイキングコースなども掲載されているところであります。

こうした観光資源の情報や連携は、日光・会津観光軸活性化推進検討会などにより定期的な会議を行いながら、会としての連携した取組や各鉄道会社独自の取組などを共有しており、様々な観光誘客に力を入れているところであります。

さらに沿線自治体をはじめ、各観光協会も会員となっていることから、各種イベント情報の共有や関連する事業への連携も強化でき、広域的な集客につながっていくものと考えております。今後、コロナ禍が落ち着き、人の流れが増加するのは必然でありますので、本町といたしましても、これまで以上に関係機関との連携を図りながら、十分な準備を行い、誘客に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、祇園会館の廃止が決まっているが、本町の観光資源として重要な役割を担っている当館の機能を別な形で残す考えはとのおただしでございますが、祇園会館は子供歌舞伎を上演する大屋台や七行器行列の様子、会津田島祇園祭にまつわる文書等を展示、紹介しております。

町内に4つの屋台格納庫が整備され、本物の屋台を見ていただくことができるようになったことやそれらを拠点として祇園会館廃止後以降も会津田島祇園祭の歴史やお党屋制度について、観光客や地元の子供たちが知ることができるような仕組みを関係する皆様と協議しながら構築していきたいと、このように考えているところであります。

次に3点目、県では南会津ふるさとワークステイ事業を実施しています。体験型の観光資源としてはもちろん、新規就農者の獲得にもつながると考えるが、県との連携や町として独自の取組を行っていく考えはとのおただしをいただきました。

南会津ふるさとワークステイ事業は、1日から1週間程度の短期間で、手軽な農村体験ができる事業であります。新規就農者の確保及び都市居住者と農林業者との交流を促進することを目的としているようであります。

この体験をきっかけに、参加者が南会津町に移住したい、本格的な農業研修を受けたい、そういった相談や要望があれば県や農協など、関係機関と連携し、積極的に定住、就農に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

今後も引き続き、県など関係機関と連携をし、役割分担をしながら新規就農者の確保に向けて努めてまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、順番に再質問のほうをさせていただきます。

まず、大きな1の1番目から、新規就農された方の中で南郷トマトの栽培の新規就農者数が令和4年までに35戸あったという資料を頂いております。そのうちの全てがIターンの就農者であるというような記載もございました。

Uターンの方であれば実家等に住むことができる状況も考えられますが、Iターンの方の場合、必ず住まいを探すこととなります。そして新規就農者の多くの方は就農するに当たって、今までの仕事を辞めるかもしくは辞める前提で住居を探しに来ることになるかと思いますが、その際に民間の不動産で住まいを職のない状態で探すということがかなり厳しい状態であることも確かです。

加えて、農業ということであれば、職住近接、近くにあるという必要性も高いかと思われませんが、そのあたり、南郷地域、物件が少ない中で田島から通う、そういった状態もあるところに関して、町のほうは近くで場所を用意していただけるかどうか、そういったような考えはあるかお聞かせください。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

これまでIターン者、南郷トマトの栽培者でございますけれども、南郷トマト生産組合という組織がございまして、こちらのほうで研修先であったり、圃場、あと住宅等の紹介をさせていただいているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 紹介先があるということで、実際にそちらで紹介されて、ほとんどの方はその紹介先で物件を決めることになったということによろしいでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

ほぼ南郷地域周辺、ただ、圃場等、ちょっと遠くなったりする場合もございますけれども、住宅のほうは確保できておりました。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

ただ、一番何を言いたいかというところで、住まいを確保できないことが事業を利用しないことの原因になってはいけないなというところがございまして、実際に私のところにもそういった形で住まいを探しているんだけど、なかなか見つからないなんていうお話もある中で、

体制としてはないわけではない、そして紹介先も紹介されると、そういった中で、ただ、受け口のほうに少し少ないように感じるのも事実の中で、これからも引き続きそういった空き家についてはかなり多くの問題が絡んでくるかとは思いますが、私のほうでも調査をして、いろいろと提案をしていきたいなと思っております。

○山内 政議長 次の質問はいいですか。

町長。

○渡部正義町長 1番、空き家について総括でよろしいですか。

やはり南会津町に相当な空き家がありますし、今後、これから高齢化が進行していけば、さらに増えていくというふうな危惧感を持っております。このために、今、町では空き家バンク制度をやっておりますが、それと併せて移住定住を受け入れるためには相談窓口が非常に大切なポジションであります。

現在、総合政策課の移住定住の窓口のところで物件の紹介だったり、それから生活の相談だったり、もろもろ展開しておりますが、今後より一層、そういったものを強化をして、この地域に仕事なり住まいを求めるといふふうな方について、積極的なサポートをしていくということに尽きると思っておりますので、私どもも今後研究していきたいと思っておりますから、議員のほうでも何か情報がありましたら提供いただきたいと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、次の再質問に移らせていただきます。

1の②ということで、これから遊休化していく公共施設が増えていくかと思っておりますが、今度、千葉県の方で行われるドローンのイベントで、休校を活用したPRを行うということでご答弁いただきましたが、今後、全体的な、個別具体的にここの施設ということではなくて、全体的な流れの中で、そういった形で町のほうとして一般業者を集めて、こういった提案はないですかといったような説明会をやる予定というのはないということよろしいでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今ほど全体を集めてというか、町としてということだと思っておりますが、まず、今回、出展いたしますのは、ドローンというのが今現在、物流であったり産業の中で様々な活用方法が検討されているというところございまして、そういった試験にはこういった地区は非常に環境的に大変厳しいと、冬の状況をこの場を活用してやっていただきたいということで考えておまして、まず、このスタートとしましては、積雪寒冷地であるこういった地域で、檜沢中だった

り上郷小学校であったり、そういったところを活用して、実証実験をしていただけたところがないかということで、まず一步踏み込んでいきたいというふうに考えております。

その中で反応を見ながら、施設はいっぱいございますので、次のステップとして全体を集めたもの、これが有効であれば、そういった部分も考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

ぜひ今後とも、今回のドローンの話がどうなるかは分かりませんが、それを踏まえた上でほかに全体的なものとして、説明会とかそういったものを開いて、ぜひ民間の方に活用してもらえよう体制を整えていただければと思います。

では、次、③のほうに移らせていただきます。

昭和村で行っている取組に関しては、昭和村ならではのやっぱり背景、事情、そういったものがあつた中で行っているということにして、ただ、南会津町においてもこれから先、町営住宅、町営松下団地建替事業が予定されています。既存住宅の解体、そして新築、そういうことになればかなりの費用がかかってくるかと思っております。

そういった費用面を考慮してもある程度、程度のいい空き家であれば、改修して町営住宅として運用できれば、かなりの費用が抑えられるのかなと思っております。また、民間の不動産業者、そちらのほうも圧迫しないようにというような町長の答弁でありましたが、民間の不動産業者が扱っている物件に関してもかなり老朽化して、住む人がいないような状況の物件も多数ございます。

そういった中で、やはりしっかりとした住居を提供する、そういった意味で費用も建て替えに比べれば抑えられる。そういった費用面に関して、昭和村に近いような形での考えをこれから検討していくような考えはあるでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、民間の不動産事業者であったり、アパートを運営されている方の営業の逼迫にならないようなことを取り組んでいかなければならないかなというふうに考えております。

国のほうでも様々な空き家、空き施設に対する制度が今、整ってきているようですので、それらをどう有効に活用するかということは今、研究しているところでございます。それが整い



次第、順次、制度としてやるかどうかということも判断しながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 やはり空き家問題ということで、短期で解決できる問題ではないともちろん思っておりますので、長期的な視点でそういった取組、これからの検討をしっかりとやっていただきたいなと思っております。

それでは、次の再質問に移らせていただきます。

空き家等サポート事業の利用者が年間で130件ほど利用があったということが答弁の中にございました。また、ふるさと納税の返礼品にもなっているということですが、ふるさと納税の返礼品は130件の中、何件だったかというのをお教えいただければと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

令和4年度につきましては、3件の申込みがあったというふうに確認しております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

130件と結構思ったよりも多くの方が利用されているなというイメージで受け取りました。また、その130件の利用者の方からの反応、どのような、こういうふうにしてもらいたいのですとかそういった要望は届いているのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 先ほど町長答弁にもありましたとおり、この事業自体、シルバー人材センターのほうで運営しているものでありますので、詳しい要望であったり、お客さんからの要望であったりは特に聞いておりませんが、今後、確認しながら、よりよいものになって、町としては管理不全空き家が抑制されるようになればいいかなというふうに考えています。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 シルバー人材センターのほうで把握はしていると思いますので、実際に利用者の反応、そういった要望だとかそういったことの中に、本当に利用者が求めているものというのが含まれているのかなと思いますので、今後、事業の内容の中にそういった意見を聞き取った中での落とし込み、そういったものも必要になるかと思っておりますので、ぜひその点、内容の確認をお願いしたいと思います。

それでは、次に大きな2番のほうに移らせていただきます。

大きな2番の①、野岩鉄道株式会社が行っているツアーについてですが、実際にツアー等で町を訪れた人がただ現地を見学するという場合と、現地で地元の案内人の方がいて、歴史的背景であったり周りの説明についてされて訪れた場合とでは、かなり訪れた方の受け取りの印象が違って来るかと思います。

そのあたり、こういったツアーが組まれる際に、町のほうに、こういった期日にこういったことをやりますよなんていうお話は町のほうにはきいているのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

そうしたツアーですとか実際にあった場合、実際には町の案内人、周遊する町の案内人に依頼をすることもございますが、件数的にはちょっと状況を把握しておりませんが、町の案内人等と連絡を取りながらやっているということは聞いております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 町の案内人ということで、現地の方の案内というのものがあるのとないのとはかなり受け取り手の印象が違ふと思います。

具体的に今回の場合でいいますと、鳴山城と弁天山の散策といった内容になっております。実際に現地を見ると、鳴山城はお城がない山城ですし、弁天山に関してもハイキング、登山まではいかない。なので、実際に現場で歴史的な背景ですとかそこにある存在意義、そういったものの説明がなければ、恐らくもう一度訪れたい、そういった思いにはならないのではないかなというところがあります。

ぜひこういう一つ一つ、小さな対応であるかと思うんですが、来たお客様からすれば、そこでの体験が全てですので、その後、口コミで広がったり、リピート客につながったり、そういったところを踏まえれば、しっかりと町としても連携を取って対応をしていただきたいと思っております。

○山内 政議長 答弁はいいですか。

町長。

○渡部正義町長 答えを申し上げます。

今ほど非常に重要なお話をいただいているというふうに思います。私も野岩鉄道株式会社の取締役という形で鉄道運営のほうに関わっておりますし、今ほど議員がご紹介いただきました沿線散歩についても、今年度、南会津町管内では弁天山のやつもありますし、滝原の龍神の滝の散策もございます。

そこに付加価値をつけるとすれば、やはり来ていただいた方がしっかりその背景も説明を受けるといようなことは非常に重要なポイントだと思いますので、それぞれ関わる方々との調整が可能かどうか野岩鉄道の主催者のほうと、そして我々サポートする側がしっかり連携をしながら、より効果の上がる事業になるように対応していきたいと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。

それでは、②のほうに移らせていただきます。

祇園会館についての問題ですが、昨日も別な議員の方が祇園会館に関する質問のほうを行っております。その答弁の中で、祇園会館廃止に伴い、町なか4つの屋台格納庫のほうに屋台を展示できているということで、屋台の展示に関して機能のほうはそちらのほうで移っているというような内容でしたが、祇園会館としてのそもそもの存在意義というところで、やっぱり祇園祭を広く知ってもらうための施設であると考えております。

そういった機能を考えて、屋台小屋4つありますが、各それぞれ土日にシャッターを開けているところもあれば、もう閉まったままの状態のところもございます。祇園祭の周知という意味であれば、最低でも休日、通行量の多いときに外からぱっと見えるような状態であることが必要かなとは思いますが、そのあたり、役場として各屋台格納庫それぞれとの連携というのはどのように図られているか、お教えてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、4つの屋台ということで本物の屋台が格納されているということではあるんですけども、実際のところ、格納庫のシャッターの開閉は各行政区にお任せしているのが現状でございます。そういう部分では、先ほど言いました町の案内人との連携もきちんと図りながら、なるべく周遊的なものがあれば、行政区と、区長との連携もきちんと図りながら、より効果的な誘客ができるような形で連携をきちんと整えていきたいなというふうには考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 南会津町の会津田島祇園祭屋台格納庫施設条例というものの中に、設置の意義という意味で屋台の保存及び観光資源の創出による交流人口の拡大を図り、地域の振興に資するために設置するといった記載がございます。また、指定管理が行う業務の内容としても、そういった設置目的を達成するために必要な業務を行うといった記載がございます。

当初設置されたことの目的、そういったものを考えると、やはり立ち寄った人がふだんから気軽に見学をできるような状態が本来あるべき姿ではないのかな。ましてやこれからなくなっていく祇園会館の機能を引き継ぐためにも、そういった形で地域の区の方と協議、打合せの上、そういう状態にしていかななくてはいけないのではないかなと思うんですが、そのあたり、町の考えをお聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、やはりそういったこれまでの南会津町として、田島地域としての伝統ある、歴史のある行事でございますので、そういった部分ではしっかりと関係機関と連携を図りながら、様々な誘客を図る仕組みづくりをしていかなきゃいけないなというふうに思っております。

一方で、地域の方々、特に田島地域の方にもそういった部分での認識も意識も高めていただくような形で連携も図らなきゃいけませんし、今現在やっております田島小学校におきまして、3年生が子供歌舞伎の総合的な学習として取り入れをしております。

そういった部分での、小さな子供の頃からのそういう意識づけというのも大変重要と考えておりますので、そういった部分での歌舞伎の世話をする方ですとか関係機関ともうまく有効的に活用しながら連携を図ればというふうに考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、小学生の子供たちの歌舞伎の話ありましたが、実際に先日も町の田島小学校でしたが、町なか見学ということで、屋台をその時間に開けてほしいなんていう要望が出たということで話を聞いております。

実際にはそういった形で要望をしないと見せていただけない状況というのがあるわけなんです、そのあたりをこれから各関係機関と協力しながら話し合いをしていくということですので、ぜひそういった本来の目的、それに基づいた運営の在り方、そういったものに近づくようにしていっていただきたいと思います。

それでは、③番のほうに移らせていただきます。

県が行っている南会津ふるさとワークステイ事業、それについてですが、一応、県のほうでやっているのは農業関係の事業というところでして、それとは別なところで、ワークステイということですので、農業以外にも様々な林業ですとか地元の伝統技能の体験、そういったものも考えられるかと思うんですが、今後そういった形で、町の魅力を知ってもらい、体験しても

らう観光資源、そういった意味合いを含めて、町で行っていく、検討していくような考えはございますでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 農業以外でということではありますが、林業におきましては福島県で林業アカデミーという施設ができて、林業の従事者を育成する機関があります。そちらにつきましては、南会津町のフィールドを活用していただきまして、各種研修のほうを執り行うような形で事業を進めていきたいと思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えてお答えを申し上げます。

町で今、首都圏からの企業に対する研修先として南会津を使っていたいただきたいというチームビルディング・ツーリズム、日本語でいうと、企業研修の場として事業の受入れをやっております。

そういった仕組みの中からも、やはり南会津町の魅力を見ていただいて、この事業の中では各種提案もいただく。そしてプレゼンテーションの中で個々の企業の人材育成に努めるというような仕組みを考えているものを今、南会津町が手を挙げて、モニターツアー的なものを行っているところでございます。非常に可能性のある事業だと思います。

つまり、これは移住定住を受け入れる1つのポイントにもなるのかなというふうに思っていますし、今、議員から提案いただいた農業の分野にかかわらず、もっと幅を広げて、その魅力を発信し、この地域にUターン、Iターンしてもらおうような、またはワークステイしてもらおうような取組をとるのはおただしのおりだと思しますので、今後、どういうふうにしたら、それがうまく回っていくのか、その辺も含めて調査をしたいと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。

やっぱりこういった研修とかそういった事業に関しては使われやすさ、そういったものが重要になってくると感じますので、一般の観光気分で体験できるような軽いものも必要なのかなと思いますし、林業のほうはまた県で別な事業としてやっていただけるということでしたので、ぜひそういったものを町と県と協力して、どんどん南会津町の魅力を発信する機会を多くつくっていただきたいと思っております。

話は少し戻るんですが、実際にワークステイ、農業の中身のほうで、実際に受け入れる側の農家さん、そちらのほうは何件か決まっているわけなんですけど、そういったところに関して、

町に県のほうからこういった花きですとかアスパラ、トマト、そういった農家さんを紹介してくれというような要望は県のほうからあるんでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては、県と調整させていただいております。各作物につきましてはそれぞれ生産団体の部分がありまして、そちらの部分と調整させていただきまして、受入れ先を選定していると思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、県のほうと調整しながら決めているというような答弁でしたけれども、実際に農家さん、かなりの数いらっしゃるかと思うんですが、数ある農家さんの中でここを紹介しようとか、そういった基準みたいなものというのはあるんでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては特に基準等は設けておりませんで、生産規模であったりとか、長年の技術的などころの部分で人選の部分を決めていると伺っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 この部分を町が主体になって調整するというのは非常に難しいと思います。そういう意味で、それぞれの農産物の生産組合という組織があって、そこを窓口に紹介しているということでございます。つまり受け入れる側がそれだけの余力があるのか、ノウハウがあるのかということもありますので、私としては、このふるさとワークステイ的な事業を今後継続するのであれば、やはり生産農家の取りまとめをしている組合さんのほうとしっかり連携をしながら、来た人も満足のいく受入れができる、そこから南会津町への就農につながるというような、そこがやっぱり一番大きなポイントだというふうに思いますので、しっかり落とさないように対応していく必要があるものと感じております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

以上で再質問のほうは終わりになりますが、今回、祇園会館の問題については、私含めほか3人の議員が一般質問として通告出しております。こういった3人がそれぞれ出しているというこの意味合いのほうを行政のほうでも深く受け止めていただき、今後、建設的な対応を希望したいと思っております。よろしく願いいたします。

○山内 政議長 答弁を求めますか。

○6番 渡部裕太議員 大丈夫です。

○山内 政議長 要らないね。答弁、いいの。

町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

祇園会館の取扱いについては、歴史があって公共施設の個別計画、やはり今後、管理費用が増大していく中で役割を果たしたものの、それから圧縮できるもの、統合できるものの再編、それから廃止という議論が行われてきまして、平成30年からこの議論がなされております。

最終的に令和2年2月に議会の全員協議会のほうに個別計画の内容をお示しした。その結果として祇園会館については一定の役割を果たしたので、修繕費もかかるし、今後の維持管理費用も増大であるというようなことから、廃止という方針を出したところでございます。

しかし、議員から今、ご指摘のように今回、3名の方から改めてこの質問が出ているということは、祇園会館の今後の在り方というか、果たしてきた役割をどういうふうに町として今後進めていくのかと。答弁の中では、関係する方々との相談を経て、その方法について検討していきますという答えになっておりますが、やはり町民の方含めて非常に関心が高い事案であると思いますので、ここは見逃すことなく、しっかり対応していかなくてはならないと、このように考えております。

廃止の方針は私的には変わりませんが、その後の、なくなることでその機能をマイナスにならない形でどういうふうにできるのか、そこの視点が非常に重要というふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

これで私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

11番、丸山陽子議員にお諮りをします。

正午まで40分を残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○山内 政議長 次に、11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、学校給食費の全額町負担について伺います。

現在でも新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢など影響により、原油の高騰や電気・ガス代、食料品の値上げなど、生活者の経済状況はさらに厳しくなっています。特に子育て世帯のご家族にとって物価の高騰は大きな経済負担となっています。

本年4月より学校給食費が値上げされたと聞きました。物価高騰から子育てする世帯を守るための支援はとても重要と考えます。町として、学校給食費の全額負担をする考えについて伺います。

次に、小・中学校の女性用トイレへの生理用品の配備について伺います。

生理用品の配備については、要望書をはじめ、一般質問で今まで何度か要望をしております。一部公共施設には配備されましたが、小・中学校では保健室に配備されています。女子児童・生徒にとってさらに安心して生理用品が利用できるよう、小・中学校の女性用トイレへの生理用品の配備が大切と考えます。町の考えを伺います。

次に3点目、除雪支援の充実について伺います。

町は、高齢者世帯等で自力では除雪が困難な世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援し、高齢者世帯等の生活の安全確保に努めていますが、豪雪の年などは町の支援だけでは対応できない場合があります。高齢者世帯の皆さんが安心して冬期間を過ごせるよう、さらに支援を充実してはと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目、豪雪の年においてはさらに支援を追加してはと考えます。町の考えを伺います。

2点目、屋根の雪下ろしでは、今まで事故も起きています。また、雪下ろしは重労働でもあります。屋根を塗装することにより雪が落ちやすくすることもできます。雪下ろしが軽減できるよう、屋根を塗り替えする際の塗装費の一部を町負担でできないかと考えます。町の考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 11番、丸山陽子議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、学校給食費の全額町負担をとのおただしではありますが、近年の原油価格の高騰や各



種食料品の値上がりなど、小・中学生のいるご家庭では経済的負担がさらに重くのしかかっているものというふうに感じています。

しかしながら、昨年の第4回議会定例会での答弁や先ほど、4番議員のご質問に教育長がお答えいたしましたとおり、学校給食の実施に係る様々な経費のうち、食材費については学校給食を受ける児童・生徒の保護者の方にご負担をしていただくのが基本ではないかと、このように考えております。

また、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、就学援助費により支援が行われておりますので、食のセーフティーネットとしての役割は果たせるものと理解をしているところであります。

なお、先ほども教育長が答弁しておりますが、学校給食費を町が全額負担することは、財源確保という意味で非常に大きな課題であります。そのことが実施に至っていない理由の1つでもあろうかと感じております。

現在、国におきましても少子化対策、子供対策の一環として、学校給食無償化について様々な議論が行われており、国では今年度中に全国規模の学校給食に関する実態調査を行い、1年以内に結果を公表するというような話を聞いております。

国におきましても財源確保が一番の課題であるようですが、課題の整理を行い、具体的方策を検討するとしておりますので、本町といたしましても国の動向等を見守りたい、このように考えているところでございます。

次に、小・中学校への生理用品配布に関するおたがしでございます。

町内の小・中学校においては、生理用品の管理を保健室で行っており、必要な児童・生徒にはその都度、養護教諭から手渡しをしているようであります。児童・生徒の顔を直接見ながら手渡しすることは、心や体調の変化を目の前で把握できる、そういった大きなメリットもあるようであります。

また、生理用品を用意できない理由の聞き取りを行うことで、生活困窮の状況、虐待やネグレクトの有無などの把握にもつながり、家庭で起きている問題への支援にもつなげることができるのではないかと、このように考えているところであります。

このようなことから、小・中学校への生理用品の配布につきましては、これまで同様に保健室で対応してまいりたいと、このように考えているところであります。なお、全国的に女子トイレへの生理用品の配布を始めた自治体が増えているということは承知しておりますので、引き続き、近隣町村の動向をはじめ、各団体等の動きを見ながら、今後の取組について検討した

いと、このように考えているところでもあります。

次に、除雪支援の充実に関する1点目、豪雪の年において支援を追加する考えはないかとのおただしをいただきました。

本町で実施しております南会津町高齢者世帯等除雪支援事業では、1シーズンにおける1世帯当たりの支援額に上限を定めて、事業を実施しているところでもあります。また、大雪により町の豪雪対策本部が設置された場合には、その支援額の上限が上がる仕組みを設けております。

高齢者の除雪支援につきましては、高齢化が進む本町において、高齢者福祉の充実という観点からも、今後ますます重点的に取り組むべき施策であると感じております。一方、除雪事業者の減少という課題もあって、現時点ではさらなる追加策を講じることが困難な状況にありますので、現状の仕組みの中で事業を実施してまいると、このような考えでおります。

なお、高齢者世帯等除雪支援事業の喫緊の課題としては、サービスを提供する除雪事業者の確保であります。この対策を最優先に進める必要がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目、雪下ろしが軽減できるよう、屋根を塗り替える場合の塗装費の一部を町が負担する考えはとのおただしではありますが、これまでもこの問題については議会の中で一般質問をいただいた項目でございます。

私どもも近隣の町村のうち、屋根の塗り替え補助を実施している只見町のほうに状況の確認をさせていただきました。只見町では、高齢者世帯を対象として屋根塗装工事費の2分の1以内、25万円を上限に、1戸当たり1回限りというような補助制度を設けているようであります。

財源は町単独で実施しておりますが、幾つかの課題があるということも私どもで把握をいたしました。補助申請受付後に申請現場に赴き、調査、確認してからの交付決定通知となるため、申請があった全てに決定するまで3か月ほど要しているというような課題であります。

当町で同様の事業を行う場合、65歳以上のみで構成されている世帯数は令和5年6月1日現在で2,633世帯あります。これに仮に只見町で実施している事業を本町で導入した場合、限度額25万円でありますので、単年度ではありませんが、現時点で当該事業費の想定をいたした場合、最大で6億5,800万円程度必要になるというような試算があります。

現在、国・県等の補助事業がありませんので、これを町単独の事業費で賄うというふうなことになりますので、高いハードルなのかなというふうに感じているところでもあります。また、申請に対する調査、確認作業、さらには変更や完了確認などの業務に専任の職員を配置する必要もあることから、現時点では新たな補助制度を構築する予定は持っておりませんので、ご理

解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、学校給食費についてですけれども、先ほども4番議員の方が同じ学校給食の無償化をということでお話しさせていただいていましたけれども、私も学校給食費の全額負担については、ぜひ町でやっていただきたいという思いがあります。

それは、先ほど、就学困難な生徒に対しては学校給食の無償をされているということでお話がありましたけれども、学校の教育も、またそういう食事もそうですけれども、生徒にとって、就学困難な生徒とまた普通の生徒さん、困難でない生徒さんということで、同じ学び舎の中で学んでおります。そういう中において、学校給食費の負担が違うということについてはどのように、同じ教育現場の中で、同じ子供にとってその差別というのは全然必要ないなというふうに思っておりますけれども、学校の考え方としてはどのように思われていますか。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

学校給食費の、学校によっても集金の方法が異なるんですけど、おおむね振込みの形で行っています。それで支給につきましては各家庭に支給されて、そこから給食費の分を各家庭で納めていると認識しております。そのような形で、子供たち同士が会話の中でうちは無償とか無償でないというお話は恐らくあまりないかなと。これはあくまで予想ですが、されていないかなと。

ただ、保護者の方の中ではそういう援助を受けている、受けていないという会話はされているかなということと考えますと、学校の中で無償の子供と無償でない子供の差というのはもちろんつけていないし、子供たち同士もそんなに認識していないかなというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 目に見えないということで、ご家庭の中に支援の金額が入るわけで、そこから給食費が出されているので、そういうことが目には見えていないということかもしれませんけれども、中にはそういうことを知っている子供たちもいるということがあります。そ

ういう意味で、先ほど4番議員からありましたけれども、ぜひ同じ目線で子供たちを見ていただくという意味では、給食費を同じ支援ができるようにしていくべきではないかなというふうを感じるんですけども、その辺についてもう一度お願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それではお答えしたいと思います。

確かにもし子供たちがそういう情報を知っていて、無償でない、無償だという会話が仮に起こったとします。そういう場合は、多分払っているほうがひょっとしたら損をして、受け取っているほうが得しているみたいな意識でそういうことが起こるのかなというふうに思いますが、私は真逆だと思いますね。

やはり困っている方はそのような支援を受けて生活していると。やっぱりある程度の経済力のある方はそういう支援を受けなくても大丈夫だというふうに、支援を受けるほうが得をしているような意識というのはやはり教育的でないなと私は感じておりますので、ぜひそういう場合を見かけた場合は、大人の方もしっかりとその辺を指導していただければありがたいかなというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど4番の和孝議員さんのほうにもお答え申し上げましたが、この問題はやはり子育て支援という形でどうなのかというところが最終的な判断になってくるのかなと思います。

町のほうでも出産から保育関係まで支援をしておりますが、今後、さらに学校給食の無償化を含めた支援が必要なのか。そのときにどのぐらいの財政的な影響があるのか、そこはしっかり見極めなくちゃいけないと思いますし、国のほうでもこれに対する問題意識を持たれているようで、調査をするということですから、国の動向も見ながら、町としてどういうふうに対応できるのか、どう対応すべきかについては今後検討させていただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 子育て支援については本当にこれから町の課題となりますので、しっかりと見ていていただきたいというふうに思いますが、今まで、昨年もそうですけれども、物価高騰によって給食費の1食20円分でしたか、町負担ということで3月までやってきましたけれども、今回、4月から給食費が上がったというふうにお話を伺いましたけれども、これは幾ら上がったんでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

各学校や給食センターによって若干金額が違うんですが、1つ例といたしまして、田島学校給食センターの小学校、実際には桧沢小学校が対象になりますが、令和4年度が1食当たり290円でしたが、令和5年は300円に10円の値上がりということになります。

同じように田島学校給食センターの中学生、田島中と荒海中でございしますが、令和4年が330円、令和5年が350円ということで20円の値上がりでございます。各学校のほうでも10円から30円の値上がりで、今年度の学校給食費が決定しております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいま昨年と大体同じぐらいの3月までの価格上昇分の1食20円と大体同じようなものだと思うんですけども、今回、物価高騰による対策と同じ給食費の上昇抑制事業補助金という形での対応はできなかったのかどうか伺いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 物価高騰関係の国からの交付金が届いております。それで農業関係だったり、それから昨日もありましたが、住民の方への影響額を考慮した対策、そういったものを今後の補正予算の中で検討していくというふうに私は思っておりますので、今、議員からご指摘がありました昨年度、学校給食に対して行われた支援というものも検討材料の1つに考えたいというふうに思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 今後子育て世帯が本当に物価高騰の中で今、大変な思いをしているというのはもう現実でありますので、ぜひ町といたしましてもほかの自治体の実施状況を確認しながら、町としてどういうふうな形でいけるのかというのを検討していただきたいというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、小・中学校の女性用トイレへの生理用品の配備についてですけれども、私は一昨年からずっとこの要望についてはやってまいりました。それはなぜかということ、女性の本当に負担軽減ということで、高騰だから買えないとかうちが大変だから買えないとかそういう問題ではなくて、女性にとって生理用品というのは生きるそのもの、生活そのものの一部ということで私は考えております。

そういう中で、どうしても女性にとって生理用品の必要な月が必ずやってまいります。そう

いう意味で、女性を守る意味で、また子供のときからそういう女性の体を大切にしていこうということを考えていただきたいなというふうに思いまして、何度も何度もこの質問はさせていただいております。

それは、先ほどお話ありましたように、保健室に置いておいて、保健師の方が子供たちの様子を見て、その状況を判断するというのもとても大事だと思います。しかし、子供たちにとって保健室まで行く勇気がない子供もいます。

私も今回この質問を昨年させていただいたときに、あるお母さんから、子供たちは子供たち同士で借りたり貸したりしているというお話を伺いました。そういう意味で、保健室に行っているという生徒が、行けばいいという感覚で捉えているように思うんですけれども、保健室に配備される、それがとても重要だと思いますけれども、子供たちの現状を本当に把握しての保健室での配備ということを思っていらっしゃるのかどうか、そこをお伺いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

保健室を利用するの生理用品の受け取りということで、それはある一定の子供たちの状況を把握するのに有効であるということで、今、学校のほうでそのような形で取り組んでいるところであります。

ただ、今、議員おただしのおり、子供の心情に立つてということでお話がありましたので、各学校のほうで、子供たちの気持ちとかそういうものを今後調査しまして、どのような形が一番子供たちの実態把握につながるかということを検討してまいりたいと思います。

子供たちの様子を知るすべをほかの方法でも可能であれば、そちらですればいいわけですから、生理用品を使つての状況確認ということでなくて、別な方法で確認が十分取れるというものであれば、その辺は十分検討していきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ子供たちの本当の思いをしっかりと確認していただいて、お手洗いに準備してあれば、子供たちにとって本当に安心して、いつでも利用できるという思いになると思います。

そういう意味で児童・生徒にとっての生理用品、私も含め女性の皆さんの中で本当に生理用品の必要性は分かっているつもりですので、子供たちにとってさらにデリケートな問題でもありますので、そういう意味では、子供たちが本当に心からここにあつてよかったなと思っても

らえるような町としての考え方を進めていっていただきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今、教育長が答弁申し上げましたこれは、多分、現場サイドの意見の集約の答えだと思えます。今、議員からやっぱり女性の立場でというような、一方、外からの視点も必要だというふうに私は思います。ですから、私が主催する教育会議的なものもありますので、そういった場で議論をして、今後の在り方について検討させていただきたいと思えます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ児童・生徒の皆さんが安心して遠慮なく女性トイレで使用できるような体制を期待したいと思います。

では、最後になりますが、高齢者への除雪支援についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、豪雪においては豪雪対策本部ができた場合は、それに準じての上乗せの支援があるというふうに伺いましたけれども、そういう意味で今年の雪、西部のほうについては本当に雪が多くて、その金額だけでは対応できなかったという声も何人かの方から伺っております。

そういう今年のあの豪雪の中で、どれだけの世帯の方が豪雪対策本部での支援を受けられたのか、教えていただきたいと思えます。

○山内 政議長 議長から確認します。それは町全体ということによろしいですか。

○11番 丸山陽子議員 はい。

○山内 政議長 町全体ということでございます。

健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

健康福祉課のほうでは、まだ全体の集計は済んでおりませんので、田島地域を参考にお答えさせていただきたいと思えます。

田島地域につきましては、令和4年度の実績で利用対象者、事前に登録された高齢者世帯が405世帯ございました。そのうち令和4年度につきましては、実利用者につきましては236人という実績となっております。

以上です。

〔「各支所ごとに答えて。分からないんだったら分からないで」と言う者あり〕

○山内 政議長 舘岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 申し訳ございません。ちょっと今、手元に資料がございませんので答えることができません。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南総合支所につきましても資料が持ち合わせておりませんので、詳細については今現在、分かりません。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

大変申し訳ございません。私も資料ありませんので、今現在、お答えすることはできません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 丸山議員に申し上げますが、そこまで踏み込んだご質問であれば、事前に通告いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君にお伺いしますが、3つの総合支所長からのデータがないと次の質問に移れないですか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 大丈夫です。

○山内 政議長 よろしいですか。じゃなくてもよろしいですね。じゃ続けて。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私の質問の仕方がちょっとおかしかったのかもしれませんが、申し訳ありません。

豪雪の年において、さらに支援を受けられている方ということだったのですが、田島地域の中で405件の方が登録されていて、236件というお話がありました。本当に、もっときっと西部のほうの大雪だったところについてはもっと多かったのかなというふうには考えておりますけれども、そういう意味で本当にこの支援というのは、通常で受けられる支援のほかに、本当に豪雪のときの支援というのはさらに増えるのではないかなと思いましたが、どれだけの方がこれでは大変だったので、豪雪の対応で支援を受けたという方がいらっしゃるかどうかということだったんですけど、それはさらに支援を追加してはというふうに思いましたので、先ほどの町長答弁で、豪雪対策本部のときはさらに支援をやっておられたというふうに聞きましたので、そこでその支援についてどれだけの方が豪雪対策、去年は豪雪対策本部がたったというふうに思うんですけど、そういうことでそのときの支援があったというふうには先ほどの答えで聞



いたんですけど、それとは違っていましたでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

豪雪対策本部は令和3年度だったかと思っております。参考になるかどうか分かりませんが、令和元年度、非常に小雪だったんですが、令和元年度につきましては、町内全体の利用者が114人という数字を把握してございます。

今ほど申しあげました令和3年度の豪雪対策本部を設置したときは653人、これは町全体の数字でございまして、小雪のときと豪雪の極端な比較になりますが、そういった数字は把握してございます。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ということで、豪雪のときは本当に支援が倍増するというふうに思いますので、そういう意味では今後さらにそういう、これから雪が少なくなるかどうかは分かりませんが、豪雪の際の支援が充実していれば、それはいいと思いますけども、ぜひ支援を豪雪の年においては、今までとはまた違うその支援をさらに追加していくことを期待したいというふうに思ったわけですけども、それについては何かありますか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 答えいたします。

町の高齢者世帯等除雪支援事業の中で、上限につきましては7万400円としているところがございます。豪雪対策本部が設置された年につきましては、1.5倍の10万5,600円としているところがございます。

令和3年度の状況、豪雪だったということもありますので、そのときの状況ですとか小雪の状況等を調査いたしまして、必要な支援が足りているのかどうかというのは、今後、引き続き検討、調査をしてみたいというふうに考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ豪雪の年における支援をしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、雪下ろしの関係で、屋根の塗装をしてはどうかということで質問いたしましたけれども、只見町の例を取られまして、町長のほうから只見町は屋根の塗り替えの2分の1以内の料金を支援しているということでしたので、町として2分の1まではいかなくても、3分

の1とか4分の1とかそういう考え方に基づくことはできませんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 これは全体の財源とするか、必要なお金の関係もごございますので、議員が今おっしゃられたことについては、私として今後の検討課題ということで受け止めさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 屋根を塗装することによって、本当に雪がさらさら落ちてくるんだなというのは、私のご近所のうちの屋根の塗り替えを見て感じたことであります。また、あるご家庭のお二人の高齢者の方で住んでいらっしゃる方から、屋根の塗り替えをしなければならぬんだけど、でも本当にその費用は大変なんですというお話を伺って、除雪が少しでも楽になるならば、雪が積もったままにならないで、その都度落ちていくような塗装をすることで、それがちょっとかなうのかなというお話がありましたので、屋根に塗装をする料金の一部負担をとということでお話をしましたけれども、そういう町の声というはお聞きになったことがありますでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 降り積もった雪が落ちることで人身に被害も出るというようなこととか、過去においても融雪装置をつけていただけないかというようなご質問はあったと思っております。

今回、塗装という意味では新たな提案なのかなというふうに思いますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、町全体の財政状況を見なくてはならないということでございますので、実施できるかできないかも含めて検討させていただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 これからますます高齢者も増えてくると思いますし、独り暮らしの方も増えてくると思います。そういう中で除雪が少しでも楽になるような形を考えていただくことが大事じゃないかなと思います。

65歳以上でも、今のこの支援を受けられるのは70歳以上のご家族で、高齢者の方ということです。本当に65歳の方でもなかなか除雪が大変な方もいらっしゃいます。そういう意味で、屋根の雪が積もらないうちに落ちてくれることで、下に落ちた雪の除雪がとても楽になるのではないかなというふうに考えております。

そういう意味で、町としてもぜひ高齢者の皆さんの声を聞いていただいて、それが少しでもかなえるように私も期待をしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○山内 政議長 以上で11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 古川 晃 議員

○山内 政議長 5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。

一般質問に入る前に、私の記載間違いがありますので訂正させていただきます。

質問事項4、「会津高原国際人材センターとの連携は」の人材の材の文字が材料の「材」になっていますが、財産の「財」の間違いです。また、質問要旨中の「人材」の文字も全て同じく訂正をお願いします。お詫び申し上げます。

では、一般質問に入ります。

私からは、質問事項が大きく6つです。質問事項1、南会津高等学校統廃合問題のこれらについて伺います。

質問要旨、次の4点を質問します。

①令和5年度県立高等学校入試において新南会津高校への南会津中学校からの希望者がいなかったことについて、県教育委員会ではどのような総括をしているか確認したことはありますか。あれば、その内容を。

②同じく新南会津高校への南会津中学校から希望者がいなかったことについて町長の見解は。

③旧南会津高等学校空き校舎利活用の方針と地元の高校がなくなった後の南郷・伊南地域の

地域振興策の具体的な考えは。

④新南会津高校振興のために、今後、町としてどのように関わっていくか、その方針と具体的な考えは。

次、質問事項2、田島地域中心市街地の活性化計画について。

今年3月、田島地域中心市街地まちなか再生計画、以下再生計画と省略します。が、完成しました。5月には南会津町官民連携まちなか再生推進支援業務、これも以下支援業務と省略します。受注者がプロポーザル方式で公募されました。

そこで、次の3点を質問します。

①再生計画について町長の評価は。また、この計画を具現化していく上で課題はどのように考えているか。

②支援業務公募型プロポーザルの参加表明者数と参加資格審査結果は。

③支援業務と再生計画との関連性、整合性は。

次、質問事項3、町公共施設等総合管理計画で廃止方針施設の見直しについて。

質問要旨3点質問します。

①祇園会館について、2026年度に条例廃止の方針が示されています。中心市街地の集客を担うエリアから祇園会館が廃止された場合、町として集客効果の損失について試算はあるか。また、その代替となる案はあるか。

②会津高原ホテルも2026年度に廃止の方針が示されています。町は将来的に通年の山村留学実施を見込んでいますが、そのとき、会津高原ホテルを学生寮として活用する考えはあるか。

③町は現在、短期の山村留学を実施していますが、通年の山村留学実施に向けての行程とそのとき、学生のための宿舎または寮についてどのように考えているか。この質問については教育長に伺います。

質問事項4、会津高原国際人財センターとの連携は。

会津高原国際人財センターでは、外国人技能実習生の教育事業を行っています。2022年は第1期において約400人の実習生が卒業し、岩手県から沖縄県まで広く就業先へ迎えました。南会津町の事業所にも2人の実習生が配置されています。このことは労働力不足に悩む農業、林業、中小事業者にとって貴重な働き手になると思われます。

そこで1点質問します。町として、会津高原国際人財センター卒業生への就業先の紹介、空き家など住居の紹介、経済的支援など、受入れ支援の考えは。

質問事項5、星の郷ホテルの住民向けサービスは。

旧さゆり荘から星の郷ホテルへと新築移転したことに伴い、かつてのさゆり荘に親しんできた地元住民からは、施設利用ができなくなったことに落胆の声がありました。その後、一部開放されたようですが、2点質問します。

①地元住民への開放時間と内容、地元への周知方法、およその利用状況は。

②元気でゆうゆう温泉等利用助成事業対象施設とする考えは。

質問事項6、伝統文化継承の取組を。

田島地域で続く新成人による会津田島豊年盆踊り世話人制度も重要な伝統文化の1つと考えますが、新成人人口の減少とコロナ禍により制度維持が困難になりつつあります。そこで1点質問します。

世話人制度維持のために新成人から聞き取りを行い、必要な支援を行う考えはありますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 5番、古川晃議員のご質問にお答えいたします。

なお、今回の質問内容が多岐、広範囲に及ぶことから、第1答弁の内容が少し長くなるものと思われまので、ご了承いただきたいと思います。

初めに、南会津高等学校統廃合問題のこれからはに関する1点目南会津中学校から希望者がいなかったことについて、県教育委員会はどのような総括をしているか確認はしたことあるかというようなおただしであります。県教育委員会がこの件に関し、どのような受け止め方をしているかにつきましては、特に町からは把握しておりません。

次に2点目、新南会津高等学校への南会津中学校からの希望者がなかったことについて、町長はどのような見解を持っているかのおただしであります。昨年度の進路希望調査の状況につきましては、その都度、担当者より報告を受けておりましたので、昨年度の早い段階から南会津中学校からの進学者がいないということについてはおおよそ把握していたところであります。

そのような中、町といたしましては、不安な気持ちで進路選択を迫られている南会津中学校の3年生の中に、自宅から毎日高校に通いたいという生徒がいれば、その希望をかなえたいという思いから、南郷地域、伊南地域からの通学バスの運行について県教育委員会と協議を進めてまいったところであります。

しかしながら、結果として進学希望者がいなかったわけではありますが、受験生の保護者の立場から考えますと、新しい学校への不安や地域において統合への反対運動もあったことから、

新南会津高校を選択することにためらいがあったのではないかと、このようにも感じております。

また、通学するための条件となるスクールバスの運行について、具体的な運行内容を県教育委員会が受験生や保護者に説明した時期が遅れたことも1つの要因ではないかと、このように考えているところであります。

次に3点目、旧南会津高等学校の空き校舎の活用方針と地元高校がなくなった後の南郷・伊南地域の地域振興策の具体的な考えはとのおただしであります。福島県が示す県立高校空き校舎等活用支援補助金について、県立高校改革室をはじめとした県関係部局から制度の説明を受け、協議を進めているところであります。

町といたしましては、現在のところ、空き校舎の活用方針やそれに付随する具体的な地域振興策を示す段階には至っておりません。今後、地域の実情に合わせ、空き校舎等の利活用が可能であるかどうか、地域住民の意見を反映させながら関係機関とともに協議を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に4点目、新南会津高等学校振興のために今後、町としてどのように関わっていくか、その方針と具体的な考えはとのおただしであります。昨年度までも田島高等学校、南会津高等学校の振興のための支援として、それぞれの高校の後援会を通じ、通学支援、部活動支援、生徒確保支援等の事業に係る経費を助成してまいりました。

本年4月に開校いたしました新南会津高等学校に対しても、これまで同様に支援を継続していくこととし、保護者の負担軽減を図るとともに生徒確保にもつなげていく方針であります。

具体的な支援内容であります。通学支援では、舘岩からのスクールタクシーの運行を支援するとともに、南郷・伊南地域からのスクールバスも運行できるよう準備を進めているところであります。これにより、町内の全ての地域から新南会津高等学校へ通学することが可能になるものと感じております。

また、部活動支援では、東北大会、全国大会に出場する際の遠征費を助成し、部活動における活躍を後押しすることによって、新たな入学希望者、入部希望者の獲得にもつなげていきたいと、このように考えております。

新南会津高等学校は町内唯一の高校として地域を支え、地域から愛される学校づくりを目指していると同っておりますので、これからも次世代の地域を担う人材をより多く輩出していただきますよう、町といたしてもできる限りの支援を続けてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、中心市街地活性化の地域活性化計画に関する1点目、田島地域中心市街地まちなか再生計画について町長の評価は、また、この計画を具現化していく上での課題をどのように考えているかのおただしであります。田島地域中心市街地まちなか再生計画につきましては、町なかの魅力向上やにぎわい創出等について観光のみならず、そこに住む自分たちが楽しめる町、住みやすい町をつくるということを基本とするまちづくりの発想で、地域住民や沿線事業者、まちづくり団体、商工関係団体など、様々な分野の方々と一緒に策定作業を進めてまいりました。

計画については、具体的な取組や重点的に実施すべき事業、活用できるメニューなどを盛り込んだ実効性のある分かりやすい計画を策定できたと、このように感じているところであります。

計画を具現化していく上での課題については、エリア全体の気運の醸成と事業実施のための財源確保がまずは必要であると考えております。

次に2点目、南会津町官民連携まちなか再生推進支援業務公募型プロポーザルの参加表明者数とその参加資格審査結果はということですが、参加表明をした事業者は3社でありまして、3社とも参加資格を有しているものと認めます。

次に3点目、南会津町官民連携まちなか再生推進業務と田島地域中心市街地まちなか再生計画の関連性、整合性はとのおただしをいただきました。

南会津町官民連携まちなか再生推進事業は、エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定について、会議等の運営支援や補助金関連資料の作成、社会実験の企画運営などを行っていただきます。

田島地域中心市街地まちなか再生計画との関連性、整合性についてであります。エリアプラットフォームについては、まちなか再生計画策定委員会の方に引き続き構成員になっていただき、そこに金融機関や公共交通関係者、観光事業者等に新たに参画していただく予定であります。

未来ビジョンについては、田島地域中心市街地まちなか再生計画を基本にしながら対象エリアの拡大を図り、未来ビジョンをまとめる予定であります。また、社会実験についても田島地域中心市街地まちなか再生計画に盛り込んだ事業を参考にしながら、エリアプラットフォームや未来ビジョン策定の会議等において、企画やアイデアなどを再考し、磨きをかける予定でありますので、整合性は十分図られている、このように認識をしているところであります。

次に、町公共施設等総合管理計画で廃止方針施設の見直しをについてに関する1点目、祇園

会館が廃止される場合、集客効果の損失についての試算はあるか、また、その代替案はあるのかのおただしであります。議員おただしの集客効果の損失についての試算はしておりません。

改めて申し上げますが、廃止と判断した根拠としては、施設の管理経費が高額となっていること、施設の老朽化に伴い、多額の修繕費が見込まれること、4つの屋台の格納庫を整備し、本物の屋台が年間を通してみる環境が整うなど、当初の目的が達成されたことから施設の廃止という方針を出されたものというふうに理解をしております。

今後は中心市街地の活性化と併わせ、現在の祇園会館が担っている役割をどのように果たしていくかについて、関係者の皆様方と協議しながら検討してまいりたいと、このように考えております。

次に2点目、会津高原ホテルを山村留学の学生寮として活用する考えはあるかとおただしであります。長期の山村留学では受入れする児童・生徒につきまして、1年間のうち半分を拠点施設で、半分を地域の一般家庭でのホームステイをしながら小・中学校へ通学する形を考えております。

この拠点施設の整備等が大きな課題となっており、現在、既存施設の活用を含め、検討をしておりますが、おただしの会津高原ホテルにつきましては老朽化が著しく、また、拠点施設としては規模が大きいということもあって、さらに改修費用及び改修後の維持管理費用が大きくなるのが想定されるため、拠点施設の候補としては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、会津高原国際人財センターとの連携に関して、町として人財センター卒業生への支援の考えはとのおただしであります。外国人技能実習制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき実施されるもので、出身国において習得が困難な技能等を見習い、習得を行い、開発途上国等への技能、技術または知識の移転を図り、発展途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とされているというふうに理解をしております。

外国人技能実習生の多くは、日本で技能等を習得後、出身国に帰国し、出資国の発展のために活躍されると、このように伺っております。一方、技能実習を行うに当たっては外国人の技能実習生が日本の企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結ぶこととなりますが、実習実施者となるためには、国の外部機関である外国人技能実習機構へ認定申請を行い、認定通知書の交付を受ける必要があるというふうに伺っております。

また、同法第3条第2項には、本制度の基本理念として、技能実習は労働力の需給の調整の



手段としては行われてはならないと、このように定められているようであります。

以上のことから、会津高原国際人材センター卒業生が本町に移住し、就業することはまれなケースではないかと思慮しているところであります。なお、町内の企業等が実習生の受入れを希望する場合、引き続き積極的に協力してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、星の郷ホテル住民向けサービスはに関する1点目、地元住民の開放時間と内容、地元への周知方法、およその利用状況は、2点目の元気でゆうゆう温泉等利用助成事業対象施設とする考えはとのおただしであります。関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

星の郷ホテルの日帰り温泉入浴サービスは、指定管理者からの申出により、新型コロナウイルス感染拡大が落ち着いた令和4年6月13日から平日限定で開始いたしました。南会津町民の入浴料は入湯税込みで700円、利用時間は宿泊者と混在しない正午から午後2時30分までの間で開始されたようであります。

地元への周知は、日帰り温泉入浴サービスの開始前の令和4年5月に、新聞折り込みチラシにおいて行われております。

利用状況につきましては、令和4年6月から令和5年4月まで48人の方にご利用いただいたということであります。また、星の郷ホテルは、日帰り温泉入浴サービス開始時から、元気でゆうゆう温泉等利用助成事業対象施設として助成券交付者へは対象施設一覧表に掲載し、周知に努めてまいりました。

しかしながら、指定管理者から、電気料金や燃料費の高騰により日帰り温泉の維持に多大なコストを要することになったため、令和5年4月29日から日帰り温泉入浴サービス休止の申出と元気でゆうゆう温泉等利用助成事業の指定温泉施設からの辞退届があり、これを承認したところでございます。

今後、日帰り温泉入浴サービスの再開については未定であります。指定管理者と共に地域に愛される施設となるよう、住民向けサービスについて協議を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、伝統文化継承の取組として、会津田島豊年踊り世話人制度の維持のため、新成人から聞き取りを行い、必要な支援を行う考えはとのおただしであります。盆踊りの世話人は代々、田島中学校の同級生が二十歳を迎える年に盆踊りを行うため、会場の手配からおはやしの練習や寄附金集め、当日の運営などの一切を担っていると伺っております。

大字田島の盆踊りの運営は時代とともに変化しつつ、その時々世話人が伝統文化を継承し

てきたものと認識をしております。このため、議員おただしの町として聞き取り、支援については、現在のところ考えておりませんが、少子化により二十歳を迎える人数が減少していることは事実でありますので、二十歳の集いなどでお会いした際に意見交換を実施していきたいと、このように考えているところであります。ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは町公共施設等管理計画で廃止方針の施設の見直しをに関する3点目、町は現在、短期の山村留学を実施しているが、通年の山村留学実現に向けての行程と学生の宿舎または寮をどのように考えているのかについてお答えいたします。

本町では、長期の山村留学実施に向けた準備段階として、受入れ家庭の確保や地域の受入れ意識の醸成を目的として、短期山村留学を実施しております。先ほど、2点目のおただしに関して町長からも答弁しましたとおり、長期の山村留学の実施に向けては拠点施設の整備が大きな課題となっておりますので、短期の山村留学の実施と同時に財政負担等の課題を精査し、課題を解消、軽減するための方策等を検討しているところでございます。

できるだけ早く長期の山村留学を実施したいと考えておりますが、将来的な負担も含め検討しながら、慎重に準備を進めておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、再質問させていただきます。

最初、南会津高等学校の統廃合問題のほうからやりますが、福島県の総合計画2022から2030の中には、南会津地域の課題という項目がありまして、その課題1です。そこに挙がっているのは、新規高卒者の留保率も他の地域に比較し、低い状況にある。これが南会津の課題だというふうに挙げているんですね。

しかし、今回、県が行ったことというのは新規高卒者どころか、地元高校に進学する生徒を減少させる結果になったんじゃないかという。県にはこのことはしっかり受け止めてほしいというふうに思うんですね。これを、何も意見もなくスルーしてしまうのではなくて、受け止めてほしいというふうに思うんです。

今度、後期改革計画も県ではあるわけですから、一方的に進むことがないように町から強く

県に伝える必要がある、そういうふうにするんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員からご指摘がありましたが、この件については昨年、私が町長に就任して以降、県のほうにはしっかりお伝えをして、私たちの意向は伝わっていると、このように思っております。

しかしながら、県議会という最高意思決定機関で高等学校の統合の結論が出たということ踏まえ、我々としては苦渋の選択として、それを受け入れ、子供たちの通学に困らないような対策で町としてはこれまで進んできたということでございますので、これが、地域から学校がなくなることの影響、そして、県教育委員会がその判断に至る通学し得るという根拠についてもご指摘を申し上げてきましたので、南会津の住民の声は県の教育委員会にはしっかり届いていると、このように考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 2番の町長の見解というところにも関わってくると思うんですが、この問題はやっぱり簡単に流してはいけないんじゃないかというふうに思います。選挙中に私が住民から聞いた声なんですけれども、行政に対する不満、不信、これが大きいなというふうに思います。県は何を言っても聞く耳を持たない、過疎地は結局切り捨てられた、こういう声が少なからずありました。

もちろん原因をつくったのは県なんですけれども、このような行政不信が根本にあれば、これ来年以降も続くんじゃないかというふうに思うんですね。南会津中学校から南会津高校への志願者がいないあるいは少ない、こういう状況も続くんじゃないか。このことについて町長の見解いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ご指摘の部分、該当するところはあるかと思いますが、我々としてもやはり1つの方向性と示されたことを受け止めて、次のステップに進む必要があるんだろうと。

行政不信というふうな言葉でいただきましたが、今度は統合した新南会津高等学校に多くの学生が集まり、そこが人材の輩出先としてしっかり機能していただくよう、我々も高校の方々、それから後援会組織等、しっかり連携をしながらその役割を果たしていく必要があると、このように考えているところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私は町からメッセージが欲しいなというふうに思うんですね。ぜひ南

会津の未来を一緒につくっていきましょうという。今回、こういうことで町一丸となって、残すために頑張ってきたんだけど、それがかなわなかったと。しかし、やっぱり南会津高校で頑張っただけ卒業しようというような、そういうメッセージ、それが町のほうから出ないものかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 情報の発信の仕方、行政の方向づけに対する住民へのお示しの仕方という意味では非常に参考になるご意見だというふうにお伺いしておきます。ご意見として承っておきます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひよろしくをお願いします。

それでは、③のほうにいきますけども、空き校舎活用についてなんですが、これ先日の文教厚生委員会の中で、5年間で最大3億円の補助が出るというような話も聞いたんですが、この部分も含めて、地域と協議を行っていくということになると思うんですけども、ただ、この3億円、校舎の部分にしか使えないというようなお金らしいんですけども、私の要望としては、空き校舎のためだけではなくて、この南郷・伊南地域の全体を含めた地域振興と一体となった形で有効活用して行ってほしいなというふうに思うんですね。

ただ、これも地域任せではうまくいかないと思いますので、その点、町長として示すことができる方向性というのがありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私も高等学校の跡地利用については非常に大切な事項だというふうに捉えておりまして、今回の跡地利用の進め方について自分なりに整理をして、主担当する南郷支所のほうに伝達をしたところでございます。

1つ目は、施設の状況の確認と評価をしっかりと行うこと、現在の南会津高校の耐震性だとか老朽化だとか、そこをしっかりと押さえる必要があると。それから、既にある公共施設との位置関係がどうなのか。重複した仕様にならないことをやっぱりチェックする必要がある。さらには幹線道路の整備の見込みも踏まえて、地域の活性化につながるような取組にしないといけない、これが議員が今言われた地域全体としての振興につながる視点だというふうに思っております。

そのほかにあの場所が伊南川の低地浸水の危険箇所、危惧される懸念事項もありますので、その評価もしなくてはならないと、このように思っております。

それから、役場、行政だけでこの問題を方向性つけるというのは論外であるというふうに思っております、これを積み上げるために住民の方、こういった方に参画していただいて検討を進めるか。当然、事務方としてそのベースをつくる仕事は我々職員側にしっかりとした対応をしなくては行けません、そのすり合わせを行いつつ、活用方針の基本方針を決定をして、具体的な活用策を詰めていくというような方向づけを私なりに検討した上で担当課のほうに投げかけております。

今、その準備作業として、施設の状況を確認したり、それから南郷地域、伊南地域の地域協議会のほうでもこの話題を提供しながら話を進めているということでございますので、一緒くたにこの物事がすぐに動かないと思いますが、しっかりしたポイントを押さえつつ校舎の跡地利用、プラスアルファそこから地域の活性化につながる誘導策をどういうふうにつくれるのか、これは非常に重要な視点だというふうに思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 分かりました。

気になるのはやっぱり南郷地域、今回、高校がなくなってしまうと、これからこの未来はどうなるんだろうというような、そういう不安を抱えておられる方がたくさんいると思います。そういう方々に希望と展望が持てるような、そういった計画をぜひ官と民が一緒になって進めていってほしいというふうに思います。

④のほうに移りますけども、新南会津高等学校の振興の件ですが、物的にも金銭的にもいろいろと支援を行っていますということだったんですが、ここではちょっとやっぱり気持ちの部分になってしまうんですけども、まず1つ、これはお願いというか、南会津高校の南郷校舎、旧南会津高校の部分でもあと2年間学ぶ生徒たちがいるわけですね。新入生が入ってこない状態で。

そういった生徒たちにも最善の教育環境で、最後まで学べるように町から惜しみない支援をお願いしたいということが1つと、あと1つ、今回の統合廃合で一番残念に思うのは、南会津高校というのは本当に地域から愛されて大切にされてきた高校だなというのが分かったんですね。それがなくなってしまったと。統合されてしまったわけなんです、新しい南会津高校もぜひそういう高校を目指してほしいなというふうに思います。そのためにはどうあればいいか、どうでしょうか町長の見解は。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず1点目の現南郷校舎、こちらに通学されている方がいらっしゃるという

ことは、必要な支援についてはこれまでどおり町としても行っていく必要がありますし、同窓会の皆さんとも意見を交換をしながら、引き続き、そこは怠らないような取組を進めていく必要があると思います。

それから、新南会津高校については、冒頭ちょっとお話申し上げましたけど、南会津町の唯一の学校になりました。この学校にやっぱりいろんな地域から生徒が集まって、せっかく整備した寄宿舎なんかも利用して、学校を選んでいただくまたは部活動で技量を高めていただく、そういった魅力のある学校としてしっかりこの地域に根づき、優秀な人材が輩出されるよう、町としても関係する方々と協議をしながら支援をしていくと、そういった立場で行政の上に立たなければならないと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この件については、これからも次の機会以降に深めていきたいと思えます。

それでは、次の質問事項に入って、田島地区中心市街地の活性化計画についてです。

この計画について、先ほど町長のほうから機運と財源確保が課題だというような回答があったわけなんですけど、私がこの計画についてよく耳にする言葉、これもマイナス的なことで申し訳ないんですけど、へえ、そういう計画があったんだと、今までもそういう計画は幾つもあったけどねというような、そういう感想が多く聞かれるんですね。しかも町なかの方です。

町なかの皆さんの計画なんだけど、その存在を知らなかったと。いいね、楽しみだねという声が聞かれないんですね。ここはもうこのままではうまくいくとは思えないんです。これについてどうでしょうか。先ほど機運という話が出ましたが。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ご指摘のとおり、それは感じるところであります。

この計画、3月末にできたほやほやの計画でございますので、今後、やはり沿線の方を含め、地域住民の方にしっかり認識していただくようなPR活動をしなくてはいけないし、情報提供もしなくてはならないと。これまでも地域の方と一緒に積み上げてきた内容でございますので、地域の方から支持されない事業についてはうまくいかないとも思いますので、そのところは肝に銘じて進めていきたいと思えます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 本当にその辺の認知度が低いというのが課題かなというふうに思うんですけど、やっぱり町なかの人が知らないというのは、本当にこれは致命的であったりするわ

けですから、せめて計画中心地の西町、上町、中町とかこういったところに直接出向いていって説明会と、そういったことはできないのかなと思います。ホームページに載っているよではなかなか目につかないというふうに思います。いかがでしょうか直接説明会。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

今後、プラットフォームを構築しながら、そのメンバーの中でやはり地域、今ほど言いました認知度という部分での課題を提供しまして、その中で地域住民全体、一緒になってまちづくりを考えていきたいと思いますという方向性を見いだすようになれば、きちんとした説明はしなきゃいけないと思っておりますので、そういう部分でのプラットフォームの中での議論をしながら、地域全体には説明、どのような説明をしていくかという部分ではまだ考えてはおりませんが、そういった部分の必要性は感じております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 大事なのは住民をその気にさせる説得力かなというふうに思うんですね。知らなかったではなくて、こんなふうに町を変えてみますよとか、だから皆さんの力を貸してくださいというような、町の人たちをグイっとつかんで引っ張り上げていくような、そういうような何か取組が必要ではないかなというふうに思います。そういう町長の気持ちがストレートに届く、そういうものぜひ期待しています。

次に進ませていただきます。

プロポーザルの参加表明者数についてなんですけども、3社とのことなんですけども、これは地元の参加者知りたいんですけども、分かりますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

町内では1社、応募がございました。町外で2社ということになります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私、ここのところとても気になっているところなんですけども、官民連携、官と民と一緒に、本当に大事な課題だと思うんですけど、その事業のスタートでもう既に地元の参加者が1つだけという。先ほども言いましたけど、地元のほうでの盛り上がりがないのに、この後どうするんだろうというふうに思ってしまうわけなんですけど、このことについてどうお考えでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

今回の官民連携まちなか再生推進支援業務の公募型のプロポーザル実施要領がございまして、そちらでの参加資格幾つかございます。そういった部分での、ホームページ等での一般の公募ですとかそういったものを広く周知したわけですが、なかなかそういった条件にマッチする事業者さんがほかにはないという部分がございます、今のところ、もう締め切りしましたけども、3社という形でなっている状況でございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 手続などが本当に難しく、ハードル高いんだろうなということは想像つきます。たくさんある委託事業で、高額の委託料ですよね割と。私はそれが外部に流れていってしまうということがちょっと残念でならないんですね。

まして今回は地元を元気づけましょうという事業なんですけど、そういうことまで外部に依頼しなければならないのかというところが残念なんです。町を知らない人に任せなければならないという、こういう現実があるわけですよ。この委託料が町の中で還元される、循環するという、これも大切なことだと思っていますので、ここは工夫の余地があるというふうに思っています。

次に③なんですけども、関連性、整合性とはということなんですけど、昨日の10番議員の質問でほぼ理解しました。ただ、今回、プロポーザル実施要綱を見る限り、私、関連性が分からなかったんですね。まちなか再生計画はもうおしまいなんですかというふうに読めてしまったんです。

ただ、今回のプロポーザル募集とは、昨日はそれを基本にエリア拡大しながらというような説明がありましたけども、そこで1つだけ質問なんですけど、なぜこのプロポーザル募集のときに、まちなか再生計画という言葉はほとんどなかったと思うんですけど、再生計画を基本に対象エリアを拡大しながらというような、発展させていきますよ町はという、そういう文言がなかったという、その理由は何かあるんですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 私の認識不足だったのかもしれませんが、今回の関連性、整合性の中の町長答弁でもございましたとおり、田島地域中心市街地まちなか再生計画との関連性という部分では、エリアプラットフォームについてはまちなか再生計画策定委員会の方に引き続き、構成員になっていただき、そこに金融機関ですとか交通関係者、観光事業者等の新たな参画していただくという中で、未来ビジョンについて、今ほど言いました田島地域中心市街地まちな



か再生計画を基本としながら、エリアを拡大しながら未来ビジョンをまとめる予定ということで答弁をさせていただきました。

その前の公募型の実施要領の中に一切出てこなかったという認識はなかったはずなんですが、ちょっと私もその辺、勉強不足で申し訳ありませんが、今のところそういう答弁でしかできませんので、よろしくお願いします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この辺は細かい部分を詰めるには時間がありませんけども、私もこれは何人かの人に質問したりしたんですね。今回、プロポーザル募集に出す方ですとか、あるいは町のまちづくりに関わっている方ですとか、そこを読み取れないなということで、私も質問をしてもなかなか理解できなかつたもんですから、そのつながりの部分がどうだったのかなと。

つまりこういうことだと思うんです。まちなか再生計画ができました。こういう町をこれからつくっていきますよと。それを発展させて、今回、この募集をしますよという、そういう流れを明確にしていかないと、地域の人たちは何をやっているのかなと、どこで参加していいのかなというのが分からなくなる。そういうふうに思います。

それでは、次の3番の質問事項のほうに移りたいと思います。

町の公共施設についてなんですけど、まず、①祇園会館についてなんですけども、これは今までも質問あった中身です。昨日の2番議員に対する答弁の中で、町長の答弁で祇園会館を廃止後にどうしていくか協議していきたいというふうな回答があったんですね。私、メモしたんですが、これは廃止後に協議では遅いと思うんですね。昨日から祇園会館存続の意見というのが相次ぐ理由というのは、廃止後に祇園会館に代わるものが示されていないからだと思うんですよ。

役割を終えたとか昨日も今日も幾つかの説明であったんですけども、ただそれだけでは祇園会館なき後、この町の未来、観光は一体どうなってしまうのかなという未来への展望がちょっと見えないんですよ。

廃止後、こういうふうになれば、祇園会館以上に町のすばらしさを伝えられますよとか絶対、人が集まりますよとか観光客が来ますよというような、そういう見通しがあって、祇園会館廃止とかそういうものがセット示されなければ、多分、祇園会館を壊したときに、壊すとは決まっていなくても、なくなったときに、必ずそういう町の声というのは出てくるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

祇園会館が果たしている役割、今現在ですね、大きい屋台があつて、それからロボットがあつて、これはちょっと動かないという欠点がありますし、大型ビジョンがあつたり、それから祭りの中身が展示、分かるそういった仕組み、さらに「はいつと」さんのほうでは郷土色豊かな料理も提供していただいたり、そこでいろんな催しをやってにぎわいを出していただいていると、こういうふう理解をしております。

先ほど、祇園会館廃止後に検討するというようなご指摘をいただいたんですが、私的には廃止に向けて検討していくというふうな思いでおります。私の発言は間違っていれば、そこは訂正しなくてははいけません、廃止に向けて祇園会館に代わる機能のものはしっかり位置づけて、町として必要な対策を講じる必要がある。

それから、「はいつと」さんがやっている郷土色豊かな料理の提供についても、「はいつと」さんの意向を踏まえながら、もし可能であれば、町としても支援をして、継続していただける用意があるというようなことで考えているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私、実はこの祇園会館ができたときには、こんなでかい箱物をつくつて、将来大変なことになるんじゃないのかというふうな、批判的だったんですが、今は存続を支持したい。なぜならば、あの施設を解体すれば、多分、億単位のお金がかかると思うんですね。解体しないで残せば、あの観光一等地のところに巨大倉庫みたいなものがそのまま残るわけです。

だったら、今ある施設を生かして、全力で観光客を呼び込むという、そういう攻めの観光戦略というか、とにかくコロナが5類に移行されて、これから町が一番力を入れなくちゃならないのは、どうやって観光客を呼び込むかということだと思うんですね。そうしなければ、町は元気が絶対出ないと思ふんですよ。

そのためには、今、確かにボロボロになってきてしまっているかもしれないんだけど、ちょっと修繕費を入れて、今まで以上にお客を呼び込むぞと、そういうような前向きな姿勢というふうにはできないのかなというふうに思います。いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、建物自体も建てて28年でしたか、経過している。その老朽化の部分、それから大規模修繕の部分に相当の費用がかかるということ。さらに年間の維持管理経費も財

政状況を圧迫しているようになっているということから、令和2年の最終的な案の取りまとめで現在の姿に至っているということをございます。

ご指摘のように、立地的に非常に優位性がある場所をございますから、その建物の躯体が使えるのかというのはまた別問題だと思います。そういった中で大規模改修という方向性もあるのかもしれませんが、更地としての活用、それから新たな建物としての活用、そういったものは今後の検討課題と、このように認識をしているところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この後もぜひ協議をお願いしたいと思います。

大分時間が限られてきていますので、以降、質問を考えていたものを飛ばしながらいきたいと思うんですが、次の2番、3番、関連するので併わせて再質問させていただきます。

会津高原ホテルなんですけども、今の祇園会館と同じだと思うんですね。これも町の人の声として、町って造っては壊し、造っては壊しているんじゃないというような、これはもちろん町の言い分があるのは分かっていますが、でもやっぱり税金が無駄に使われているんじゃないかと、そういう見方もあるわけなんです。

これは実際に町の方から聞いている話なんですけど、町は会津高原ホテルを解体するんだけど、山村留学用の寮は別に造るらしいよというような、先ほどの回答で、ああそうなのかなと思ったんですが、この辺、信憑性を確かめたいと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

現時点で、山村留学に関わる施設を新設するという考えは確定はしておりません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ今あるものを大切に使うというのは、これは町民というか、多分、誰でもものを大切にという、そういう感情は働くと思いますので、この後もしっかり説明できるような形で進めていただければと思います。

次、4番目の質問事項についてですが、会津高原国際人財センターとの連携ですけども、これはまれなケースということなんですけども、ぜひ本当に人材・労働力不足というのがこの町でもとても深刻な問題になっていると思いますので、ぜひ力を入れていただければと思います。

次、5番目ですが、星の郷ホテルの住民向けサービス、このことについては現在やっていないということなんですけども、これも要望だけ伝えておきたいと思います。

やっぱり地域の施設、公共施設、特に観光施設であれば、地元から愛されるような、大切に

思ってもらわれる、そういう施設であってほしいなと、その努力をしてほしいなというふうに思います。

地域振興とか観光振興というのは、地元の人々の笑顔からというふうによく言われるわけなんですけど、俺のところの温泉、使えなくなっちゃったんだというふうにやっぱり寂しそうな顔をして私に話しかけてきた方がおります。それではやっぱり地域から愛されないんじゃないかなというふうに思います。

最後、6番の伝統文化継承の取組ということで、実はここで盆踊りをいきなり入れたというのは、この盆踊りというのは南会津の町にとってとても大きな意味を持っていたということちょっと認識してほしいなという気持ちがあります。

それは何かというと、ただの成人式とか二十歳の集いで顔を合わせて、じゃさようならという、そういう仕組みじゃないんです。二十歳になった子たちが3日間の盆踊りをみんなで成功させるんだと。そのために6月あたりからもう準備を始めるわけなんですよね。そういう大変な仕事を通して、一旦、県外に出た子たちも親からは、盆踊りには絶対帰ってくんなんねえぞというふうに言われて、帰ってくるわけなんです。

この大変な仕事をやり終えて、やっぱり二十歳になった子たちというのは、そこでふるさとのよさを知ったり、仲間のよさを知ったりという、そういうことがたくさんあったんですね。これはUターンするというそのきっかけの1つになっていたんですよ。さらに、そこでの出会いがあって結婚したという例も私、幾つか知っています。

ですので、これはただの盆踊りではなくて、田島にずっと根づいている田島の地域を維持するためのすばらしい仕組みだというふうに認識してほしいなというふうに思います。残念なことにコロナ禍で親も帰ってくるなというふうには子供に言わなければならなかったわけです。

少子化になってここ数年、もう本当に数少ない世話人でひーひー言いながらやっているわけなんです。何とかそういう若者たちを支える仕組みというのが欲しいなというふうに思ったわけです。この辺、いかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えいたします。

今ほど、世話人に対する支援と申しますか、そういったことは全くやってこなかったというわけではございません。地元に残っている二十歳を迎える子供たちが少ないときに相談に来られました。そのときはどんな支援ができるかということで、例えば集客のために車で町内を回るわけですけれども、その録音できない、じゃどうしようかということで、うちのホールの

ほうの録音機材を使っただいて録音したり、あと田島体育館で主に練習をするんですが、それが使えないと困るということで、仮予約を教育委員会のほうでさせていただいて、あとは使う日程は自分たちでこの日とこの日ということで改めて予約をするというふうな、そういった支援はしてございましたので、そういったことについては引き続き行ってまいりたいなと思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、生涯学習課長からは町の関わりについてお話し申し上げましたが、議員からご指摘のあったように、これまで町が直接関与しない形で地域づくりが進められているというような側面もありますので、町として、今後どういうふうなサポートができれば、この制度が当事者の成人を迎える方々の力添えによってできるのか、これについては今後検討していきたいと、このように思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 以上で、私からの一般質問終了します。

○山内 政議長 以上で5番、古川晃君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 訓 正 議 員

○山内 政議長 次に、15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。

冒頭、提案の内容について訂正箇所1か所ございますので、訂正をお願いいたします。

大きな項目の3番、雪害対策の一助をの③の2行目、「極力行政区も巻き込んで」というふうに言葉を入れましたが、「巻き込んで」でを消していただいて、「一緒になって」というふうに訂正をお願いいたします。

それでは、ただいまから通告に従い、一般質問をさせていただきます。

繰り返しますが、議席番号15番、渡部訓正です。最後の登壇となりましたが、これから一般質問をさせていただきます。

私は、4月に実施された本町議会議員選挙において、これまで2期8年間で訴えてきた5つの課題前進を目指すことと選挙戦の中で町民からの切実な要望を受け、その実現に向け、精い

っばい努力することを訴えながら選挙戦を戦いました。

3期目最初の一般質問に当たり、多くの町民から要望が大きかったことについて以下取り上げ、町長の考えを聞きたいと思います。なお、大きな項目では4点でございます。

1点目、地域医療の充実をでございます。

医療の充実は南会津町内はもとより、南会津郡内に住んでいる方々にとっても健康で住み続けるためのなくてはならない最低の条件だと考えます。このことを最重要課題として対応していくことには、多くの町民から賛同の声が寄せられています。私も最重要課題として引き続き頑張っていきたいというふうに思います。

町長も、昨年末からの県立南会津病院長交代により病院長不在となってしまうとの危機感から、郡内4町村長、議会議長合同による素早い要望活動を実施されたことは、町にとって医療の充実は最低の条件と考えているからと思います。結果して、本年4月1日から新病院長が配置され、ほぼこれまで同様の診療体制が確保され、運営されています。

以下、質問いたします。

①今後も地域医療の充実、県立南会津病院（以下、病院）の充実強化については、本町の最重要課題として要望していくことが大切ではと思いますが、どうでしょうか。

2点目、具体的問題として、病院の診療科は非常勤が多く、緊急対応は不十分との声が聞かれます。診療体制充実のため、常勤配置を要望すべきではと思いますが、どうですか。

3点目、今後の病院の充実に向け、機会あるごとに県に働きかけていくことが大切ではと思いますが、どうですか。

次に、大きな2点目は、株式会社みなみあいつの経営改善計画の提出をでございます。

株式会社みなみあいつの経営健全化に向けて努力していることと思います。これまで町からは、町としての関わりを見直し、会社の自立を促す、資金力を高め、経営の土台づくりを行っていく、そして町所有の施設の在り方を見直し、県、専門的知識を有する方から指導、助言を受けるなど、対応すると答弁されています。

また、各施設に対して、PDCAサイクルという実行シートをつくっていただき、四半期ごとの目標値を設定させていただいています。それと四半期ごとの実績がどうなのかヒアリングをしていきたい。

以上は、令和3年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての答弁の一部でございます。しかし、この答弁後も各施設ごとの経営改善計画は提出されていません。

①早急に提出させ、四半期ごとの突き合わせを行っていくべきではと思いますが、どうです

か。

2点目、答弁後、町としては株式会社みなみあいづに対する指導はどのように行っていますか。

次、大きな項目の3点目ですが、雪害対策の一助をでございます。

2年前の冬期間は、雪が落下しないで屋根に残る中、そこに新たな降雪が積み重なり、結果として多くの空き家をはじめ、住家も屋根が壊れてしまうなどの雪害を受ける事態が数多く発生しました。今後もこのような状況が起こる可能性があると思います。

その対応策としては、①空き家をはじめ、住家の所有者に雪害が発生する危険性が高いことを知らせる。これは仮称でございますが、（仮称）雪害調査隊を4地域ごとに編成をし、現地調査を行いながら、雪下ろしなどの必要性を知らせるようにはどうですか。

2点目、雪害の未然防止を図るための手立てを検討し、広報あるいは行政区単位で研修会などを実施するなど、周知に努めてはどうですか。

③雪害調査隊の調査日程を行政区単位で決定し、極力行政区も一緒になって実施するなど、行政区の協力も得ることとしてはどうですか。

次に、大きな項目の4点目ですが、住宅周辺などの森林伐採をです。

住宅が建っている裏山にある杉などが大きくなり、住家に折れた枝などが落下し、住家の壁やガラスに当たった、いつ大きく損傷するか不安、木が大きくなり、住家に太陽の光が一日中届かない、冬場は半日以上、氷が解けない。また、墓に隣接している森林が大きくなり、台風などで木が倒れたり枝が折れたりして、墓が損傷してしまうのではと不安など、住宅地などに隣接している山林内の樹木が大きくなり、住宅地などに被害を及ぼしていることが多くなっているとの声が集落を歩く中で町民から出され、何とかしてほしいと相談されます。

これまで、町ではこの問題は個人ごとに解決する問題としてしていると思います。住家に隣接している山林内から大きな木が倒れ、住家に被害を及ぼした場合、民法上は山林所有者の責任となっていますが、そのような認識は、山林所有者は持っていないのではないかなというふうに思います。さらに道路沿いの木が倒れ、車が損傷したり交通事故が発生した場合、どうなるかなど、個人では容易に対応できない問題と思います。

そのような問題について、事前に一定の調査を行っておくことは町行政でないとできないと思います。これらを踏まえ、以下質問します。

①これらの問題に関する全国の事例を調査し、事例集を取りまとめ、町民への周知を図ってはどうですか。

②人家近くなどの山林の植栽木などが大きくなり、危険となっている箇所あるいは思われる箇所もありますので、行政区からの相談を受け、行政区と協力し、現地調査を行うなどの連絡調整を行う窓口を設置してはどうですか。

③危険箇所が把握できたら、関係者との話し合いを行い、危険除去方法を各行政区、森林所有者、町担当窓口課など、複数で検討してはどうでしょうか。

以上、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正義員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、地域医療の充実に関する1点目、今後も地域医療の充実、県立南会津病院の充実強化については、本町の最重要課題として要望していくことが大切ではないかとおただしをいただきました。

県立南会津病院につきましては、南会津地域医療の中核医療機関として、地域住民の命と健康を守る役割を担っていただいております、町民にとっても県立南会津病院に寄せる期待は大変大きいものがあると認識をしております。

これまでも南会津郡内4町村で構成される町村会、それから町村議会議長会が協力をしながら、県への要望活動を実施してきたところであります。今後も引き続き、県立南会津病院が地域医療の中心となって、将来にわたり、地域住民が安心して診療を受けることができるよう、医療の充実強化を要望してまいります。

次に2点目、具体的問題として、病院の診療科は非常勤が多く、緊急時の対応は不十分と声が聞かれます。医療体制充実のため、常勤配置を要望すべきではないかとおただしであります。これまでも地域医療を充実させるために、南会津地方町村会と議長会が協力しながら、県当局に対しまして、非常勤医師で診療となっている産婦人科、眼科、精神科への常勤医師の配置を要望してきたところであります。

要望活動の結果につきましては、県内全域が医師不足であるというふうな理由から、各診療科への常勤医師の配置は実現しておりませんが、令和2年度における整形外科の常勤医師の減員に対しましては、直ちに常勤医師が配置されたことは議員もご承知のことと思います。我々地域の声がしっかり県に届いた結果だというふうに認識をしているところであります。

本年度の診療体制といたしましては、内科医の新たな病院長が就任いたしましたので、内科医の常勤医師が1名増員という形になっております。県立南会津病院は救急告知病院でもあることから、今後も24時間体制で救急搬送等に対応していただけるよう、常勤医師の配置につい



ては絶えず要望活動を続けてまいります。

3点目、今後の南会津病院の充実に向け、機会あるごとに県に働きかけをしていくことが大切ではないかとのおただしであります。県立南会津病院の医療の充実については、これまでも南会津地方町村会が中心となって要望活動を実施してきたところでもあります。

去る5月30日に開催された福島県町村会の定期総会においても、南会津地方町村会より提出された僻地医療の充実と県立南会津病院の体制充実についてが議決されたところでもあります。

町といたしましては、県立南会津病院は、南会津地域の中核医療機関として診療体制の充実強化は大変重要であると考えておりますので、引き続き県に対し、南会津地方町村会、議長会と協力しながら要望活動を継続していきたいと思っております。

さらに、県立病院事業評価委員会、それから会津・南会津地域医療構想調整会議、こういった検討機関がありますので、そういった場において強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、株式会社みなみあいづの経営改善計画提出に関する1点目、早急に提出させ、四半期ごとの突合を行っていくべきではないか。2点目、答弁後、町としては株式会社みなみあいづに対する指導は行っているかとのおただしであります。関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

令和5年第1回定例会において、他の議員から、株式会社みなみあいづの経営改善計画についての一般質問があり、経営改善計画については会社と町で合意できる内容までは詰め切れず、計画の作成は困難な状況となっております。その要因は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による先行きの見通しが困難なためです。

現在、取締役の変更について協議を進めていることから、新たな経営体制とウィズコロナの状況により、令和6年度からの経営改善計画を令和5年度中に策定する計画で取り組んでまいりますと、このように答弁をいたしました。

その後、4月1日の臨時株主総会において、取締役の選任を行い、その後の取締役会で代表取締役の変更が行われました。また、5月30日の定例株主総会において社外取締役の選任も行ったところでもあります。

議員おただしのように、経営改善計画とPDC A実行シートの突合は、経営状況を把握する上で非常に有効であると認識しております。昨年度、会社の経営改善計画の策定に当たり、意見交換等をする中で取組内容と数値の整合性などについて、議員が認識されている答弁後も継続して確認してまいりましたが、合意できる内容には至らなかったことから、新たな経営体制

の下、四半期ごとのヒアリングと併せて、令和6年度からの経営改善計画を令和5年度中に策定する計画で意見交換等を継続してまいり、このような考えであります。

次に、雪害対策に一助をに關する1点目、空き家をはじめ、住宅所有者に雪害が発生する危険度合いが高いことを知らせる（仮称）雪害調査隊を4地域ごとに編成し、現地調査を行いながら、雪落としなどの必要性を知らせては。それから2点目の雪害の未然防止を因るための手立てを検討し、広報あるいは行政区単位で研修会などを実施するなど、周知に努めては。そして3点目、雪害調査隊の調査日程を行政区単位で決定し、極力行政区も入っていただいて、実施するなど、行政区の協力を得ることとしては、そういう内容のご質問をいただきました。關連がありますので一括してお答え申し上げます。

議員おただしのとおり、雪害による家屋の倒壊や落雪による事故、また、除雪中の死亡事故など、雪害による家屋や人的被害を未然に防ぐためには、降雪時の家屋の状況把握や雪に対する正しい知識を深めておくことが非常に大切であるという認識であります。

現在、田島地域においては消防団による冬期間の高齡者宅への巡回活動を実施しているほか、全ての地域において民生委員等による定期的な訪問活動が行われております。また、降雪後や融雪時には、防災無線などで除雪作業や屋根の雪下ろし作業の注意喚起をしているところであります。

このほか集落応援交付金事業において、交付の対象となる特別メニューとして、自主防災に關する取組や集落内の除雪に關する取組を設定しているところであります。

町としては、既存の取組を活用しながら、消防、福祉、行政が連携した雪害対策を確立できるよう、各行政区に対して雪害対策の取組を促すとともに、引き続き、防災行政無線等による雪害予防の周知徹底に努めていく考えであり、議員おただしの（仮称）雪害調査隊の創設については、現時点において想定しておりませんで、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、住宅周辺などの森林伐採に關する1点目、これらの問題に關する全国の事例を調査し、事例集を取りまとめ、町民への周知を因ってはとのおただしであります。先ほど具体的な事例を紹介の上、管理されていない森林や山林の問題の話をさせていただきました。

このような困り事はここ数年、大幅に増えてきているように感じます。過去においても湯田哲議員から、立ち木の問題について町が手を入れる時期じゃないかというようなご質問もいただいておりますし、私も昨年の選挙時に集落を歩いたときに、このことについては非常に大きな声として私のところにも届いております。訓正議員がご指摘いただいた内容については、私も把握しているところであります。

管理が行き届かない要因としては、山林や木の価値が低下していること、高齢化が進み、手入れができなくなっていること、さらに死亡や転出により所有者がこの土地に住んでいないことなどが挙げられると思います。一方、この問題の根底には、森林や立ち木が個人の財産であり、所有権や管理義務があることも見逃してはならないというふうに感じております。

本町以外でも同様に困っている自治体があるものと思いますので、対応事例を調査し、課題解決に取り組む必要があるものと感じておりますので、まずは事例調査の検討を進めたいと考えております。

次に2点目、人家近くなどの山林の植栽木が大きくなり、危険となっている箇所、あるいは思われる箇所もあるので行政区からの相談を受け、行政区と協力し、現地調査を行う等の連絡調整を行う窓口を設置してはとのおただしであります、ケース・バイ・ケースで対応する担当課が違ってまいります。

しかしながら、昨今の住民の方からの寄せられる相談を考えた場合、最初の相談窓口を明確にする必要があるものと思っております。今後、関係する課、係との調整を行い、相談窓口を決定したいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に3点目、危険箇所が把握できたら関係者と話しを行い、危険除去方法を各行政区、森林所有者、町担当窓口課など複数で検討してはとのおただしであります、今までお話ししました前2つの進捗状況を見て、次のステップとして検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私は3月定例会の一般質問でも、県立南会津病院、地域医療の充実ということで質問をしました。今回の質問の冒頭でも申し上げましたが、やはり地域医療の充実、そして県立南会津病院の充実がなければ、自分たちの、やはり我々もここに住んでいるわけですが、生存すら守れないというふうに考えている町民が多くいます。

地域医療の充実に向けては、先ほどから町長の前向きな答弁もいただいているところでありますが、町執行部、そして議会はもとより町民も一緒になって、継続した取組強化が必要ではないのかなというふうに思います。ぜひ町全体での取組強化をすべきだろうというふうに考えますが、先ほどの答弁ではそこまでは入っていなかったものですから、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 町と議会というところは当然だと思いますが、議員が言われる町民が一体となってというのは、議員のイメージとしてどのようなものをお考えでしょうか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ざっくりばらんにいうと、やっぱり行政区単位に捉えて、それが今の組織的な、全体的な中身としてはいえるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。逆に会議とか調整連絡会議とかある中で、こういう動きが出た際は、一緒に皆さんの協力もお願いをしたいというふうなことをそういう場で要望しておくということがすごく重要ではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 いまいちおっしゃりたいことがよく伝わってこないんですけども、特に住民の方と一緒に行動するというのは非常に大切だと思います。ただ、どこの部分をどういう形で担っていただくというのが私としてはイメージがつかないので、議員はどのようなふうにそのことをお考えなのか、お聞かせください。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 町民も一緒になってというイメージとしては、今言ったように行政区のほうに、区長さんに、今、町と議会のほうでこのような要望活動をやっていますよというふうなお知らせをすることによって、そして皆さんもそういう動きについて協力をお願いしたいというようなイメージで私は捉えていたんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員の考え方として承っておきます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、先ほど来の質問の中で、診療科は常勤が少なく、非常勤体制が多くなっているよと、そして、具体的な常勤科の要望では、3月時点のそのときの町長の答弁で、産婦人科、眼科、精神科の要望をしてきたというような話がありましたけど、今後も常勤体制の要望を強めていきたいというような答弁がされたというふうに考えているんですが、その中で小児科の常勤体制が今、ないというふうに聞いたんですが、その状況把握はしておりますか町では。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

議員ご承知のとおり、現在、南会津病院の中には12診療科目がございます。そのうちの常勤

診療科目は4科目、その中には小児科も入っております。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうすると、小児科は常勤体制にあるという理解でよろしいんですか。私もちょっと確認してこなかった。それは間違いないということでもいいんですね。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えします。

小児科については常勤医師1名、さらに非常勤で週2回の対応というふうな形で診療が保たれているということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私の認識違いでございます。

整形外科の現在1人だと思っておりますが、この複数配置についてはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ご指摘のように、今現在、整形外科の常勤医師の配置は1名、そして非常勤での対応が週2回ということになってございます。

今年の4月21日に会津総合開発協議会の南会津地方部会、これが南会津郡の組織でございますが、その中の要望事項については整形外科医の項目は触れていなかったかと、このように認識をしております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私の認識違いもありました。私の認識違いについては訂正させてもらいたいと思います。

それで、令和5年6月13日付の福島民友一面トップで、大野病院後継、20診療科、県方針、人工透析・救急の設置、病床250前後と試算というふうに記載しています。原発事故と東日本大震災で苦しめられた地域の計画ですから、ぜひ実行していただきたいと思いますが、と同時に南会津全体の実態も考えていただき、南会津地域の要望の実現を図ってほしいと思いますが、町長の考えは多分前向きな答弁だと思います。どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど、第1答弁の中でもお話をしたんですが、私は県立病院事業経営評価委員という委員になっております。県全体の県立病院の在り方について検討する組織で、多分、行政から出ているのは私だけかもしれませんが、特にやっぱり地元の南会津病院の実態につい



あれば電気料、こういったものが今後どういうふうに、これも推移していくのか読めないというようなことがありまして、現時点で慌ただしくそれをまとめたとしても、実際に即したものにならないだろうというようなこともありまして、今、総合政策課長が申しあげましたようなスケジュールの変更に至ったところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 どうなんでしょうかね。やっぱり私も町民から大分、今回の町議選の中では、本当、おまえら議員が何やっているんだと、ちゃんと出していただくものは出して、その上で、それで赤字になっているからこういう支援を町がせざるを得ないんだというものをちゃんとおまえら自身が持っていなかったら駄目なんじゃないかというようなことを私は言われていますから、そんな簡単ではないというふうに今、総合政策課長なり、あとは町長からありましたけど、どうなんでしょうかね。

本当にそこまでやらないと、じゃこの1年間、今、令和5年に入ったわけですけど、一応、この中でちゃんと整理できるというふうに約束できます。そうでないと、私らも、何あんだ、考えて議員として出ているんだというふうに言われたときに、私も答えられないです。本当にそこまで置かないと駄目なんだということをもうちよっと分かりやすく教えていただけないですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、早めに計画を出したいというふうに思いますが、それが単に実現性のない数値だけ、文字だけの計画になってしまっただけは、それを検証するにしてもどう検証していいのかというようなことも考えられます。

ですので、しっかりと議論して、その計画づくり、実行性のある計画づくりというものを策定していきたいというふうに考えておるところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ここで改善計画というのは私も大分前からこれは言ってきて、そして改善計画を出さない計画というのはないんじゃないですかというふうに言って、そして町としても支援なりそういうものを出す以上は、そういうものを実行させて、そして改善計画まで提出をさせた中でちゃんとさせますというような答弁を受けて、私ら、決算なり、あとは支援の、町の補助金の支出については同意しているんですよ。それがやっぱり議会としての判断をした、私自身がですけどね。ほかの議員どうのこうのと私は言えないですが、やっぱりどうな

んですかね。ちゃんとやると言ったものがこんなにも、1年も遅れちゃうと。少なくともこの5年度の12月、今、6月なわけですから、それを集中して、そして12月なら12月までとか、そういう一定の数字的なものというのは令和6年まで出せないんですか。どうですかね。

これまあ、事務方はなかなか大変だということなんでしょうけど、町長、どうですか。やっぱりそこはちゃんと出さないと納得されないんじゃないですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員ご指摘のところは私も非常に重く受け止めております。これまで会社の運営についてはいろいろ折に触れて意見を申し上げているところでございますが、先ほど言いましたように、経費的の積み上げをする際になかなか見通しができないんだというようなところがあって、1年間延ばすというような報告を私なりに受け止めたところでございます。

しかしながら、これがいつまでもずるずるといっていいわけありませんので、令和5年中の計画提出に向けて、再度、担当課、それに会社のほうに指示をしたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今、町長発言にあったように、やっぱり、だと思っんですよ。今、令和5年6月でしょう。その中で令和6年まで出せませんなんていうような形でなかなか納得されないですよ。そのところは本当に重く受け止めていただいて、今、町長が言ったような形で町民に示してください。

ぜひそのところ、令和5年度中というように私は受け止めさせていただきますので、よろしくお願いをしたい。お願いをしたいというか、やるべきだというふうに私はそういうふうに言いたいんですが、それでよろしいですよ、町長。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員のご意見、今の発言を重く受け止めまして、しかるべき、令和5年度中の提示に向けて、しっかり取り組むように再度指示をしたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 すみませんが、2点目の問題については、ぜひ形としてできるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、3番目の雪害対策の一助をとということで、これも挙げました。やはり冬場、本当に屋根が壊れていて、2年前のね。小屋とか住んでいるところも屋根が壊れていて、大分ひどい実態にあったというふうに思っんです。それまではそんなに雪害を受けるような状況にずっとなかったんじゃないかくらい、やっぱりひどい雪害を受けたと思っんです。



そのところで、本当に何らかの対応策、一応、今回については消防団、あとは民生委員とか回ってやっていますよというような形で話されたんですが、地区ごとになり、あとはそういう専門的な、ある程度土木屋さんとか、そういう雪の危険性を承知している方に、そのメンバーの中に1名か2名、これは町で雇ってもいいと思うんです。

そして、その方と地区別に、行政区単位に現地調査をやるような形をすれば、少しでも災害がというか、雪害が、今回の屋根の雪害については少しでも減らすことが可能なんではないかというふうには私は考えたもので、そういうことを言ってくれるような人がいないと、なかなか地区で冬場、できないのかなというふうに思ったものですから、そういうところはどうなんでしょうかね。

担当部署というか、どのような認識というか、そのがなでやっておけばそんなに災害は起こらなくて、新たな手立ては今ある中で、それをあえてまた頑張って調査関係なり、地区での見回り、巡回を強化してくださいということになれば大丈夫だという認識でしょうか。どうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答えを申し上げます。

まず2年前の大雪、非常に経験したことのないレベルの降り方、それによって落雪しない、さらに新しい雪が積もって、氷の塊になって軒が折れるというような特殊な事案だというふうに私は思っております。

この問題について行政がどういうふうに関わっていくのかというのは、新たな課題として受け止める必要があるのかなというふうに今、思っております。

今後、こういったものが定期的にやって来るのかどうなのか、よく予測はつきませんが、町としても今後の関わり方について担当課も複数になります。例えば住宅の安全対策であれば住民課なのかな、住宅政策そのものが建設課ということで、所管もまちまちです。ですから、今回の答弁書をどこが書くのかというところも、一悶着やったんですが、そういったことも含めて、今後、これらの問題、根幹にあるのはやっぱり高齢化が著しく進行しているという、1つの要因だというふうに思っておりますので、議員から今ほど提案いただきました中身を含めて、できるかできないかも含めて検討させていただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私もこれは初めての提案だったものですから、すぐに、じゃ雪害調査隊なんていったって、なかなかそんなうまくいくはずないんだべど、予算だつて伴うんです

よということは、担当課長さんには十分にそういうのを思っただけでなく、答弁書をつくられたのかなというふうに思いますが、一応、私は地区ごとにやることによって、まず1つは注意喚起になる。やっぱりこんな状態だとこうなったら危ないんだぞということを地域の中で共有でき、それが注意喚起となり、そしてあとは雪害防止と地域の連帯にもつながるのではないのかなと。そういうところを今つくっていかないと、すごく高齢化が進行していますから、年配の方がうちの今の雪の状態を見て、分かるというのもなかなか大変だなというふうに思ったものですから、今回も消防の方が一応回りながら、声かけをして、そして年寄りなんかには年寄り見回りも併せてやっていただいているというような話も実は聞いたんですが、できれば、地区でまとまって、そして試行としてモデル地区なんかを設けて、ここだったらちょっとやれるのではないかとこの4地域それぞれやった中で、そして検討してはどうかなというふうに考えましたけど、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほども答弁申し上げましたが、できるかできないかも含めて検討させてください。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 難しい課題になっちゃって申し訳ありませんが、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

次に4点目に移らせてください。

住宅周辺などの森林伐採について、今まで行政区長さんとか町民の方などから、木が大きくなって支障になっているんだと、それで困っているんだというような声なんかは相談というか、そういうのは役場にどのくらい寄せられています、寄せられていませんか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

私が昨年、町長選挙で集落を回ったときには、1軒の方からありました。私が直接聞いたのは1軒だけです。

この前、開催されました田島地域の行政区長連絡員会議の中では、区長さんからこの問題が提起されて、町としてどこか窓口をつくっていただいて、そこから動き出せる、相談をすることでスタートしていただきたいというお話をお聞きしたので、今回の答弁は、その区長さんまたは田島地区の区長会としてのお話を踏まえて、一步踏み出したいということでの答弁にさせていただきました。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私も答弁が、その窓口を設けるというような形が、そこまで最初から出てくるかなというのを思わなかったものですから、質問に困っているんですが、中身があれだったんですが、ただ、ぜひこの例も今、全国的に多くなっているはずなんですよ。そして、伐採なんかも実際、先ほど私、提案の中で述べましたけど、木が倒れちゃって、そしてそのときに民事裁判みたいな形で、どっちの責任なんだと。やられたほうが、そこに家を建てるから悪いのか、ただ木が持っている所有者のほうが悪いのか。実際、木を持っている所有者のほうですよ。

そういうのをやっぱりちゃんと言っていくことによって、その木の伐採が、いや、そんなの俺が後で家建ったんだから、俺の責任じゃないべと、持っている人はそういうふうにする例もあると思うんです。そういうのはそうじゃないんだよということを行政サイドからちゃんと言っていかないと、私みたいに声だけ大きくて気持ちがちっちゃいのは、あっちから言われると、それで引っ込めざるを得なくなっちゃうんですよ。そうじゃなく、やっぱり中立の立場の行政サイドで正しい整理で、そしてちゃんと所有者の責任を明確にしてください。

そして、道路沿いの木なんかも枝が落ちてガラスが割れたなんていう話も私も聞いていますし、そういうところを何とか1件でも解決できるような対応が取ればいいのかというふうに考えていますが、これについては町長はそれらをそういうふうに捉えているというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 第1答弁の中でちょっと触れましたけど、山林、それから森林の所有者については個人の財産である。それから管理義務があるということを踏まえつつ、町としてどういう関わりができるのかというところがポイントになると思います。

その上で、やっぱりこの立ち木の問題も関係する部署は複数になります。山の関係であれば農林課、住宅の倒壊であれば建設課かな、または危なかったら住民課かな、高齢者の問題であれば健康福祉かな、土地の問題が出てくれば環境水道かなということで、多岐にわたるんですよ。

ですから、ケース・バイ・ケースで対応する必要があると思いますが、やはり窓口は一本にしておかないと、そこから個別のケースについて、町として所有者のほうにアプローチするか区長さんと一緒に動いてみるとか、そういうふうな動き出しをするのには、最初の窓口は明確にしておく必要があるというふうに考えますので、今後、内部調整を図って体制を整えたい

と、このように考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 本当にこの問題はやっぱり古くて新しい問題になってくるし、結構大変な中身だなというふうに思いますが、地区の方といいますか、被害を受けている方、そして木を持っている方、声が弱いほうが負担しなくちゃならないみたいな状態になってくる可能性もあるんです。だからそういうのをそうじゃなく、ちゃんと一定のルールがあるんだということを知ってもらいながら、やるということが大事なんではないかというふうに思います。

私もこの問題出すに当たって、また何だ、難しい問題を出してきたというふうに皆さんに思われるかもしれませんが、これをちゃんと行政サイドで窓口を設けたり、あとはちゃんとした全国の事例をためていくことによって正しい指導ができるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそこのところを頑張っていただければというふうに思います。私らも協力できる問題については、皆さんと一緒に協力しながらやりたいなというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で、私の再質問も含めて終わらせていただきます、ありがとうございました。

○山内 政議長 以上で15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明23日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

令和5年第2回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和5年6月23日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第27号 南会津町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第28号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第29号 工事請負契約について(御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事)
- 日程第 4 議案第30号 工事請負契約について(御蔵入交流館空調設備更新電気設備工事)
- 日程第 5 議案第31号 物品購入契約について(建設機械購入)
- 日程第 6 議案第32号 物品購入契約について(消防ポンプ自動車購入)
- 日程第 7 議案第33号 物品購入契約について(小型動力ポンプ付積載車購入)
- 日程第 8 議案第34号 物品購入契約について(車庫棟移動棚購入)
- 日程第 9 議案第35号 南会津地方環境衛生組合理約の一部を変更する規約
- 日程第10 報告第 3号 令和4年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 4号 令和4年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第 5号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第13 議案第36号 令和5年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第37号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第38号 監査委員の選任について
- 日程第16 令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書(文教厚生委員会)
- 追加日程第1 委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

追加日程第2 議員派遣の件について

追加日程第3 閉会中の継続調査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
星貴夫	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	馬場誠	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星 博文 事務局 長 星 彰 事務局 長 補 佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、または、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第1、議案第27号 南会津町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第2、議案第28号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第29号 工事請負契約について（御蔵入交流館空調設備更新機械設備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第30号 工事請負契約について（御蔵入交流館空調設備更新電気設備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ご提示をいただいた入札執行調書を見ますと、入札指名者が6名ありまして、そのうち4名の辞退者がございます。この事態を当局はどのように受け止めているのか、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 入札の際にそれぞれ辞退の理由は確認をしております。技術者不足であったり、今後取りたい工事があるですとか、そういった理由になっておりまして、今、町は春先に工事の発注予定表を公表しておりまして、多分それぞれの会社さんもその内容に基づきまして、この工事を取りたいから技術者を確保しておきたいですとか、そういった戦略の中で辞退されているところもあると思っております。

なお、それぞれの辞退理由につきましては建設課のほうで把握しておりますので、建設課長のほうから報告させていただきます。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の辞退の理由でございますが、まず1社が自社の見積額では落札できないと判断をした。残りのまず2社が労働者の確保が困難であり、履行できないと判断した。もう1社が当該工事に配置できる技術者がいなかった。以上の3点の理由でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 書面のいわゆる文字づら、文字等、あるいはそこに示される一定の記載事項、それだけでは業者の今置かれている実態というのはなかなか見えてこないところもある。しかし、この辞退という措置を取られた業者側の今後の、今の理由がありましたけど、入札参加に対する町当局の対応の仕方というのは変わってきますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

辞退されたところへのペナルティーというような意味も含んでかと思えます。町の入札に関する要綱の中で辞退そのものを明確に認めておりまして、町としましても、不利益な取扱いをしないというような規定になってございます。

これは各自治体のほうでも少し確認をしてみたところ、どこもペナルティーを課すような自

治体はなかったようでございますので、今後の対応も今までどおり、町の入札基準に基づいて入札していくことになろうかと思えます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一般質問の中にもこれに関する答弁等があったようですが、規則はその状況や内容において、必要な事項について制約をしたりしなければならない。これはこれで一定の遵守の義務がある。しかし、それらの内容が分からない一般の方々がこういう話を聞いたときに、入札制度が形骸化していないのか、こういう疑義が実は出てくるんです。

私がここで今何を言わんとするのかというのは、法令があるから、規則があるから、あるいは定めがあるからそれに従ってやっている。しかし、これは人が定めたものです。そして、その定めのある奥のほうには、ほとんどそれらの内容を理解しようとしなくて、あるいは理解できない方々が大勢いる。いわゆる普通の暮らしをしている普通の町民です。この方々がこういう内容を見たときに、じゃ、この町にはもう業者がいなくなるの、町で発注しようとする事業の適格性を有した業者はいないのだろうか、こういう見方もできるわけです。

今後検討しないということですから、それはしっかりと町民のほうにお伝えをいたしますが、物事の表に、目に見え、耳に聞こえる部分と、実は目には見えない、耳にもなかなか届かないという奥深い部分がある。これを私たちは引き出すのが役割なんです。引き出したから、それが形になるかということそうではない。

そして、傍聴者席から見て右側にお座りになっている方々は、今適時適切に情報が入るでしょう。左側の私たちにとっては、なかなか適時に情報が入るとするのは難しい。自分が求めていって初めて情報が得られる。しかし、そんな中には誤解を生む、町民の意識の中に誤解を発生させるようなことをできるだけ少なくしていかなきゃいけない。

私はこれに対して、今後この50%を割るような辞退率、これについて非常に疑義を持っています。それでお伺いしますが、辞退する場合の手続を教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

町の入札に関する要綱の中に記載がございまして、読み上げます。指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるとなっています。2点目が、指名を受けた者は、入札を辞退するときはその旨を次に掲げるところにより、申し出るものとする。アとしまして、入札執行前にあつては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、または郵

送して行く。イとしまして、入札執行中であっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行く。大きな（3）としまして、入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないということで記載されてございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 その定めに従った手続によって、辞退の処理をされていると、こう認識をいたしました。この指名参加願というんですか。正式に名称は分かりませんが、それを一応相手方は示している。私は、町の発注するそれぞれの領域の事業に参加をしたい。したがって、指名の参加願を出す。これは本人の意思、その意思が1年間で1回も意思表示をされなかったという例はありますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 一回も意思表示をされなかったといえますのは、例えば入札を指名しても、応札をされなかったというような状況かと思うんですが、これはケース・バイ・ケースの部分もありますし、町の指名参加、工事ですとか町内の方を指名する入札におきましては、全て入札を辞退されたというのは記憶ございません。ただ、件数が少ない例えば物品ですとか、そういったのは年に1回、2回しかない場合がありますので、その全てを辞退されたということは可能性としてはあるかもしれませんが、今手元にそういった確認できる資料はございません。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私のところに入っている情報の中の一つとして、一応入札参加指名の願いを出しておかないと、やはり入札とは関係ない処理をされる事業というか、事項がある。それも実は掃き出される可能性があるんで、一応入札参加の願いは出すようにしているんだと、こういう情報が入っていますが、これは正しい見方ですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

通常130万以上ですとか、そういった基準に基づいて入札をしております。その入札につきましては、指名参加願の名簿から町が指名することになっておりまして、ただ、指名入札にならないような随契といいますか、小さな工事につきましても、基本的にはそういった指名参加願から拾っているというところがございますので、業者さんとしましては、そこに指名参加

願を出しておくことで、町の発注される際のテーブルにのりやすいということになっているか  
と思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 こういう事態が恒久化していくといいですか、ケース・バイ・ケース  
なんです、そのケース・バイ・ケースが恒常化する。あるいは頻度を高めていくということ  
になると、これはある意味疑いの思いを抱く、こういうことが民意の中に出てくる可能性が  
あるので、ここのところは十分実態というものを見ながら、今後取扱いにひとつ精励をしていた  
だきたい。そういうことを申し上げて質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 特に工事関係のことなんです、今まで資材高騰とかやむを得ない事  
由によって、追加補正という例が非常にこういうふうによく見られますし、このことについて  
は、非常に町民からも疑問点がよく聞かれます。

そこで、今回これで入札終わりますとスタートとなりますので、工事前の積算の関係、それ  
と施工監理、それに発注者、受注者の責任というものを厳しく、適切な管理の下に完成まで持  
っていくというふうなことでお願いできればというふうに思います。検収、検証、チェックと  
いう言葉はあまりよくありませんが、この中で検収、検証の強化をお願いしたい。

以上です。

○山内 政議長 2番議員に申し上げますが、それはどういうことを質問されているんですか。  
今の工事請負契約についての中身ですか。

○2番 芳賀正義議員 工事の契約について、これから承認されるということでスタートにな  
りますので、それで申し上げたわけです。

○山内 政議長 答弁ありますか。

建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の工事につきましては、機械設備と電気設備という大きな2種類の工事が関連してござ  
いまして、当然こちら2年5か月程度の工事を予定しております。その中で、やはり連携をし  
ながら工事が進まないという部分がございますので、町と今回の受注業者2者、そちらのほう  
と、さらには監理のほうの商工観光課の部分も含めまして、4人で連携をしながら進めたいと  
考えてございます。失礼しました。商工観光課ではございません。生涯学習課でございました。

大変失礼しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第31号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この内容も5名の指名に対して4名が辞退をされている。建設機械等設置については、刻々とその仕様内容が変わっています。これは社会的な要請を受けて、あるいは購入者の意向を調査しながら、そういう改良がされるんだろうと思うんですが、この仕様書は誰がどのような形で作成されるのでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

今回、購入のロータリー式の除雪ローダーにつきましては、館岩総合支所のほうで設計等々を組んでおるところでございます。担当の者が組んでおります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 仕様書の作成の内容いかんによっては、メーカーを排除する、メーカーがその仕様書に追いついていけないというものも多分出てくるんです。今回についてはこの4者について、仕様書の段階ではそれぞれ納品可能だと、入札可能だという認識でいますか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

今回の除雪ドーザにつきましては、その内容がまず、14トン級という国交省の指定の重さ的なものと、あとはロータリー除雪装置というもの、あとはそのほか細かい部分はあるんですが、今除雪ローダーを納入できる業者が3者だけでございます。その3者全て網羅できるというような仕様で、作成をしているという状況でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 当然のことではありますが、私のところに入る情報については、今回のものは全てそういう指名業者がクリアできる内容で、仕様書が作られているということですが、この仕様書の作成に当たっては、私が先ほど申し上げたような疑義が生ずる可能性がある。そういうことをこれからも十分配慮して、担当のほうで入札処理をしていただきたい。このことを申し上げて質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質問なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第32号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第33号 物品購入契約について（小型動力ポンプ付積載車購

入)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第34号 物品購入契約について（車庫棟移動棚購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第35号 南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第3号の質疑

○山内 政議長 日程第10、報告第3号 令和4年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について、3款1項 社会福祉費の価格高騰緊急支援事業の1,170万円繰り越された部分について伺いたいと思います。

昨年、住民税非課税世帯に対して5万円の支援がなされ、そしてそれを受けて住民税の均等割課税世帯にも給付支援が必要ということで、本年2月3日に臨時議会において、当時660世帯というふうに記憶しておりますが、3,300万の予算が計上され、それが3月24日から支給が開始になって、残った分、申請の期限はいつですか。申請の最後。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 今、締切りについて質問をいただきましたが、5月1日までになっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 本年5月1日が締切りでございます。対象世帯数は先ほど申し上げましたけれど660世帯、予算当時の話であります、実数としては何世帯ありましたか。対象世帯、当時は660という数字が示されましたけど、実際に支給要件に合った対象世帯数というのはどれぐらいありましたか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 すみません、対象見込み世帯ということでご理解をいただきたいと思いますが、678世帯となっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 678世帯、予算から見て未申請、結局申請を、なかなか勧奨通知も

出されたというふうに、それは相談を受けたんですけど、こういう通知が来たと。実際の申請の最初の部分は紛失してしまったというようなこともあったんですけども、そういう事例は報告ありましたか。あったとすれば、それに対応はどのような対応をされたか、まず伺いたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 それでは、これまでの実績について、先に説明をさせていただきたいと思います。

まず、3月末までに426世帯、2,130万円の支払いをしております。なお、その後、5月1日までの申請を受けまして、5月末までに202世帯、1,010万円のお支払いを行っております。

1,170万円の繰越しをしたわけですが、勸奨通知につきましては93件行っております。合計で628世帯、3,140万円の支払いをこれまでにやってきたということでございます。対象世帯ということで678世帯を予定しておりましたが、現在のところ、現在といいますか、締切りまでに提出があったのが628世帯ということで、率にしますと92.6%という状況でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。とすると、50世帯が未申請であったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

50世帯からは申請がなかったということでございますが、うち2世帯からは申請辞退というように提出がございました。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 2世帯は辞退をされたということであります。そうすると、48世帯については申請がなかった。申請がなかったところに対しては、当然勸奨通知を出した。勸奨通知を出したにもかかわらず、そのまま連絡が来ないということでよろしいのでしょうか、その48世帯については。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

48世帯につきましては申請書の提出がなかったということで、辞退ということでみなします

といたしますか、辞退だったということで処理をさせていただきます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 私、相談受けた方は、申請書の理解がまずされていなかった。そして、添付書類も自分で準備できない。通帳の写しとか必要ですね。そういうことができなかった。分からなかったという方がいらっしゃるのかどうか。そこは勧奨通知を出されているわけですから、どなたから申請がなかったのか。辞退されたのは了解です。だけど、辞退の申出はないけど、申請がなかったから辞退されたというふうに理解というと、結構、この前の世帯の構成の中で、高齢の世帯もいらっしゃるって、その通知をしっかりと理解できないために、申請ができなかったというようなことがあっては残念だなと思うんですけど、その聞き取りみたいなことはされたのか、されなかったのか。

例えば、民生委員さんを通じてできるのかどうか分かりませんが、世帯は住民生活課では把握しているわけですから、申請がなされなかったのは、辞退という意思表示をされた方はいいですけども、されなかった方48世帯については、そのまま辞退というふうにみなすというふうに考えられたんでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

書類の申請がなかった方につきましては、辞退ということでみなさせていただきました。

○山内 政議長 12番、楠正次君、議席番号を教えてください。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

このことについて町長の感じたこと、事務的に勧奨通知を出した。そして申請がなかった。これは辞退とみなすというのは、これは正しいんでしょうか。もうちょっと勧奨通知を出されたところに対しての聞き取りとかということでは必要ではなかったかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今回の取扱について、私のところにその詳細については上がってきてございませんでした。ただ、担当課のほうでは勧奨通知を複数回お出しをして、住民の方に意思確認をされたというふうに理解しておりますが、さらにもう一步踏み込んだ勧奨通知、勧奨のやり方が必要ではないかというようなご指摘かと思いますが、本当に理解できなくて、申請に至らなかったというようなケースがあるのであれば、やはり行政としてもう少し、高齢者の方に手を差し伸べる

対応が必要かなというふうに感じておりますので、今後の取扱いに際しては、そこは留意していきたいと思えます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 令和4年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。



#### ◎報告第4号の質疑

○山内 政議長 日程第11、報告第4号 令和4年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号 令和4年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



#### ◎報告第5号の質疑

○山内 政議長 日程第12、報告第5号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号 令和4年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第36号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 一般補正8、その中の博物館費、その中の今回の補正、旧山内家住宅雪害修繕工事請負費、それに関して質問いたします。

まず、被害の概要について説明をお願いします。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

今回の雪害につきましては、今年の2月16日に旧山内家のほうに、自火報の修理のために訪れた業者が断線のランプが点灯しているというところが気づきまして、それで建物の中もよく確認したところ、天井の屋根の躯体に損傷が出ているということに気がついて、分室のほうに報告がございました。その後、分室のほうと工務長等を含めて実態を確認しに行ったところ、天井のサスと呼ばれるものが3か所、それとはりが1か所折れて破損しているというような状況が確認できました。

被害の状況については以上でございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今回、雪害ということですが、冬期間の管理体制についてはどのようなになっているのでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。



今回の雪は比較的少なかったものと確認しておりますが、分室のほうでこの施設管理をしておりまして、雪が降ったとき、多く降ったときなどに見回りしながら雪の状況を見て、必要に応じて雪下ろしなどする対応をしてまいりました。今回はその確認の前ということでございましたので、業者が発見したというような状況でございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 降雪が大きい場合に豪雪対策本部、そういったものが設置されたときに、こういった文化財に対する見回りの強化、そういったものの内容は含まれているでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 答えをいたします。

豪雪対策本部ができたときも、できないときも施設のそういう豪雪対策、雪害対策については見回りを行っておりますので、なお、豪雪対策が取られたときは、さらに重点的に行うというようなことも指示の中に入っております。

以上でございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 豪雪対策本部、これは一般的に南郷地域であれば180センチメートル以上の積雪、田島地域であれば120センチ以上の積雪、そういったものを踏まえながら、住民生活に重大な影響があるという判断した場合、豪雪対策本部を立ち上げます。

その際に、例えば通学路の安全確保を図る。それから、町道等の除雪の万全を図る。そして、雪下ろし等の事故の防止に努める。さらに、公共施設の管理について、それぞれ所管課で点検も含めて管理を徹底するというようなことを項目立てをして、対策本部の中で周知しているところでございますので、今回は豪雪対策本部設置ではありませんでしたが、南郷地域で、只見に隣接している地域で相当の、年度当初、12月頃降雪があつて、その湿った雪の重みで屋根が損傷したのではないかというような報告を受けているところであります。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

今回、この旧山内家住宅に関しましては、県の重要文化財に指定されているということもありまして、先般一般質問でもさせていただきました祇園会館と違い、役割、機能といったものを別に移す、そういった性質のものではないと考えております。これから先も町のほうで管理を行っていく上で、こういった修繕、管理、そういったところに費用がかからないためにも管

理体制の強化、そういったものをお願いしたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 これまでの議会においても、雪害の修繕費を計上する際、議員の皆さんから保険が利くからいいという話ではない。しっかり、やはり町が建てている、管理している施設については雪害が発生しないよう、しっかり対応するようというような発言も度々いただいておりますので、今後そここのところについては徹底をさせていきたいと、このように考えております。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一般補正の10ページ、11ページ、給与費の明細書に関しておただしをしたいと思えます。

まず、一般職の総括なんでありますが、ここで補正後に347名になっているんですけど、この数には再任用者は含まれるのかどうか、教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 ここにつきましては、再任用の方は含まれているというふうに思いますが、すみません。今手元に資料がございませんので、確定ではございませんが、当然職員に含まれておりますので、そういうカウントになっているというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 退職年齢が段階的に引き上げられている、その間の年金等の支給についても変わっている。この措置として、再任用というのも一つの理由の中にはあるんだろうと思いますが、私は本来職員の定数というのは、正規の職員としてしっかりと確保すべきだと、こういうふうに認識をしておりますが、この再任用という制度の中で当事者、あるいはその後輩たちの意見、考え、これらについて当局で把握している事項がありましたら教えてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

再任用制度、やっぱり年金受給年齢、65歳までというところがありまして、定年退職後無給になるということであると、退職された職員がその後の生活に困るというようなこともありました、再任用制度がスタートしてございます。現在も再任用で雇用している職員もございます。

一方、再任用を受け入れるということになりますと、今まで上の立場の人が一般の職に戻っ

ての仕事をするというような立場が逆転するケースもありますので、そのことについては十分当事者も理解をしながら、業務に努めるというような内容でございます。

今、議員から言われましたように、個別の意見を聞いた上で導入しているのかというようなことについては、当町では行ってございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議長に伺いますが、今資料が手元にないということですが、もし可能であればこの後でいいんですが、この定数の中身、何割ぐらい、どのぐらいの再任用がいるのか。分かれば提出してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 執行部にお伺いしますが、今、9番、湯田芳博君の内容について、休議すれば用意できますか。

総務課長。

○月田 啓総務課長 少しお時間いただければ、その数につきましては提出できるというふうに思っておりますので、お時間いただければ、可能かと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 休議して、今ここで提出を求めるといものではありませんので、ただ、議会として、後からデータを欲しいということですので。休議して、それを発展的に展開して議論を進めていくというものでありませんので、参考までに欲しいということですから、そこを諮ってください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議会の求めであれば、必要な書類を議長宛てに提出したいと思います。

○山内 政議長 ただいま町長より、9番、湯田芳博君の調査要求については提出したいということですので、時期については議長に一任していただくということで、提出をいただくということにしたいと思います。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは質問を続けますが、私の認識では、今、国や県は市町村の定数管理に対して指導をしていないと、こういう認識なんです、国や県からの定数管理に対する指導があるかどうか、教えてください。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

私のほうでは、国や県のほうからそういった指導があるというふうには、把握はしてござい

ません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今回、補正前に対して2人の今回は増員、この2人は多分、会計年度任用職員だと思うんですが、なぜこの時期に増員したのか、その理由を教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

一般補正の6ページをご覧いただきたいと思うんですが、そこに3の民生費、1社会福祉費、1目社会福総務費の中に報酬がございまして、ここに会計年度任用職員ということで、173万予算化させていただいております。この分につきまして、今回新型コロナウイルス感染症の給付金関係、そういった事務、突発的に発生した事務でございまして、こちらのほうに2人雇用したいということで、今回の提案に上がっているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 突発的に発生した事案を処理するための増員だということですが、11ページを見てもみますと、347名の職員数のうち130名が会計年度職員、いわゆる217名の会計年度任用職員以外の職員を差し引くと、130名の会計年度職員、これは全体の37.46%になる。この会計年度任用職員の配置比率というのに対しての当局の考え方を教えてください。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 会計年度任用職員につきましては、本町においては、他の自治体と比べて若干多い傾向にあるかなというふうなところは認識をしております。ただその中におきましても、保育所の保育士であったりとか、学校給食の関係だったりとか、学校にスクールソーシャルワーカー等として配置している職員が多数いるところでございます。

最初に申し上げた形で、会計年度任用職員が多いというような実態は把握しておりましたので、令和4年度から令和5年度に、会計年度の任用期間は3年ということで更新に当たる時期でもありましたので、そこは本当に必要な職員がどれだけ必要かというところを見直しをして、会計年度任用職員の数減らしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一般的に、人件費はいわゆる経営的な考え方をすれば、経費の一部としか考えていない。しかし、私は人件費というのは哲学で考えるべきだと。確かに、財政に与える影響は大きい。しかし、本来業務遂行する場合においては、その担当一人一人がそこで生きがいを見つけ、そしてさらには、その仕事を提供する相手方からあなた方が担当者でいてく

れて助かりましたと、そう言われるような業務を重ねていく必要があると。

今、聞けば、国や県からの定数の指導がないということ言えば、定数職員を増やして会計年度任用職員を減らせということじゃなくて、定数外職員を増やしていくという考え方はあるかどうか、お聞きします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今のところ、そのような考え方は持ってございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 執行部の権限ですから、これはそれはそれでいいでしょう。しかし、私たちは少数意見をしっかりと捉まえて、それを公の場に出す。そして、それがこの町の将来にとってどのような効果をもたらすのか。あるいは、その職場の環境が改善されていくのか。このところを申し上げておりますので、決定されることはご自由ですが、こういう実態があって、職員に負担がのしかかるということのないように、念を押しておきたいと思います。

それで、11ページに上げられたいわゆる超過勤務手当について伺います。

この5,400万という超過勤務については、当局が労働基準法上判断をされ、その上限と比較してどの部分に位置するか、分かったら教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

超過勤務につきましては、ある程度人件費の給与のパーセントで予算化をしております、その時間の上限までは設定をしておらず、パーセントでそれぞれの職員に配分しているというか、そういった状況でございます。予算につきましてはそのような状況でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 やっていることを聞いているわけじゃなくて、労基法上、示された超過勤務と現在している超過勤務の労働環境の比較を求めたわけです。これ分からなければ分からなくていいんですが、つまり何を言いたいかというと、これは直接役場の自治体の中のできごとではないんですが、今、社会的な傾向として超勤をなるべくさせない対策と、それは確かに合理化を図ることも大事なんですが、いわゆる雇用を増やす。しかもその雇用の基本給を上げていく。それが今の社会体制として必要なんです。そうすることによって、民活の経済を刺激させて、地方も含めて経済の発展を図っていくんだと、こういう流れでいるわけです。

例えば一つ見てみれば、トラック協会、超過勤務のいわゆる時間外労働の上限が示されまし

た。これによって、今配送される日時が大きく変わってきた。それでも大事なのは人の健康であり、無事故であり、人の幸せなんです。生活の豊かさなんです。そう考えると、役場の職員と言えども家族があり、家庭のそれぞれの環境によって、一個人として過ごす時間も必要なんです。

そういうことから、定数についての増員をお聞きしましたが、それは今現在ないと、こういうお答えなので、私としては非常に残念な思いがあります。しかしながら、これは今後一般質問等でただしていきたいと思いますので、今日の質問はこれで終わりたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 先ほど、再任用職員の人数につきましてのおただしに先ほど答えられませんでしたでしたが、資料を取ってききましたので、この場で報告させていただいてよろしいでしょうか。

○山内 政議長 はい、どうぞ。

○月田 啓総務課長 一般補正11ページにございます217人、こちらが会計年度任用職員以外の職員ということで、町職員ということになっております。217のうちの13人が再任用ということになります。うち13人が再任用ということがございますので、ご報告させていただきます。以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博議員、よろしいですか。

○9番 湯田芳博議員 はい、よろしいです。

○山内 政議長 それでは、資料の提出はしないということでしたと思います。

ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 それでは、一般補正7ページの民生費、社会福祉費、18節の負担金補助及び交付金7,200万の価格高騰支援給付金事業について質疑をさせていただきます。

本年度に入りましても、5月、6月と800品目、3,000品目と諸物価値上がりしております。ここに対応しての国の交付金事業ということで、1世帯当たり3万円、非課税世帯に給付をするという説明聞きましたが、受給対象見込み世帯数はどのぐらいですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

予算の内訳でございますが、非課税世帯見込み数ということで2,200世帯を見込んでございます。あくまで予算を積算する上での見込みということでご理解いただければと思います。

残り200世帯につきましては家計急変世帯、今年に入って急遽収入等が変わったという世帯と、あとは転入してきた世帯、そういったものもございますので、そういったものを勘案して200の含みを持たせまして、2,400世帯で予算を計上しているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

世帯の構成人数、さきの質問でも申し上げましたけども、物価高騰対策、全ての諸物価が上がっているということに対してはやはり世帯で、1人世帯から前回の、前年度の臨時議会でも出された分でありまして1,190人がいた、678世帯でしたか、数になりましたけども、構成人数、これは把握されているでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。あくまで精査をこれからするんですが、概数としてお答えしたいと思います。

まずは、2,200世帯、実際のところは抽出をかけますと2,200世帯を若干超える世帯ではございますが、その世帯の家族構成の内訳を申し上げたいと思います。

まずは、1人世帯につきましては1,320世帯ございました。2人暮らし世帯につきましては684世帯、3人暮らし、3人の世帯につきましては140世帯、以降4人52世帯、5人20世帯、6人が9世帯、7人家族の、今回対象となる世帯で最も多いのが7人というところがあったんですが、これが1世帯ということで、ご承知のとおり、対象となる約2,200世帯の家族構成を見たところ、やはり独り暮らしの世帯、1,320と先ほど申し上げましたが、これが全体の6割を占めているというような状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 1人世帯が60%、2人世帯が684、合計になると2,220か。ということは、ほぼ見込みの世帯数と同様の数字、世帯構成人数の合計も。とすると、この均等割、例えば1人当たり1万円とか、そして計算をしていった場合でもこの試算をしてみると、平等割、世帯に対して1万円ということで行くと2,200万、そして7,200万のうちの2,200万でありますから、5,000万を人数で掛け算していくと、7人であれば15万円というような形に、前も説明したことがあるんですけど、そういうような考え方は、試算としてされたのかどうか、まず聞きたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

今回は議員ご承知のとおり、いわゆる第2弾的な取組といたしまして、前回から実施体制も変えまして、福祉部局のほうでやらせていただくことになっております。その状況の中で、年齢構成はある程度抽出をかけまして、こういった世帯にこの給付金が割合的に多く行くんだなというところまでは把握してございますが、では、先ほど申し上げた家族構成によって、給付金がこれぐらいになるという試算は行っておりません。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

給付までの流れ、いろんな自治体でいろんな申請不要とかというような例もあるみたいですけども、南会津町としてはどのような流れになりますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

今ほどいろいろな数字を申し上げましたが、この数字を正確に抽出するには、まずシステム改修が必要になってございます。今回の予算の中で、そういったシステムの改修費も計上させていただきまして、まずはこういったデータをきっちり、正確に抽出というような作業を7月に入ってから行いまして、その後にやはり前回同様、確認書というのを発送を予定してございます。これも漏れなく正確に適正に執行する上での確認ということで、給付対象世帯に漏れなく確認書を送付させていただきたいと思っております。そういったものを8月以降行いまして、その後、9月、10月と確認書の受領を行った上で速やかに支給に移っていくと、そのようなスケジュールでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

一例で申し上げますと、確認書を送付して、昨年非課税世帯に振込み、実施をしているというところに対しては、確認書を送付したことで申請が不要で、送金をするというような例もホームページ等で調べてみると出てたんですけど、町としては確認書を求めてということですか。申請の案内をして、確認書を求めた上で支給に入るということでよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。



○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

この手続につきましては、前回の流れを踏襲いたしまして、確認書を送付いたしまして、それを提出していただいた後に支給するという流れで考えてございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

世帯主の年齢区分、これらも調査しておく、先ほどの80歳以上とかという年齢であると、理解不足等々もあつたりで、未申請、結局申請しないのではなくてできなかったということの把握にもつながるかと思うんですけども、世帯主の年齢というのはどうでしょうか。調査されましたか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちららも概数としてご理解いただければと思うんですが、現在できる限りの抽出を行った結果、10代刻みでの年齢区分は把握してございます。約2,200世帯のうち、時間の関係上詳しくは申し上げませんが、例えば100歳以上の世帯主、今回対象となる世帯につきましては27世帯ございました。90歳以上が385世帯、最もボリュームのある、今回調査の結果、80歳代の世帯が753世帯ということで、こちら全体の33%を占めておりまして、先ほど申し上げました90代につきましては全体の17%ということで、やはり70、80、90というところに大半を占めておりますので、先ほど別の質問でも議員からご指摘ありましたとおり、そういった確認の書類の複雑さ、もしくは提出漏れがあつて、今回残念ながら支給にならなかったというようなことがないように、2回目の経験になりますので、そういったこれまでの反省を踏まえた上で、あとは先ほど申し上げましたその世帯の割合等も勘案しながら、適正な事務は行っていきたいというように思っております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、100歳以上の世帯主の方が27もあるということで大変驚きました。80、90代で50%を占めるということは、やはりまだら認知であつたり、認知症であつたりとかという可能性も、1人で暮らしておられるのか、2人で暮らしておられるのか分かりませんが、そういう可能性もあるので、今、課長が言われたことは非常に重要だと思いますので、申請しないのではなくて申請できなかった。そのために支給できなかったということがないように、ぜひ目配り、気配りをしてほしいというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第37号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第38号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、川島進君の一身上に係る案件でありますので、地方自治法第117条の規定により川島進君の退場を求めます。

〔8番 川島 進議員 退場〕

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立多数です。

よって、議案第38号 監査委員の選任については同意することに決定しました。

ここで川島進君の入場を求めます。

〔8番 川島 進議員 入場〕

○山内 政議長 川島進君にお知らせします。

監査委員の選任については、ただいま起立多数をもって同意することに決定しました。

それでは、ただいま同意されました川島進君よりご挨拶をいただきます。

○8番 川島 進議員 監査委員としてただいま可決いただきましたが、重責であり、身の引き締まる思いであります。これからは監査委員お二人の力を請うて、なおかつ自らも研さんに努め、業務に精励いたしますので、よろしく願いいたします。

○山内 政議長 これでは監査委員の選任についてを終わります。



◎令和5年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 7番、文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和5年請願第2号の「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は令和5年5月30日、福島県福島市上浜町10番38号、福島県教職員組合中央執行委員長、瀬戸禎子氏により提出されたものであり、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、東日本大震災によって、経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和6年以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算の確保を求めるものあります。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る6月19、20日の両日、審査を行いました。審査は請願の趣旨と内容を基に、実際に被災した児童生徒が受けた支援の経過を確認しました。

また、さきの令和5年請願第2号 『被災児童生徒就学支援等事業』の委員会付託に対する提案理由の説明に対し、質疑で一般の貧困家庭と被災家庭の比較についての意見もあったことから、政府の統計資料により、平成7年度から令和3年度までの要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数についても確認しました。詳細は省略します。

被災児童生徒就学援助事業の対象児童生徒数については、平成23年度の東日本大震災から令和3年度までの対象者を確認しました。調査の結果、東日本大震災から10年以上経過している現在において、被災児童生徒数の減少はあるものの、対象となる児童生徒がまだまだいることも確認いたしました。

なお、ふるさとを離れ、避難生活を送っている子供たちが多くいます。被災した子供たちが安心して学ぶためには、長期的経済的支援が必要と考えます。福島県に生まれ育った子供たちが等しく教育が受けられるよう被災した児童生徒、そしてそのご家族を支援していくことは国の責務であると考えます。このことから慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

以上、よろしく申し上げます。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今回の委員長報告も、ほぼ紹介議員の説明のときと変わっていません。私が知りたいのは、つまり被災している方々に対しての支援は、これは誰もが認めるところなんです。だけど、それは実態として、そのお金がどういうふうに使われているんですかということをおそらく調査されたと思うんです。そこを教えてください。

○山内 政議長 文教厚生委員長。

○7番 森 秀一議員 ただいまの9番議員の質問に対してお答えいたします。

当委員会におきましては、東日本大震災により被災した児童生徒の学校等における受入れ等調査、これらについては検討課題として協議したわけなんです、ただいまの質問の内容のところまで踏み込まずに、これは採択すべきということで結論を出しましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博議員に申し上げますが、先ほども申し上げましたが、審査の経過と結果に対する疑義にとどめていただくようにご留意を願います。

○9番 湯田芳博議員 審査の経過について聞いています。審査の経過の中で、いわゆる文教

厚生委員たちが、何を今回の支援の根拠として判断をされたかということを知っています。教えてください。

○山内 政議長 議長から申し上げます。審査の経過は、先ほど文教厚生委員長が経過を述べたとおりであります。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 じゃ、議長に聞きますが、経過の定義はどこまで考えるんですか。

○山内 政議長 この審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようという、これについては基準がありますので、私はそれに基づいてしましたので、そのことについて議会事務局長より答弁させます。

局長。

○星 博文議会事務局長 それでは、議会事務局長より、議員必携お持ちの方は議員必携をご覧いただきたいと思いますが、議員必携の394ページ、町村議会の運営に関する基準の第7章、質疑・応答及び表決の第1節、質疑の94番に「委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。」というふうに規定されておりますので、ただいま議長の説明のとおり、町村議会の運営に関する基準に基づいて、文教厚生委員長のおっしゃった審査の経過と結果に対する疑義でお願いしたいということでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 規定を私は確認したわけではなくて、経過といった場合の経過の定義、経過の範疇はどうなっているんですかということを知りたいんです。

○山内 政議長 議長から申し上げますが、文教厚生委員長が審査の経過、経過を申し上げましたので、それについての質問をしてくださいということにさせていただきたいと思います。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 経過という認識の、委員長の認識をお聞きしたいんですが、今申し上げたのは経過が全てで、それ以上でも以下でもないという、そういうお考えなんですね。

○山内 政議長 再度申し上げますが、文教厚生委員長は両日、2日間審査をしました。その審査の中身について経過を報告いたしましたので、その報告の中身について、その疑義について質問をしていただきたいと思います。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 趣旨は分かります。しかし、具体的な内容は分からないので、私はこれで質疑を終わりますが、賛同はできかねる。

○山内 政議長 これ、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、令和5年請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。再開の放送は5分前に行います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時55分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで議長より申し上げます。

今、一部日程の明確なものがありましたので、議会事務局長から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議会事務局長。

○星 博文議会事務局長 それでは、議会事務局長の星博文です。

私のほうから、ただいま議長から話がありましたように、資料の一部について訂正箇所がございますので、そちらの訂正をお願いしたいというふうに思います。

初めに、議員派遣の件につきまして、議員派遣の件の2、県道高陸田島線改修促進期成同盟会総会、こちらにつきましては昨日付で正式な文書が届きまして、(2)の派遣場所と(3)の期間について変更がございましたので、口頭で申し上げますので、資料の訂正をお願いいたします。

初めに、(2)派遣場所につきましては、今現在、南会津町と福島市と記載されていると思いますが、こちらを下郷町に訂正のほうをお願いいたします。

次に、(3)期間につきまして、現在、令和5年6月下旬もしくは7月下旬というように記載されておりますが、こちらを令和5年7月26日(水)というふうに訂正をお願いいたします。

またもう一つ、閉会中の継続調査申出一覧表、こちらについても添付されているかと思いますが、こちらの3、調査期限というのが一番最後に記載されていると思います。この文面中、読み上げますが、「各委員会ともに、令和4年第3回定例会招集日前日まで。」というふうに



記載されておりますが、この令和4年の部分を令和5年に訂正をお願いいたします。

あと、申し訳ございません、もう一か所ございます。議事日程、第4号の追加1について、令和5年第2回南会津町議会臨時会というふうになってございました。大変申し訳ございませんが、こちらを定例会ということで訂正のほうをお願いしたいというふうに思います。

以上、3か所につきましてご訂正のほうよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 以上、よろしくをお願いいたします。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第1、委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、文教厚生委員長から趣旨説明を求めます。

文教厚生委員長、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、委員会提出議案第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。朗読により説明をさせていただきます。

東日本大震災から12年が経過しました。被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子どもたちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。福島県では、令和4年4月1日時点で、約4千9百人もの子どもたちが、県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されています。このことから、地方から中央に届けることが求められています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。予算措置が単年度で終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和6年度においても本事業を継続し、必要な予算措置を行い、被災した子どもたちに継続した就業支援を実施することを求めるため意見書を提出するもので

す。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

意見書は裏面、別紙のとおりであります。

よろしく申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で、会議を閉じます。

令和5年第2回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 芳 賀 正 義

署 名 議 員 室 井 英 雄